

# 第6期

# 埼玉県地域福祉支援計画

互いに支え合い、「誰一人取り残さない」地域を目指す埼玉づくり

令和3年度～令和5年度  
(2021年度～2023年度)



令和3年3月

彩の国  埼玉県



## ごあいさつ

本県は少子化や急速な超高齢化に伴う本格的な人口減少社会を迎えます。

一方で、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる2025年にかけて、全国トップクラスのスピードで75歳以上の人口が増加すると見込まれることから、誰もが健康で生き生きと活躍できる人生100年時代を見据えた取組を進める必要があります。

また、地域社会に目を向けてみると、単身高齢世帯の増加や核家族化の進行に伴い、地域のつながりの希薄化や社会的な孤立の問題が顕在化するなどの状況が生じています。

さらに、介護、障害、子育て、生活困窮といった様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数の課題を抱えているといった状況が見られ、対応が困難となるケースが増加しています。

このため、これまでの分野ごとに整備されてきた公的福祉サービスの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源のつながりが広がり、その結び付きが強くなることで、誰もが孤立することなく、共に暮らすことができる社会の実現を目指していくことが必要です。

このたび策定した「第6期埼玉県地域福祉支援計画」（令和3年度～5年度）では、「互いに支え合い、『誰一人取り残さない』地域を目指す埼玉づくり」を基本理念として掲げ、地域住民、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人、企業、相談支援機関、行政など、あらゆる主体が参画し、世代や分野を超えてつながり、地域の課題を地域で解決する力を高める取組を定めました。

私はこの計画を通じ、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない社会」、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました埼玉県地域福祉推進委員会及び作業部会の皆様をはじめ、御協力いただきました関係団体や県民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

埼玉県知事 大野 元裕





# 第6期埼玉県地域福祉支援計画 目次

第1章 計画の概要 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の性格と位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の基本方針 .....	4
第2章 地域福祉を取り巻く状況 .....	9
2-1 福祉を取り巻く状況 .....	10
2-1-1 人口・世帯等に関する状況 .....	10
2-1-2 福祉サービスの提供の状況 .....	16
2-1-3 虐待・権利擁護の状況 .....	24
2-1-4 担い手の状況 .....	27
2-1-5 自然災害の頻発・激甚化 .....	31
2-2 これまでの主な地域福祉の取組と成果 .....	32
2-2-1 市町村総合相談支援体制の構築 .....	32
2-2-2 子ども食堂・認知症カフェなど参加の場や居場所の広がり .....	32
2-2-3 住み慣れた地域での暮らしを支える地域包括ケアの構築 .....	34
2-2-4 社会福祉法人による地域における公益的な取組の進展 .....	35
2-2-5 NPO・ボランティア、地域社会活動の状況 .....	36
2-3 近年の地域福祉関連制度の主な動き .....	37
2-3-1 社会福祉法の一部改正 .....	37
2-3-2 「共生」「予防」を両輪とする認知症施策の推進 .....	37
2-3-3 子供の貧困対策・児童虐待防止体制の強化など児童福祉施策の推進 .....	38
2-3-4 ケアラーへの支援 .....	39
2-3-5 虐待防止 .....	40
2-3-6 再犯防止の推進 .....	40
第3章 計画の理念と施策体系 .....	41
1 計画の理念 .....	42
2 施策の体系 .....	43
(1) 基盤づくり ～重層的な支援体制の構築に向けた基盤づくり～ .....	43
(2) 地域づくり ～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～ .....	43
(3) 担い手づくり ～専門職から住民一人ひとりまで地域福祉を支える担い手づくり～ .....	44
(4) 環境づくり ～制度やサービスへつなぐ環境づくり～ .....	44
(5) 市町村の支援と計画の推進 .....	44

第4章 施策の展開 .....	47
柱1 基盤づくり ～重層的な支援体制の構築に向けた基盤づくり～ .....	48
1-1 市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援 .....	48
1-2 社会とのつながりの回復や社会参加に向けた支援 .....	63
1-3 権利擁護体制の充実 .....	66
1-4 成年後見制度の利用促進 .....	71
柱2 地域づくり ～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～ .....	76
2-1 地域福祉の場・拠点づくりの促進 .....	76
2-2 地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充 .....	81
2-3 災害時に備えた支援の取組の充実 .....	85
2-4 地域の子育て力の充実 .....	90
2-5 子供の貧困に対する取組の強化 .....	94
2-6 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり .....	99
柱3 担い手づくり ～専門職から住民一人ひとりまで地域福祉を支える担い手づくり～ .....	104
3-1 介護、保育等サービス人材の確保等 .....	104
3-2 住民が地域福祉の課題を学び、考える機会(福祉教育・学習)の充実 .....	108
3-3 地域福祉を担う住民の育成の拡充 .....	112
3-4 NPO・ボランティア団体、自治会等の地域活動への支援 .....	115
3-5 社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化 .....	118
柱4 環境づくり ～制度やサービスへつなぐ環境づくり～ .....	122
4-1 ケアラーへの支援の推進 .....	122
4-2 生活困窮者対策の推進 .....	124
4-3 孤立や配慮が必要な人への支援 .....	129
4-4 苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実 .....	138
4-5 障害者への理解の促進と誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり .....	142
4-6 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり .....	149
柱5 市町村の支援と計画の推進 .....	154
5-1 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援 .....	154
5-2 計画の進捗管理 .....	157
参考資料 .....	161
1 埼玉県地域福祉支援計画数値目標一覧 .....	162
2 埼玉県地域福祉支援計画策定の経緯 .....	163
3 埼玉県地域福祉推進委員会設置要綱及び委員名簿 .....	164
4 埼玉県地域福祉推進委員会作業部会設置要綱及び作業部会員名簿 .....	166
5 埼玉県地域福祉支援計画取組の県担当課一覧 .....	168
6 社会福祉法(昭和26年法律第45号)〈抄〉 .....	169

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本県では、平成30年度から令和2年度（2018年度～2020年度）を計画期間とする「第5期埼玉県地域福祉支援計画」を策定し、市町村の地域福祉の取組を支援してきました。

このたび、計画期間の満了を迎えるに当たり、少子化や異次元の高齢化、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の福祉分野ごとの相談支援体制では対応が困難な、個人や世帯の抱える課題が複雑化・複合化している状況、そして地域福祉について規定している社会福祉法の一部改正（令和3年（2021年）年4月1日施行）への対応など、引き続き市町村の地域福祉の取組を支援する必要があることから、新たに「第6期埼玉県地域福祉支援計画」を策定することとしました。

## 2 計画の性格と位置づけ

この計画は、社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援するものであり、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画として位置付けられるものです。

また、「埼玉県高齢者支援計画（認知症施策推進計画）」、「埼玉県障害者支援計画」、「埼玉県子育て応援行動計画」、「埼玉県ケアラー支援計画」、「埼玉県再犯防止推進計画」など個別計画との連携・整合を図りながら、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載した計画です。

さらに、市町村支援のガイドラインとしても位置付けられます。

## 3 計画の期間

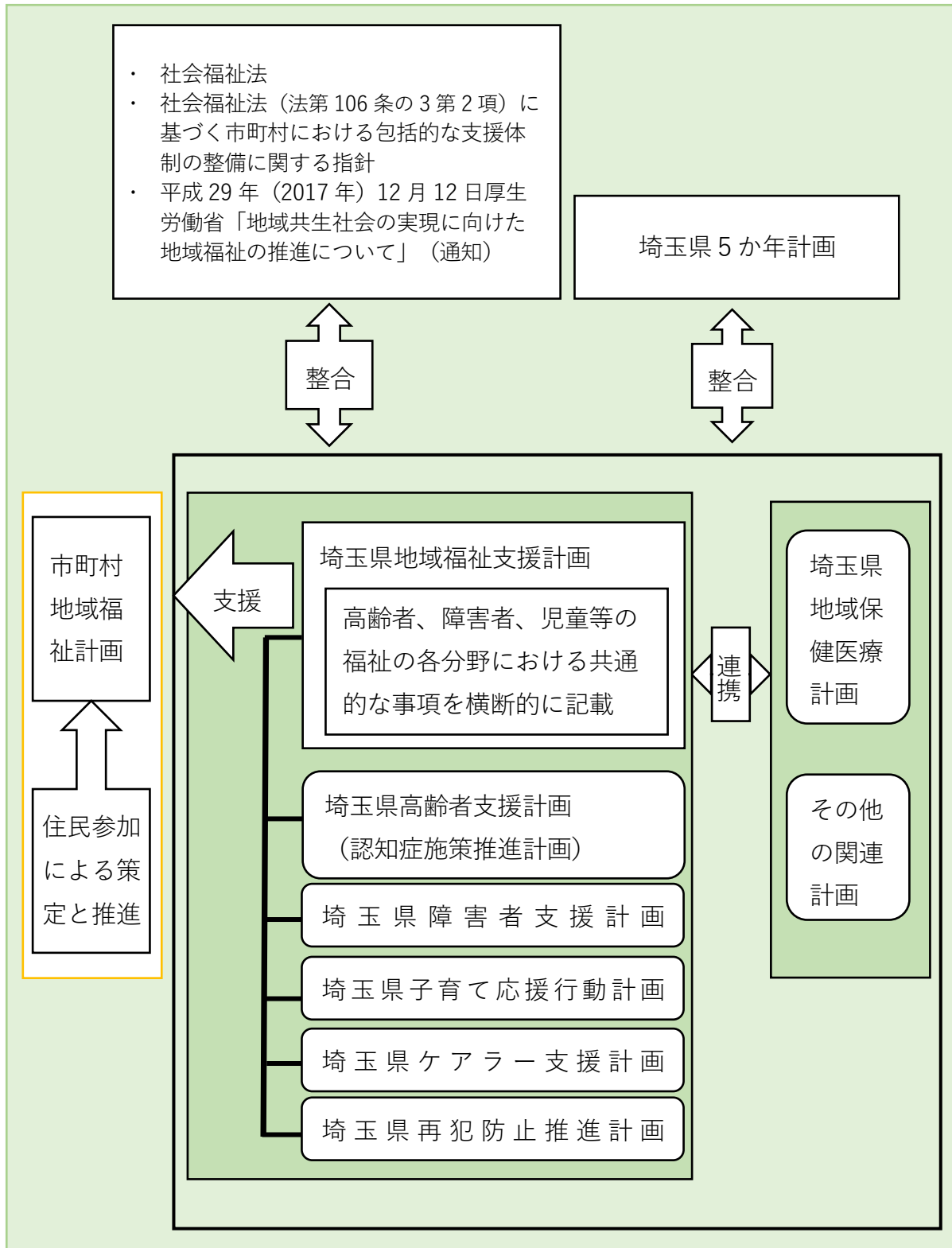
令和3年度から令和5年度（2021年度～2023年度）までの3年間とします。



■「地域福祉」とは

地域において人々が安心して暮らせるよう、住民、団体、企業、行政がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決等に取り組む考え方は、具体的には、法律等の制度に基づき提供される公的福祉サービスや住民・ボランティア団体などによる支え合いの取組などを相互に生かしながら、住民の福祉ニーズに応じていくものです。

■埼玉県地域福祉支援計画の位置付け



## 4 計画の基本方針

社会福祉法の改正内容や県の実情を踏まえ、次の方針で市町村の地域福祉の取組を支援します。

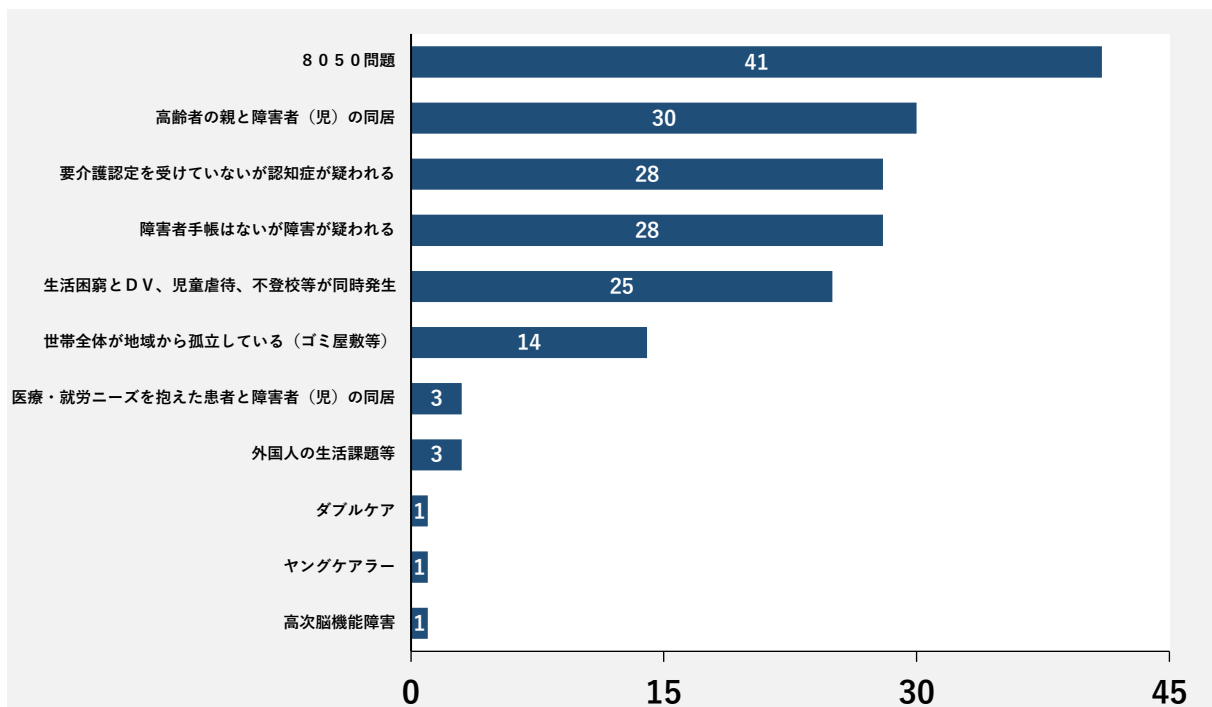
- (1) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築支援
- (2) SDGs の理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現
- (3) 超高齢化・少子化など本県で顕著な傾向への対応

### (1) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築支援

これまで、公的な福祉サービスについては、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の対象者別に、それぞれの相談支援機関により支援の充実が図られてきました。

しかし、公的福祉サービスだけでは対応できないケースや、高齢の親と無職の子供が同一世帯にいるケース、介護と子育ての両方に課題を抱えているケース、制度の狭間にあるケースなど複合課題（以下「複合課題」という。）を抱えている方・世帯が増加しており、対象者別の相談支援体制では対応が難しい事例が増えています。

図1 相談が増加している複合課題の内容（市町村数：複数回答）



〔福祉政策課調べ（令和2年6月実施）<sup>1</sup>〕

<sup>1</sup> 福祉政策課調べ（令和2年6月実施）：県福祉政策課が実施した市町村に対する地域福祉に関する基礎調査の結果（令和2年（2020年）6月実施）によるもの。（以下同じ）

## 第1章 計画の概要

このような状況を踏まえ、国は制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「**地域共生社会**」という理念を、今後の福祉改革のコンセプトとして掲げました。

そこで平成29年（2017年）に社会福祉法が一部改正され（平成30年（2018年）4月1日施行。以下「平成29年改正社会福祉法」とする。）、地域福祉の理念が明記されるとともに、市町村が「**包括的な支援体制づくり**」に努めることが規定されました。

県でも第5期地域福祉支援計画で、制度や施策の縦割りの弊害をなくし、市町村が複合課題に適切に対応するために、「市町村総合相談支援体制づくり」を提案してきました。

さらに国は、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備する方策を検討するため、令和元年度（2019年度）に、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」を設置し、同年12月26日に最終とりまとめを公表しました。

最終とりまとめでは、市町村が包括的な支援体制の構築を進めるため、①本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「相談支援」、②社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援である「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に進める新たな事業の創設を行うべきであるとしています。

この最終とりまとめを踏まえ、令和2年（2020年）6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法が一部改正されました（以下「令和2年改正社会福祉法」とする。）。市町村が包括的な支援体制を構築するための規定が充実され、**重層的支援体制整備事業**（市町村の任意事業、詳細は50頁）が創設されました。

県では、これまでの県の取組や法改正の趣旨を踏まえ、市町村における包括的な支援体制の構築をさらに支援していきます。

## ■用語解説

### 地域共生社会とは？

---

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

出典：平成29年2月7日厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）

### 地域包括ケアシステムとの違い

---

地域包括ケアシステムは、高齢者が医療や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活圏域の中で、医療・介護・介護予防<sup>2</sup>・生活支援・住まいが包括的に提供される体制のこと。

地域包括ケアシステムが、高齢者の支援を地域で包括的に確保するというものであるのに対し、地域共生社会は、必要な支援を包括的に提供するという考え方を、障害者、児童などへの支援や複合課題に広げたものとされる。

出典：平成29年4月5日衆議院厚生労働委員会

### 共生社会とは？

---

障害を理由とする差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会のこと。

### 包括的な支援体制とは？

---

分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人や世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる体制のこと。専門職による多職種連携や地域住民との協働が必要となる。

出典：平成29年12月12日厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知）」

---

<sup>2</sup> 介護予防：介護が必要な状態になることを防ぐための健康づくりの取組。

## (2) SDGsの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現

国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。我が国においてもSDGsの実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。

このSDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであります。

SDGsでは2030年を年限として、17の共通目標を提示しています。社会福祉分野における事業や活動は、この目標のいくつかをすでに体現しています。

たとえばSDGsの目標1の「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」は、地域のなかの生活困窮者や貧困世帯の子ども等への支援に重なります。

目標3の「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」は、社会福祉事業や地域福祉活動そのものということが言えます。

SDGsの17の目標における取り組みを意識し、SDGsの達成に貢献していきます。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要

出典：外務省HP



### (3) 超高齢化・少子化など本県で顕著な傾向への対応

#### 異次元の高齢化への対応

本県は、今後急激な高齢化の進行が見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成27年（2015年）から令和7年（2025年）にかけて高齢者（65歳以上）は約24万人増加すると予想されています。増加率は12.7%と全国5位で、特に75歳以上の高齢者数の増加率は56.4%で全国1位となり、異次元の高齢化が進むこととなります。

こうした急激な高齢化により、医療や介護サービスに対する需要の増加などへの対応が必要となっています。また、今後は高齢者世帯が占める割合が高くなると見込まれるため、高齢者が安心して地域で暮らせる社会づくりを進めていく必要があります。

#### 少子化と地域全体による子供と子育て家庭の応援

県の合計特殊出生率は、過去最低の1.20となった平成16年（2004年）以後は増加に転じたものの、近年は減少が続いており、人口維持に必要な2.07を大きく下回っています。

このため、安心して子供を産み育てることができる社会づくりが必要です。行政、子育て支援施設、子育て支援団体、ボランティア、企業、学校など地域全体が連携し、「子育て」と「親育ち」の支援や子供を産み育てることに希望を持てる社会づくりが必要です。

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

## 2-1 福祉を取り巻く状況

### 2-1-1 人口・世帯等に関する状況

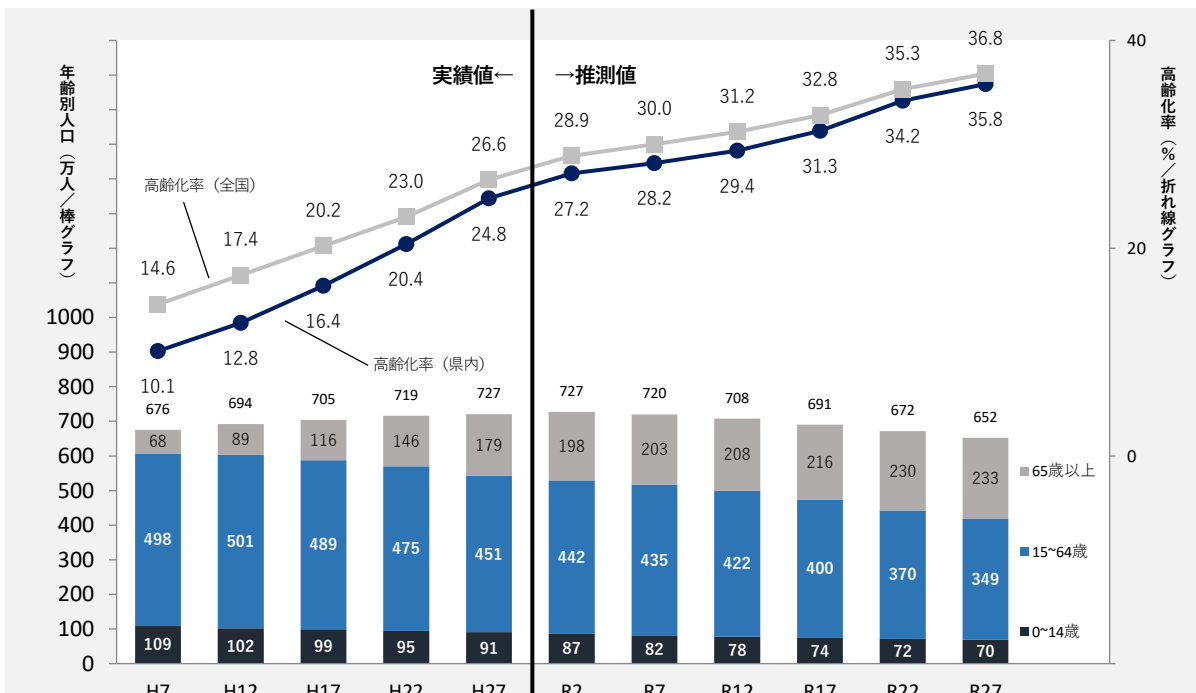
#### ①人口減少と高齢化の進行

埼玉県は、昭和30年代から平成2年（1960年代～1990年）にかけて急激に増加し、平成17年（2005年）には700万人を超えました。平成27年（2015年）国勢調査結果を基にした推計では、令和2年（2020年）頃に人口ピークを迎えるとされています。なお、令和2年（2020年）10月1日現在の県推計人口は約734万人となっています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）は昭和55年（1980年）の146万人をピークに減少が続いています。また、生産年齢人口（15～64歳）は、全国では平成7年（1995年）頃から減少しており、埼玉県においても平成12年（2000年）の501万人をピークに減少が続いています。

一方で高齢者人口（65歳以上）は平成27年（2015年）に約179万人、高齢化率も24.8%となり、超高齢社会（高齢化率21%超）となっています。

■図2 本県の将来人口の見通し（年齢3区分別）



※国勢調査の人口総数には年齢不詳を含むため、年齢別人口の合計とは一致しない

H7～H27：総務省「国勢調査」

R2～R27：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)推計）」

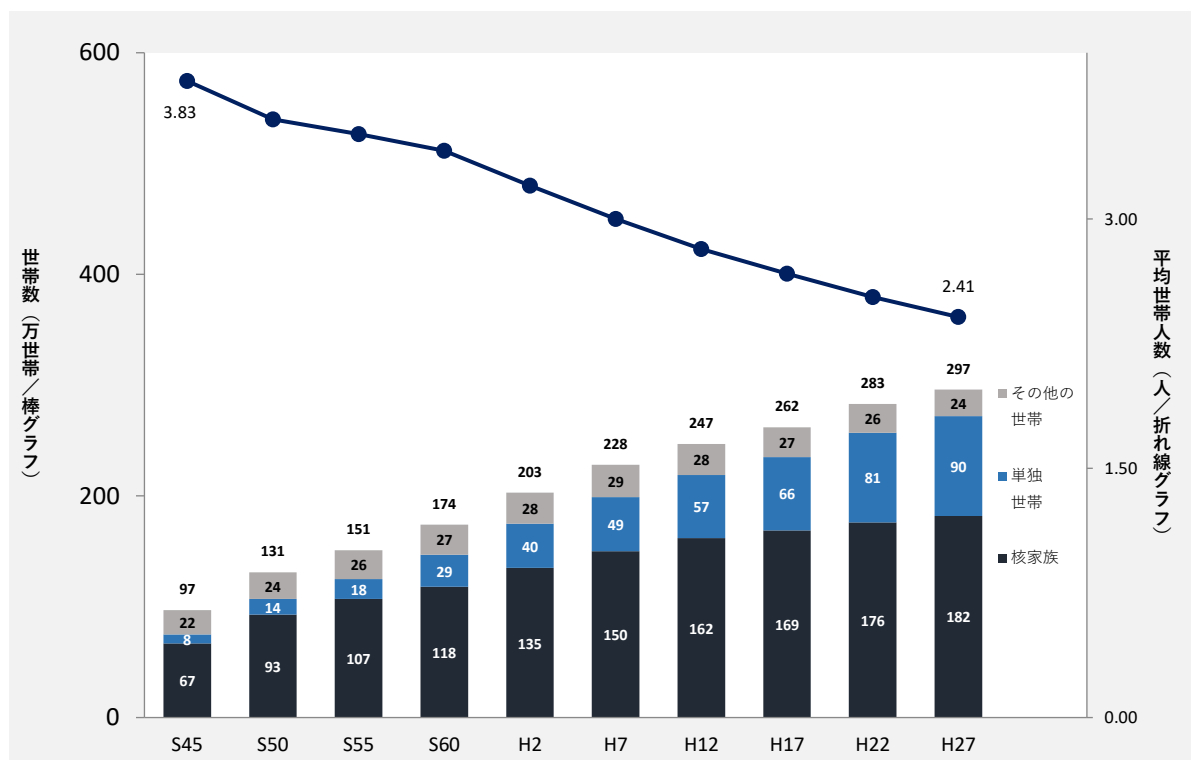


②世帯の変化と単独世帯の増加

世帯数は増加傾向にあり、昭和45年（1970年）の97万世帯から、平成27年（2015年）には297万世帯に増加しました。一方で、平均世帯人員数は減少傾向にあり、昭和45年（1970年）の3.83人から、平成27年（2015年）には2.41人に減少しています。

世帯構成をみると、核家族世帯（夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親又は女親と子供から成る世帯の合計）が昭和45年（1970年）には67万世帯で全世帯の69%でしたが、平成27年（2015年）には182万世帯と全世帯の61%となっています。また、単独世帯（世帯人員が一人のみの世帯）が近年増加しており、昭和45年（1970年）には8万世帯でしたが、平成27年（2015年）には90万世帯と約11倍に増加し、全世帯に占める割合も30%に増加してきています。

■図3 本県の世帯数と平均世帯人員数の推移



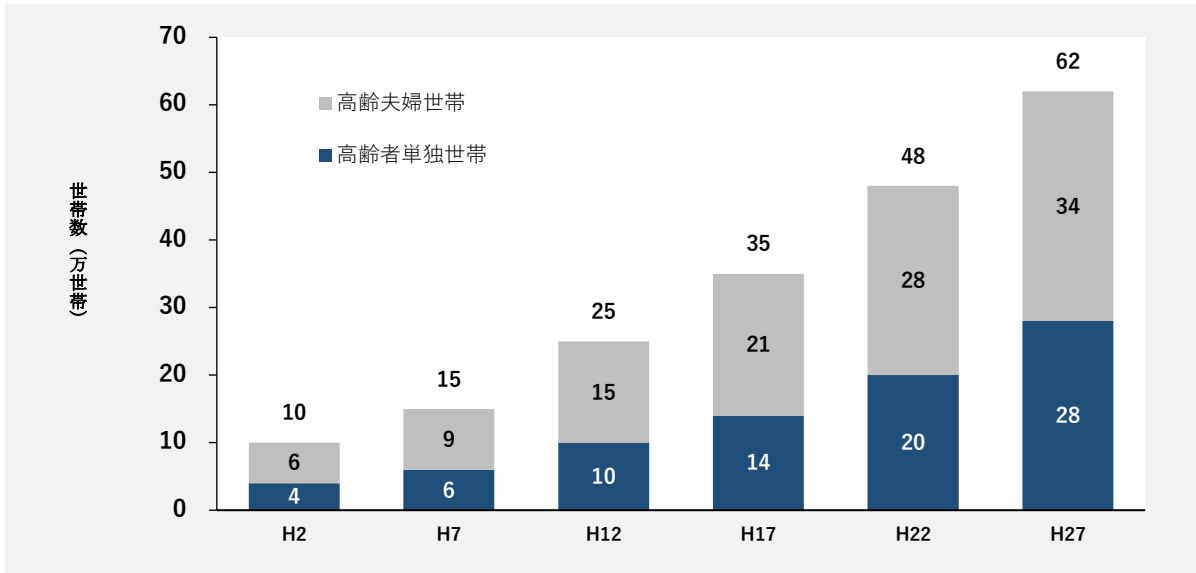
※国勢調査の世帯数については、四捨五入してあるため、内訳の合計とは一致しない。

総務省「国勢調査」を基に作成

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

また、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）及び高齢者（65歳以上）単独の世帯である高齢者世帯は、平成2年（1990年）には合わせて10万世帯で、全世帯の5%にすぎませんでした。平成27年（2015年）には62万世帯と25年間で約6倍となり、全世帯の21%を占めています。

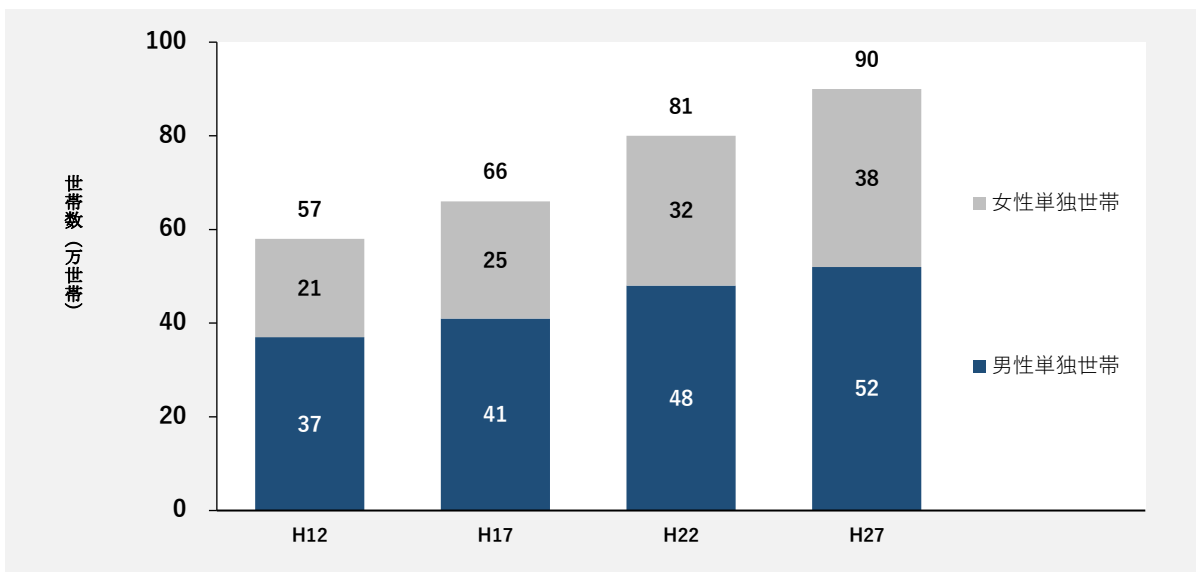
■図4 本県の高齢者世帯数の推移



総務省「国勢調査」を基に作成

単独世帯数は高齢者世帯に限らず増加しており、平成12年（2000年）には男性単独世帯約37万世帯、女性単独世帯約21万世帯でしたが、平成27年（2015年）には男性単独世帯約52万世帯、女性単独世帯約38万世帯と増加しています。

■図5 本県の単独世帯数の推移



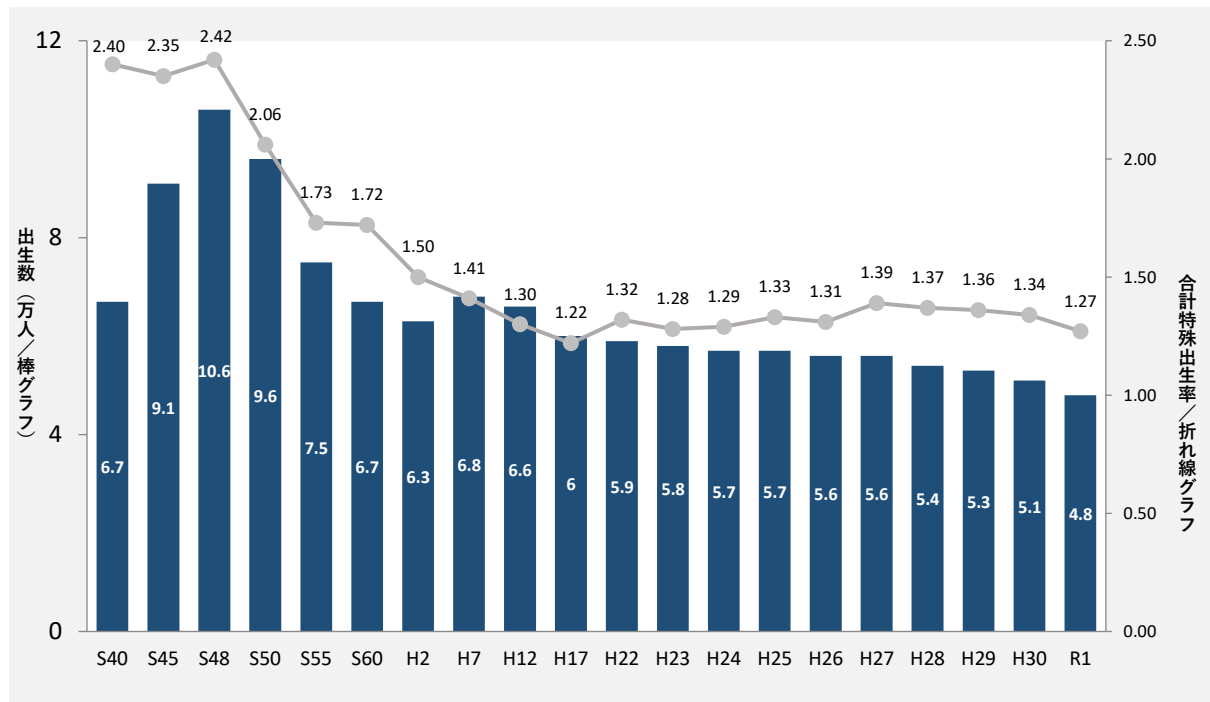
総務省「国勢調査」を基に作成

※国勢調査の世帯数については、四捨五入してあるため、内訳の合計とは一致しない。

③少子化の進行

本県における出生数は昭和48年（1973年）以降、平成2年（1990年）頃まで減少を続け、いったん増加したものの平成12年（2000年）から減少傾向にあります。合計特殊出生率を見ると、昭和60年（1985年）から平成17年（2005年）年にかけて、1.72から1.22へと減少し、それ以降上昇に転じたものの、近年は再び減少が続いています。令和元年（2019年）は1.27で、これは全国第43位となっています。

■図6 本県の出生数と合計特殊出生率

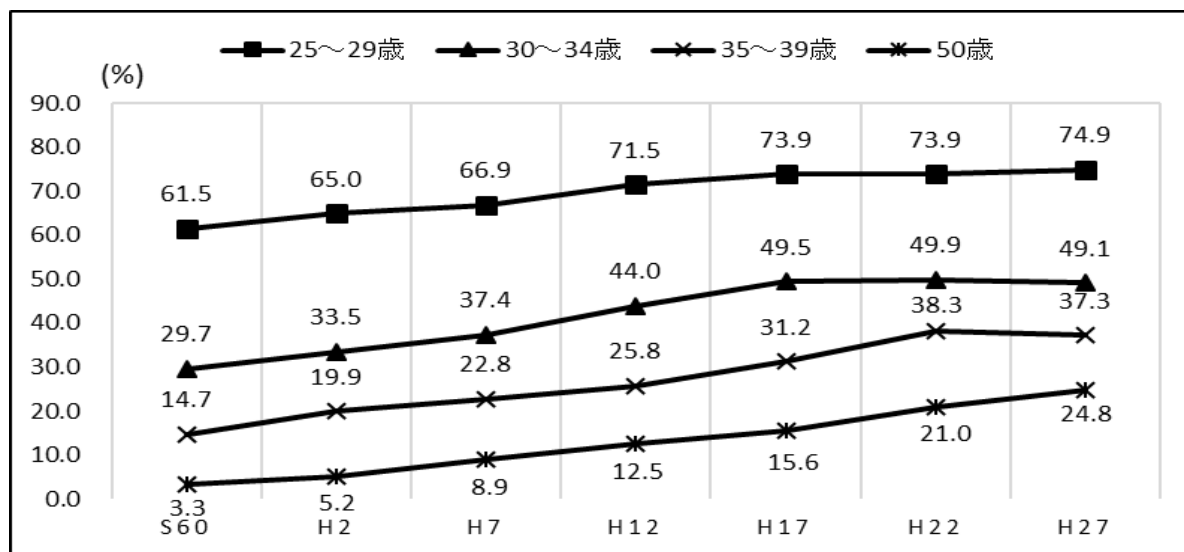


厚生労働省「人口動態統計」を基に作成

④未婚化・晩婚化の進行

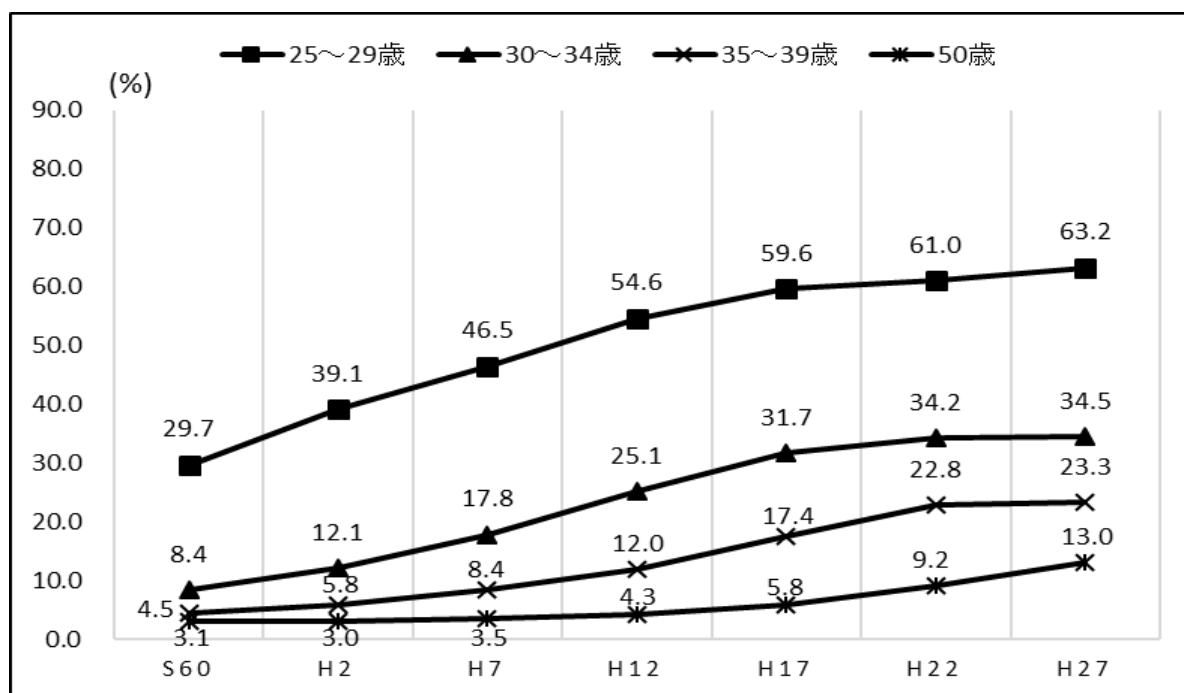
本県における未婚率は男女ともに昭和60年（1985年）年以降、大幅に上昇しています。特に、35歳～39歳の男性の未婚率は、昭和60年（1985年）の14.7%から平成27年（2015年）には37.3%に大幅に上昇しています。また、25歳～29歳の女性の未婚率も昭和60年（1985年）の29.7%から平成27年（2015年）には63.2%に大幅に上昇しています。男性は全ての年代において全国平均よりも未婚率が高く、女性は30歳以上の各年代において全国平均より未婚率が低くなっています。

■図7 本県の年齢階級別未婚率の推移（男性）



総務省「国勢調査」を基に作成

■図8 本県の年齢階級別未婚率の推移（女性）

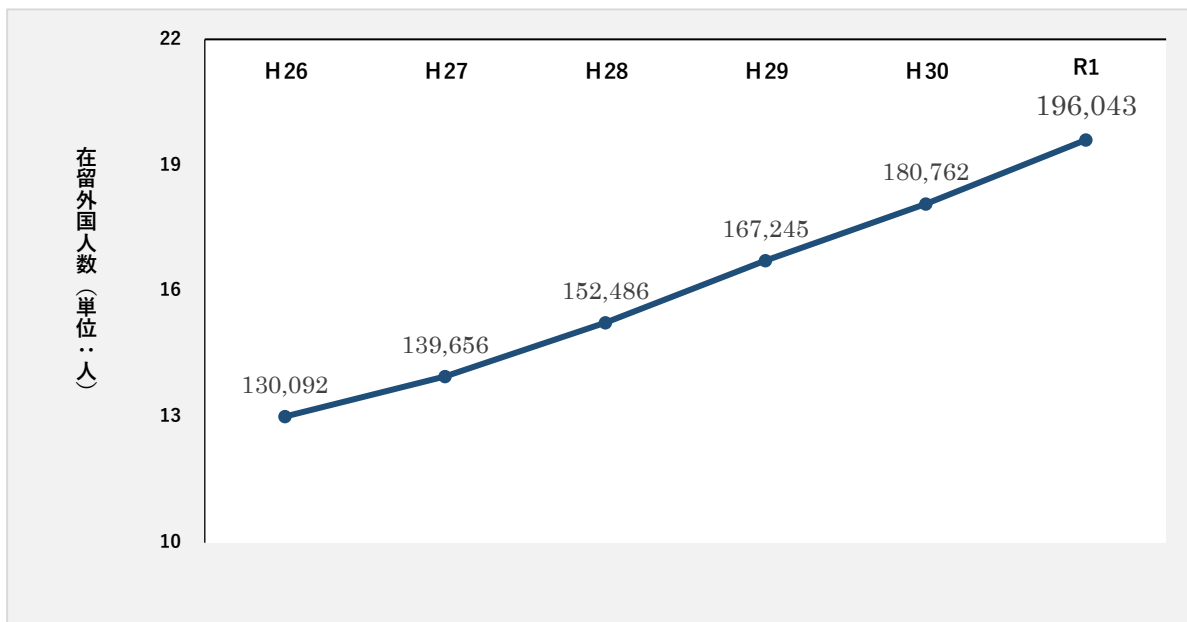


総務省「国勢調査」を基に作成

⑤在留外国人数の増加

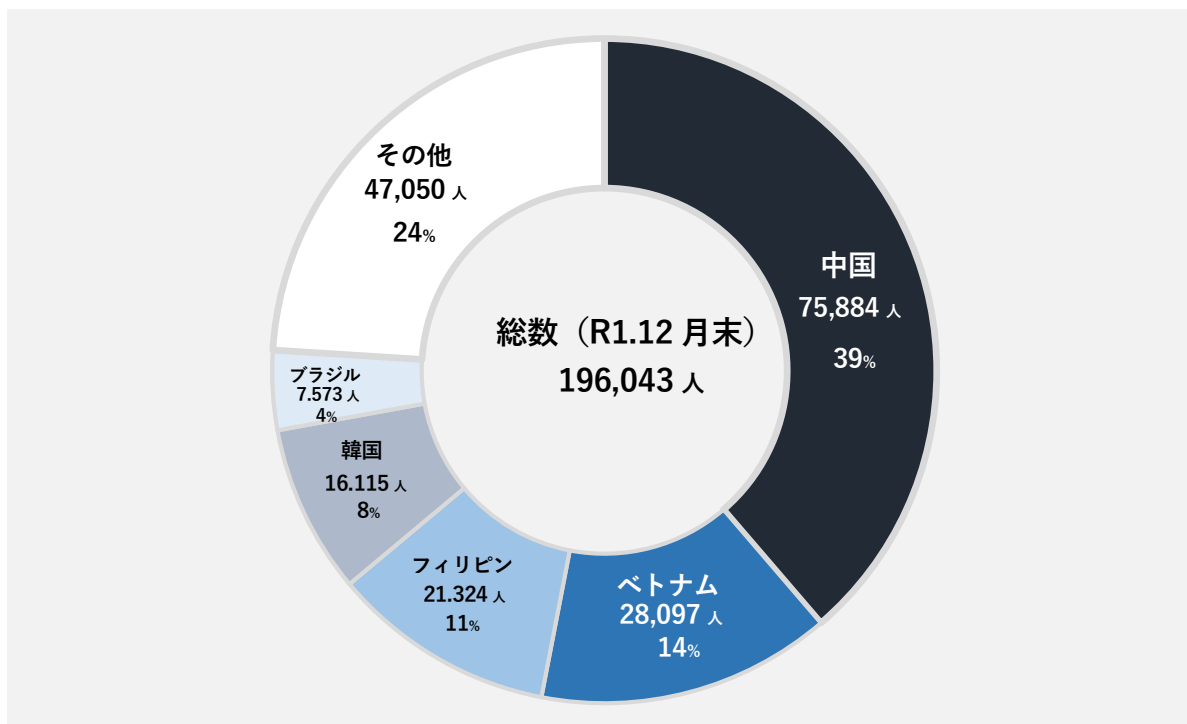
本県における在留外国人数は増加傾向にあり、令和元年（2019年）12月末時点で196,043人となり、平成26年（2014年）時点と比較すると約6万人増加しました。国籍は159の国及び地域と幅広く、人数は多い順に中国（台湾を除く）、次いでベトナム、フィリピン、韓国、ブラジルとなっています。

■図9 本県における在留外国人数の推移



法務省「在留外国人統計」を基に作成

■図10 令和元年（2019年）12月末時点の在留外国人数の内訳



法務省「在留外国人統計」を基に作成

2-1-2 福祉サービスの提供の状況

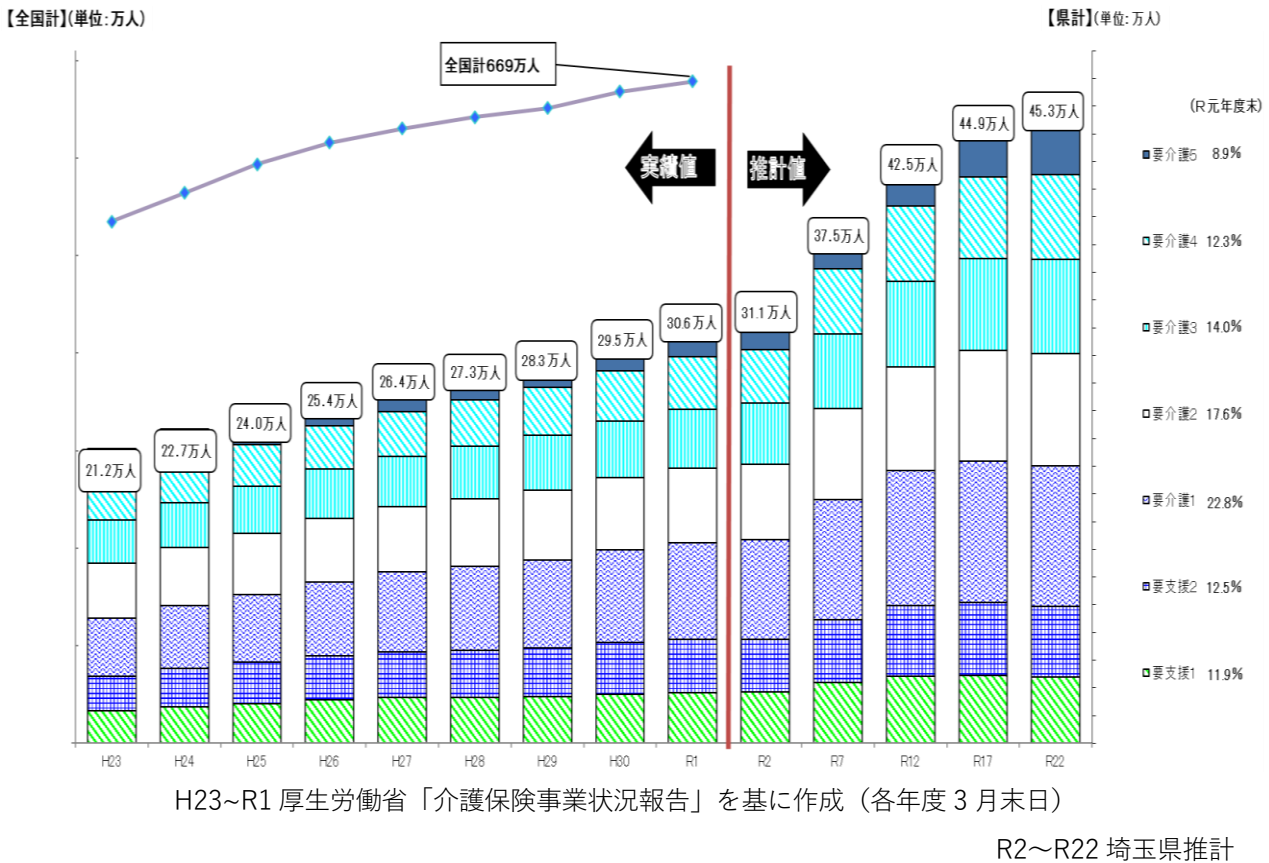
①高齢者に関する状況

本県の令和元年度（2019年度）末の要介護（要支援）認定者数は約31万人で、介護保険制度創設時の平成12年（2000年）4月と比較すると、約4.7倍に増加しています。

要介護（要支援）認定者の割合を要介護度別にみると、要介護1が69,717人（22.8%）で最も高く、次いで要介護2が53,959人（17.6%）、要介護3が42,759人（14.0%）となっています。

また、介護保険の第1号被保険者約194万人のうち、要介護（要支援）認定者は約30万人であり、その割合は約15.4%となっています。

■図11 要介護認定者及び介護度別認定者数



②障害者に関する状況

障害者に関する状況は、令和元年度（2019年度）末で障害者手帳所持者数は、320,391人、県人口に占める割合は4.4%で、おおむね県民25人に1人が手帳を所持していることとなります。県人口に占める割合も年々増加の傾向にあります。

■表1 本県の障害者手帳所持者数

区分等	年度	平成18年度 (県人口比)	平成23年度 (県人口比)	平成28年度 (県人口比)	令和元年度 (県人口比)
県人口(人)		7,085,220	7,204,353	7,294,490	7,341,794
a 身体障害者手帳所持者数(人)		184,800 (2.6%)	197,999 (2.7%)	206,230 (2.8%)	205,542人 (2.8%)
b 療育手帳所持者数(人)		31,534 (0.4%)	37,729 (0.5%)	46,124 (0.6%)	51,271人 (0.7%)
c 精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)		19,147 (0.3%)	31,429 (0.4%)	48,536 (0.7%)	63,578人 (0.9%)
手帳所持者数計(人)		235,481 (3.3%)	267,157 (3.7%)	300,890 (4.1%)	320,391人 (4.4%)
a + b + c					

※手帳所持者数は各年度末現在の数字。

※県人口（翌年度4月1日現在）は県統計課「埼玉県推計人口」による。

※精神障害者保健福祉手帳制度は平成7年（1995年）10月に創設。

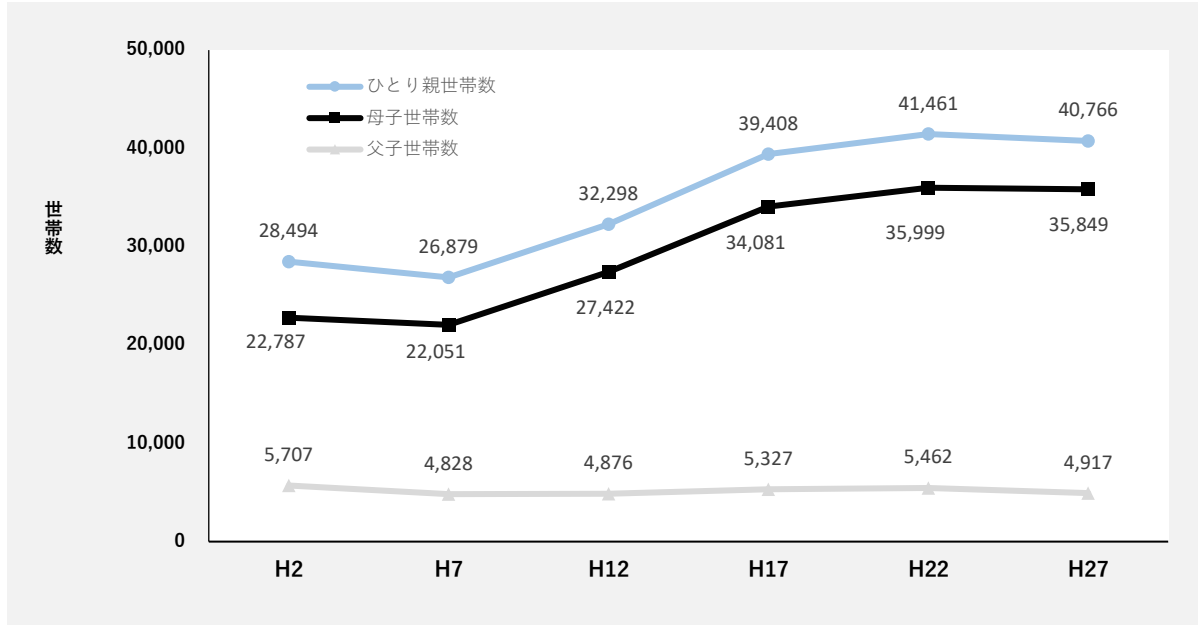
障害者福祉推進課調べ

③児童に関する状況

本県におけるひとり親世帯数は、平成27年（2015年）には、40,766世帯と平成7年（1995年）の26,879世帯と比較すると、約1.5倍増加しています。

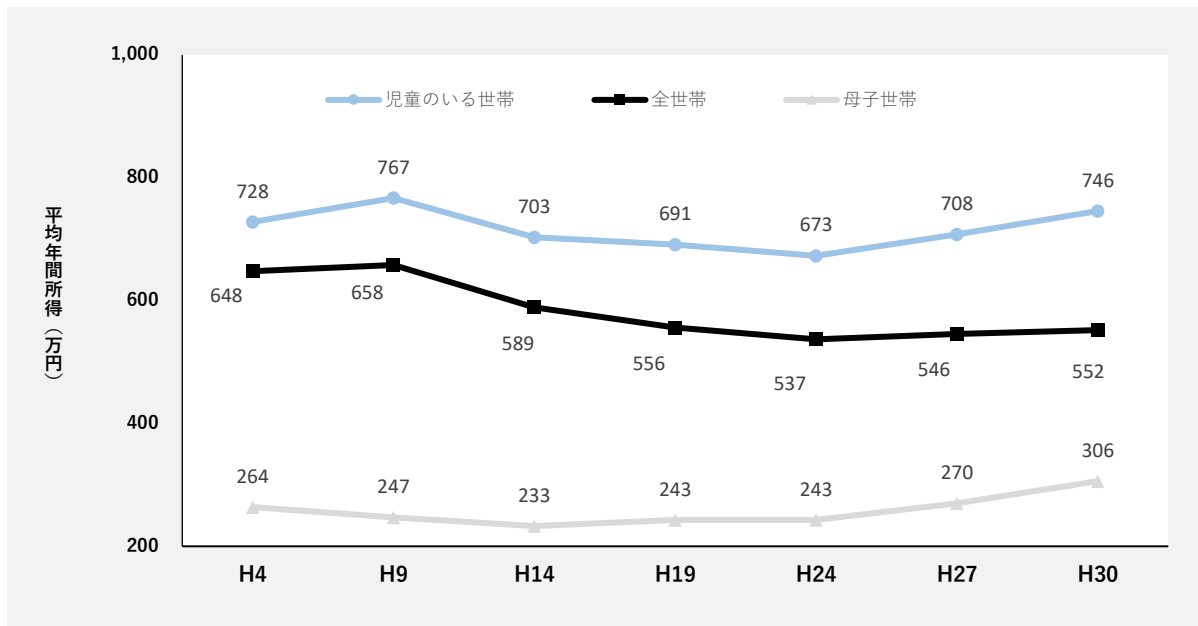
全国の母子世帯の平均年間所得の推移を見ると、依然として母子世帯は、全世帯、とりわけ児童のいる世帯と比べて平均年間所得額に大きな差がある状況です。

■図12 本県のひとり親世帯数の推移



総務省「国勢調査」を基に作成

■図13 全国の世帯当たりの平均年間所得の推移



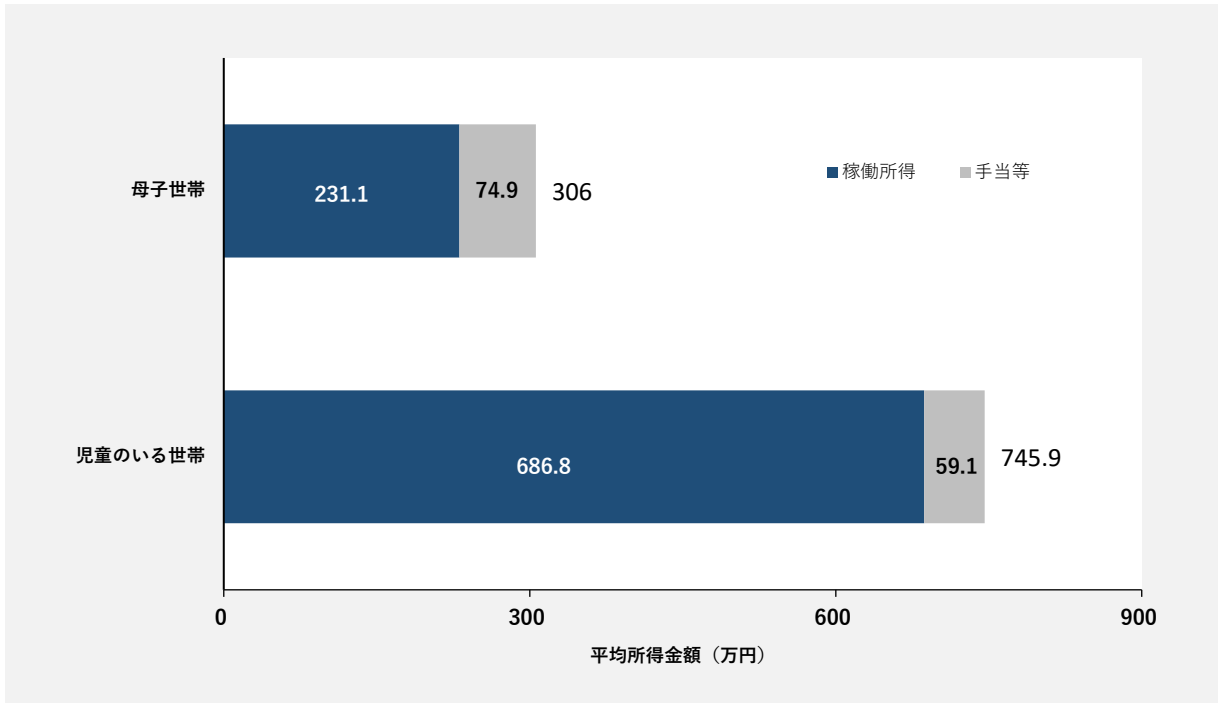
厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に作成



## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

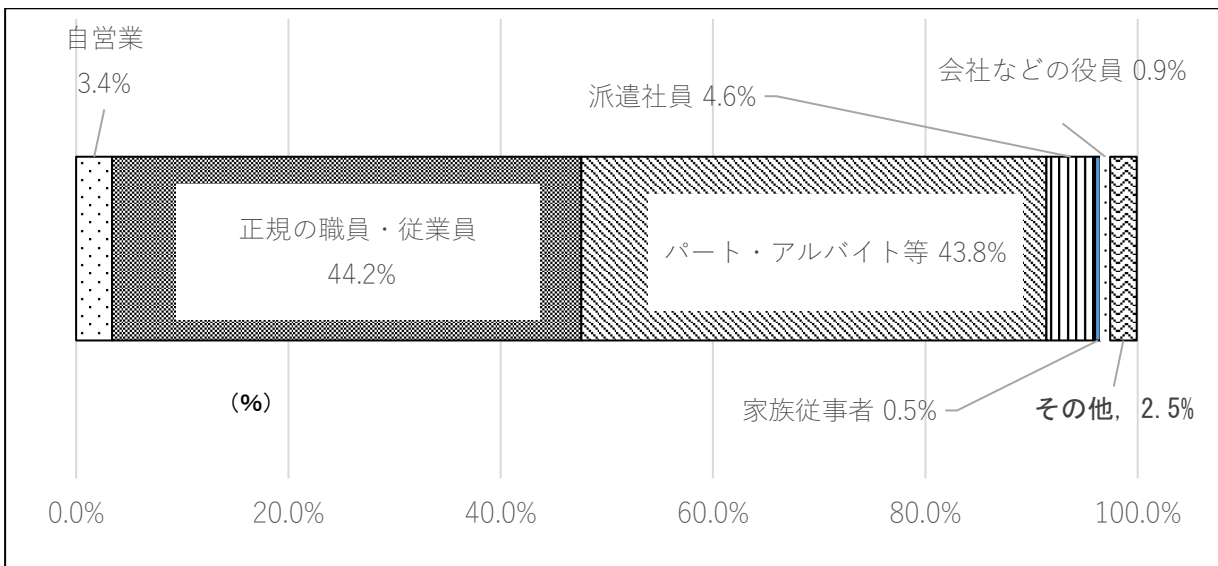
母子世帯の総所得は平均で年間306万円と、児童のいる世帯の総所得の41%に留まっており、経済的に厳しい状況がうかがえます。パート・アルバイト等の割合が高いなど、就業の状況等が不安定であることが影響しています。

■ 図14 児童のいる世帯と母子世帯の平均所得金額（全国）



厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に作成

■ 図15 母子世帯の就業状況（全国）



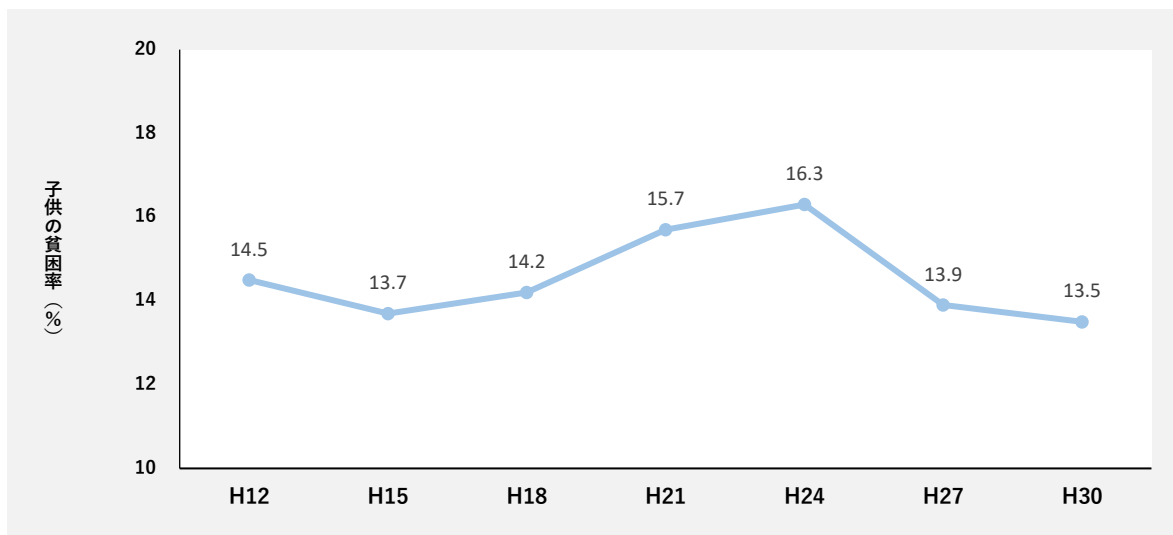
平成28年度全国ひとり親世帯等調査

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

子供の貧困率は、平成30年(2018年)で13.5%となっており、子供の7人に1人が貧困状態にあるなど深刻な状況です。生まれ育った家庭の経済状況が子供の進学や就職などに影響を及ぼし、格差の固定化や貧困の連鎖につながるものが懸念されます。

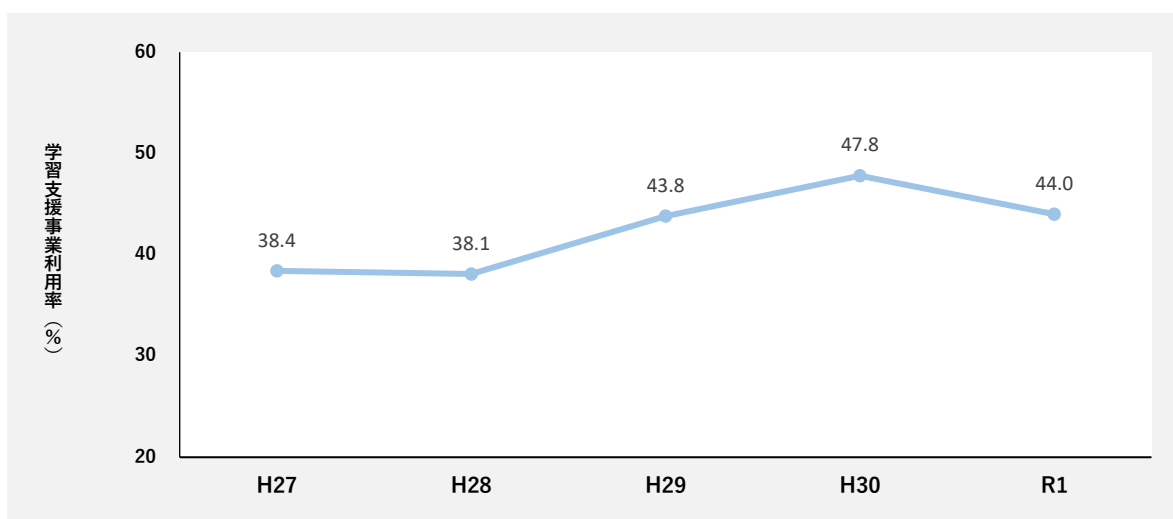
県では「貧困の連鎖」を断ち切るため、生活保護世帯・生活困窮世帯の子供に対する学習支援を進めているほか、子ども食堂などの子供の居場所づくりを進めています。

■ 図16 全国の子供の貧困率の推移



厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に作成

■ 図17 本県の生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率



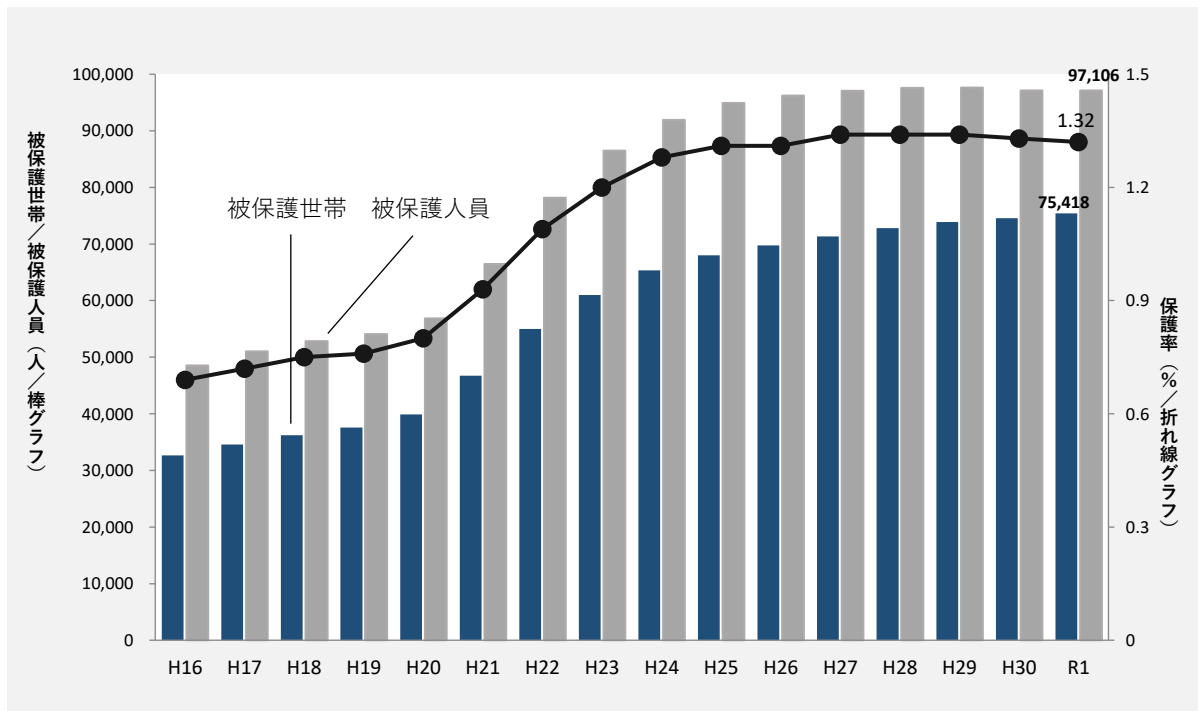
社会福祉課調べ

④生活保護に関する状況

令和2年（2020年）11月現在の生活保護の世帯数は76,497世帯で、保護者数は97,103人です。近年は、平成20年（2008年）9月のリーマンショックなどを契機とした経済情勢の悪化により、保護を受給する世帯が急増しましたが、平成26年（2014年）以降、雇用情勢の好転などにより稼働年齢層のいる世帯の伸びは落ち着いています。

一方、本県の急速な高齢化とともに、高齢者世帯は年々増加し、保護受給世帯全体を押し上げています。保護率は1.32%で、全国の保護率（1.63%）より低くなっています。

■図18 年度別保護率（12ヶ月平均）等の推移



社会福祉課調べ

■表2 世帯類型別世帯の割合

	高齢者世帯	傷病・障害者世帯	母子世帯	その他世帯
埼玉県	53.6%	24.7%	4.6%	17.0%
全国	55.4%	24.9%	4.6%	15.1%

令和2年11月（2020年）現在

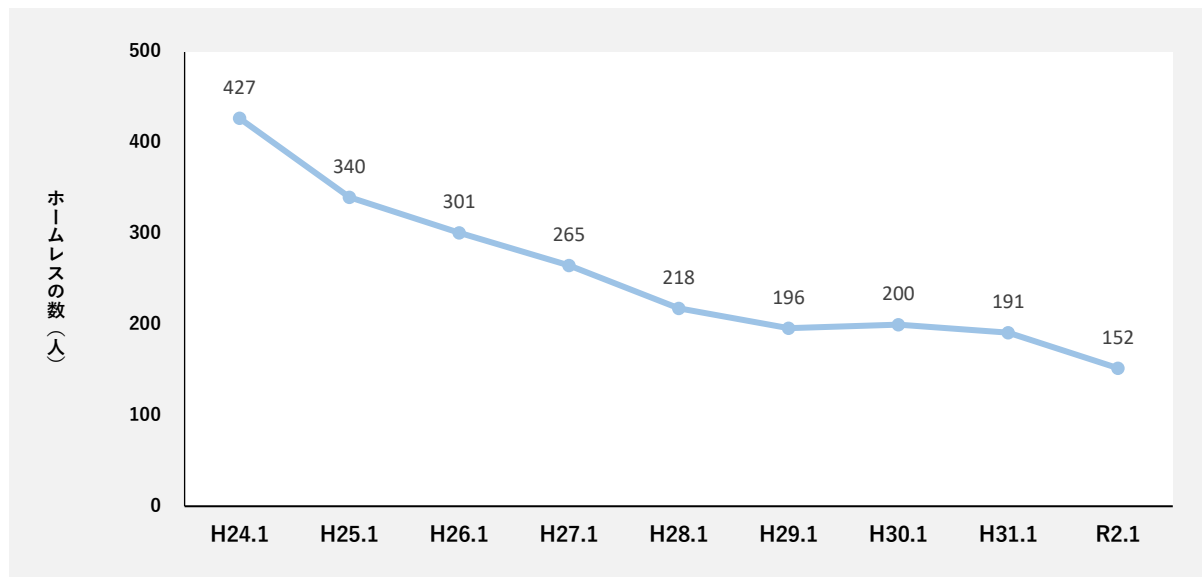
※構成比は端数処理しているため、合計が100%にならない場合がある。

社会福祉課調べ

⑤ホームレスの状況

本県が把握しているホームレス数は減少傾向にあります。ホームレス対策については、平成14年（2002年）の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の施行や平成27年（2015年）の「生活困窮者自立支援法」の施行などにより、支援体制が整備されてきています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今後の動向を注視する必要があります。

■図19 本県のホームレス数の推移



※「ホームレス数」は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第2条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」として市町村が目視で調査しているものです。

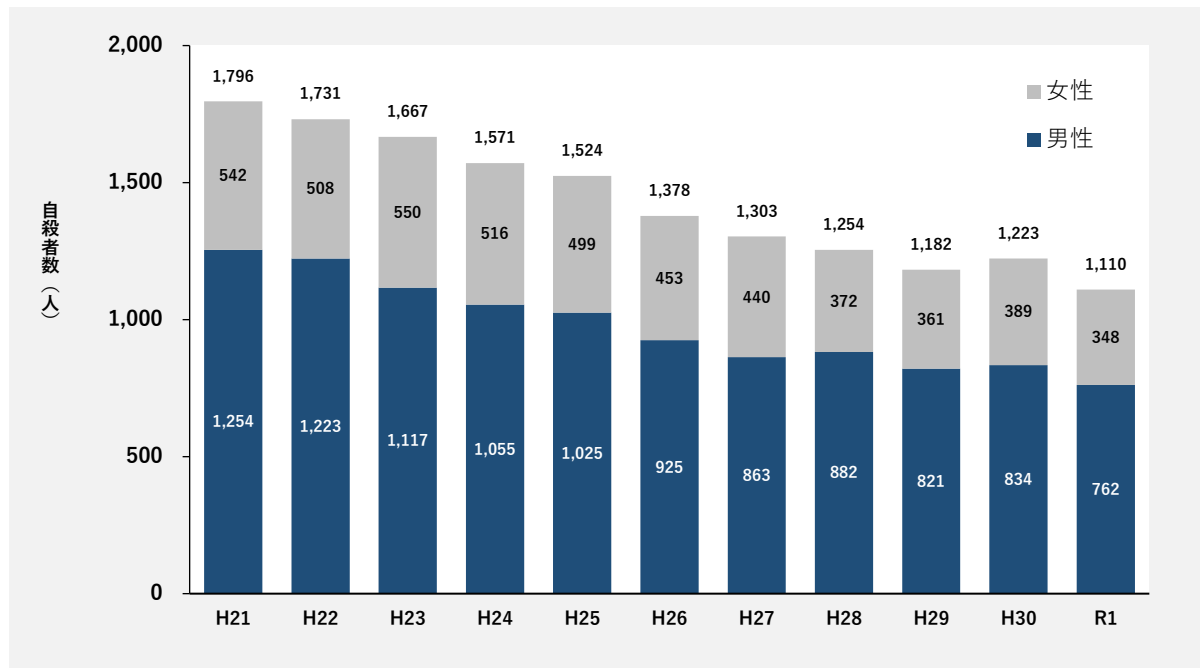
社会福祉課調べ

⑥自殺者の状況

年間の自殺者数は、平成21年（2009年）の1,796人をピークに減少傾向にあります。

しかし、新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言が解除（令和2年5月25日）後の令和2年6月以降、月別の自殺者数は増加傾向にあります。このため、今後の傾向を注視する必要があります。

■図20 本県の自殺者の推移



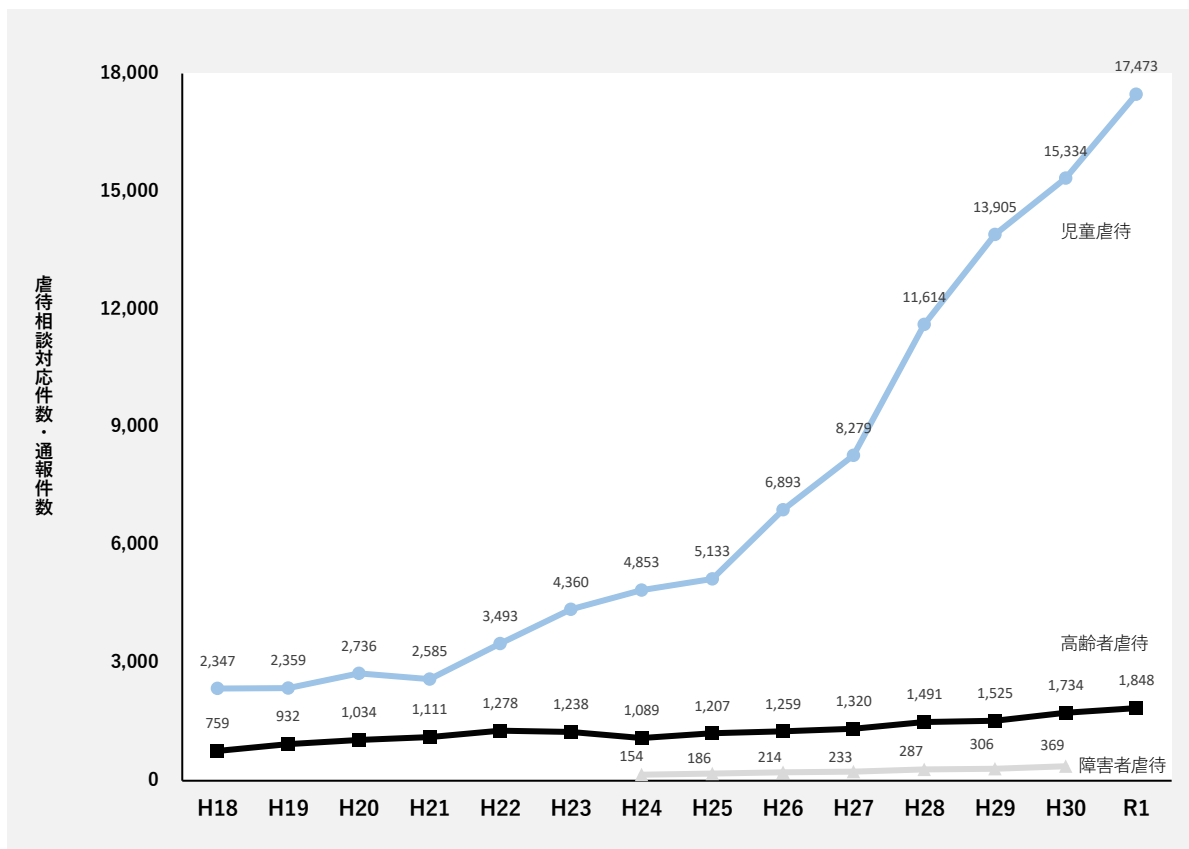
警察庁「自殺の状況」を基に作成

2-1-3 虐待・権利擁護の状況

①虐待相談対応件数・通報件数の増加

虐待に対する関心の高まりもあり、虐待相談対応件数・通報件数は増加傾向にあります。特に、児童虐待の虐待相談対応件数は、平成18年（2006年）に比べて約7倍となっています。

■図21 虐待相談対応件数・通報件数の推移

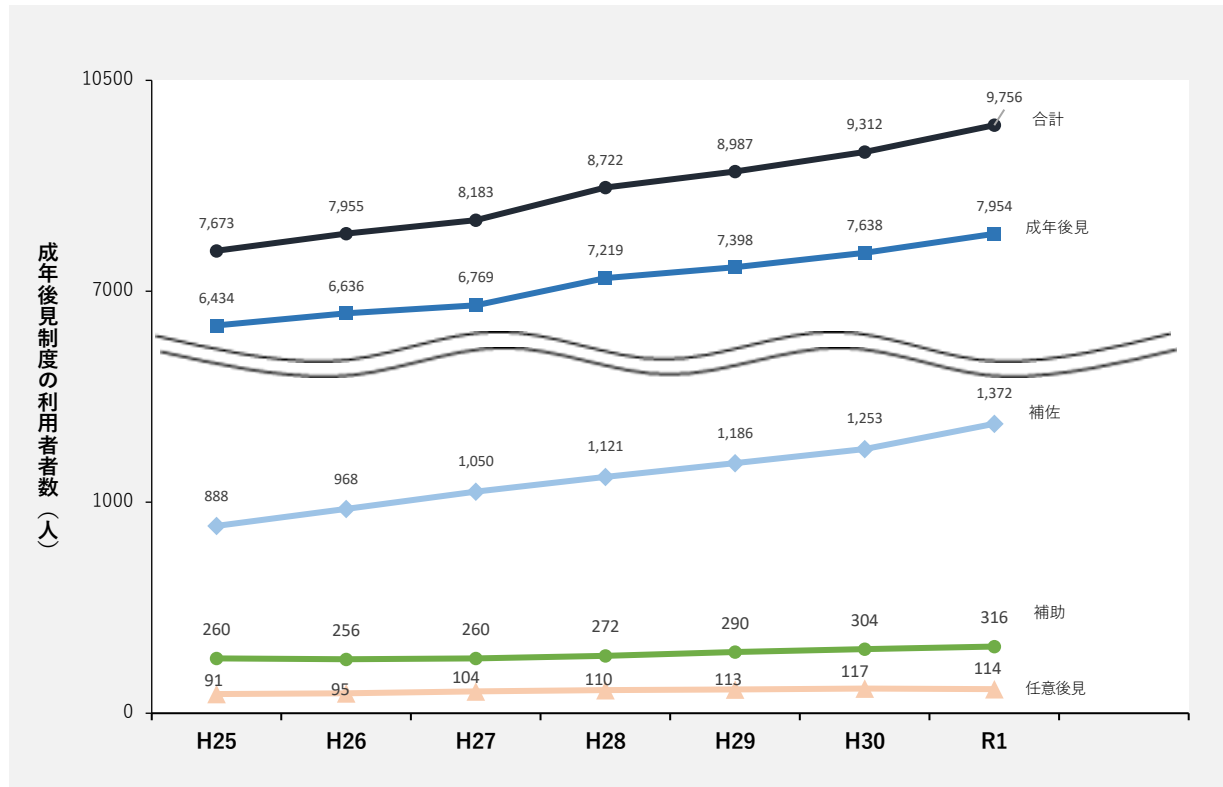


こども安全課・地域包括ケア課・障害者支援課調べ

②成年後見制度の利用者数の増加

本県における成年後見制度（成年後見、補佐、補助、任意後見）の利用者は増加傾向にあり、利用者数は令和元年度（2019年度）時点で9,756人になりました。

■図22 成年後見制度の利用状況の推移



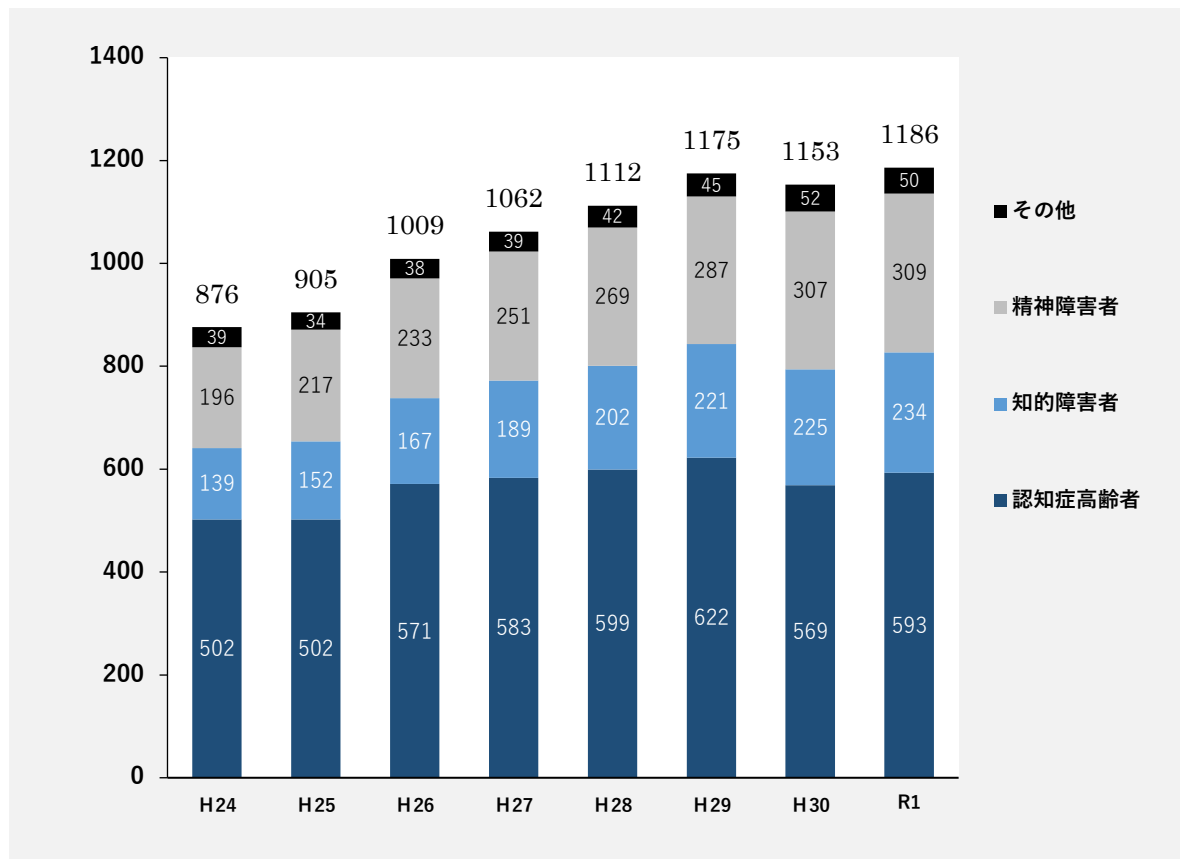
地域包括ケア課作成

③福祉サービス利用援助事業の状況

埼玉県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会に委託して「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」を実施しています。この事業は、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理など、判断能力の不十分な高齢者や障害者の日常生活を支援するものです。

生活支援員等による見守りを行うなど、本人に寄り添った支援が可能となっています。

■図 23 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の利用者数推移



埼玉県社会福祉協議会調べ



### 2-1-4 担い手の状況

#### ①介護人材の状況

本県では、令和7年（2025年）に向けて、75歳以上の後期高齢者が急増することが見込まれます。

厚生労働省が平成30年（2018年）5月に公表した「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」によると、本県の介護職員数は、平成28年（2016年）10月1日現在で約8.1万人でしたが、令和7年度（2025年度）には約11.6万人の介護職員が必要となると見込まれます。

一方、労働環境の厳しさなどから他産業と比べて介護分野の離職率は高く、安定的な人材確保が難しい状況となっています。

令和元年度（2019年度）介護労働実態調査によると、「職員が不足している」と回答した本県の事業所は66.1%です。介護現場は人材不足の状況が続いており、今後、ますます高齢化が進む中、介護現場において質の高い人材を確保し、定着を図ることがこれまで以上に重要となってきます。

■表3 職員の過不足（埼玉県）

大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰
12.7%	19.2%	34.2%	33.2%	0.7%

66.1%

介護労働安定センター「令和元年（2019年）度介護労働実態調査」

■表4 常勤労働者の勤続年数及び給与額（埼玉県）

区分		年齢	勤続年数	給与額 ※
全労働者		43.3歳	11.6年	332.2千円
福祉 職員	福祉施設介護員	44.0歳	6.8年	263.7千円
	ホームヘルパー	47.3歳	6.5年	264.1千円

※「きまって支給する給与額」

厚生労働省「令和元年（2019年）賃金構造基本統計調査」を基に作成

■表5 介護職と全職種における離職率

介護職	埼玉県	18.9%
	全国	15.4%
全職種	埼玉県	19.7%
	全国	15.6%

介護労働安定センター「令和元年度（2019年）介護労働実態調査」

厚生労働省「令和元年（2019年）雇用動向調査」を基に作成

■表6 働く上での悩み、不安、不満等（複数回答）

人手が足りない	56.3%
仕事内容のわりに賃金が低い	39.1%
身体的負担が大きい（腰痛や体力に不安がある）	29.6%
業務に対する社会的評価が低い	23.3%
精神的にきつい	22.4%

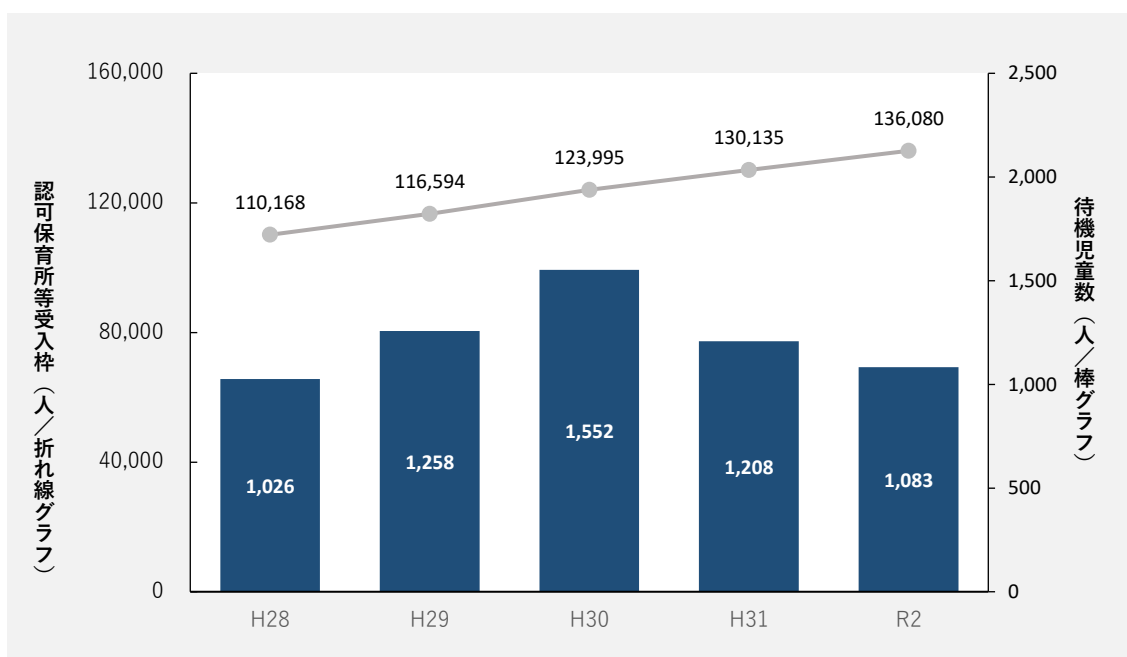
介護労働安定センター「令和元年度（2019年）介護労働実態調査」

## ②保育人材の状況

本県は核家族の割合が高く、子育て中の夫婦が自分たちの親から子育て支援を受けにくい状況にあります。また、共働き家庭が増える中、保育需要は年々高まっています。保育所待機児童の早期解消に向け、保育サービスの受入枠の拡大を行っており、保育士の確保が喫緊の課題となっています。

しかし、本県の保育士の有効求人倍率が3.20倍（令和2年（2020年）4月）となっており、厳しい状況となっています。保育需要が高まる中、子育て家庭が安心して子供を育てることができるよう、保育士の確保・定着を図る必要があります。

■図24 認可保育所等受入枠と待機児童数の推移



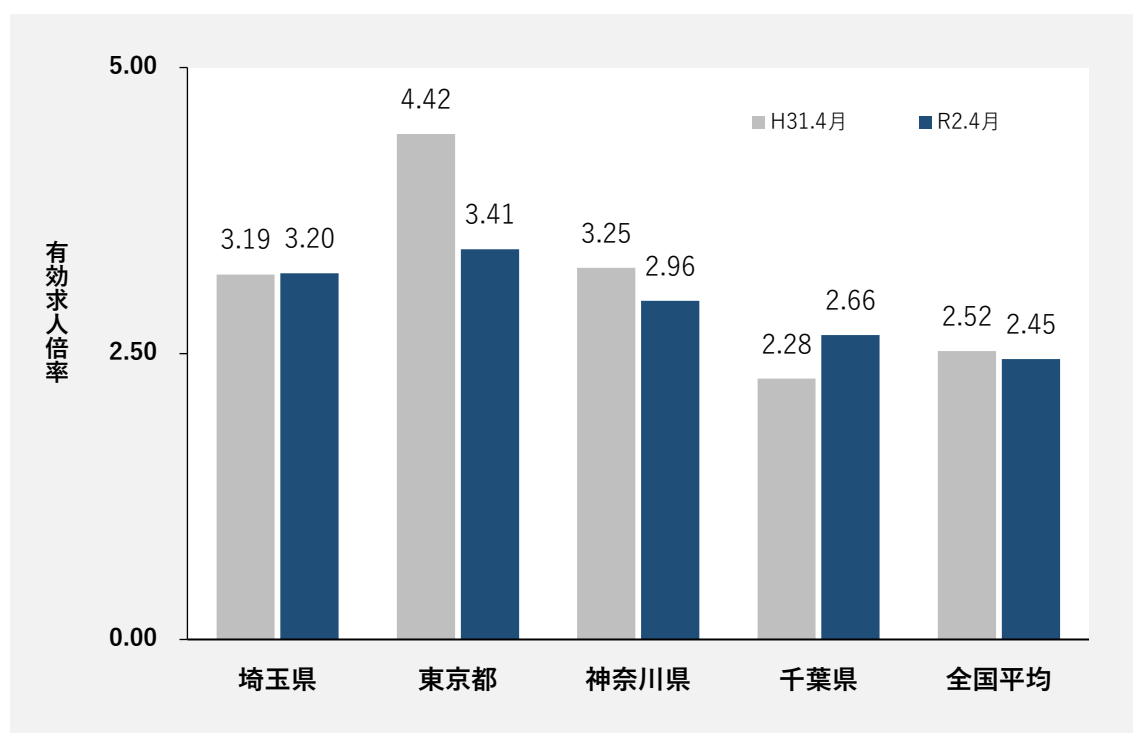
埼玉県「保育所等利用待機児童数調査」を基に作成

■表7 常勤労働者の勤続年数及び給与額（埼玉県）

区分	平均年齢	勤続年数	給与月額
保育士	33.9歳	5.5年	239.7千円
幼稚園教諭	32.0歳	6.6年	239.4千円
全職種	43.3歳	11.6年	332.2千円

厚生労働省「令和元年（2019年）賃金構造基本統計調査」を基に作成

■図25 保育士の有効求人倍率

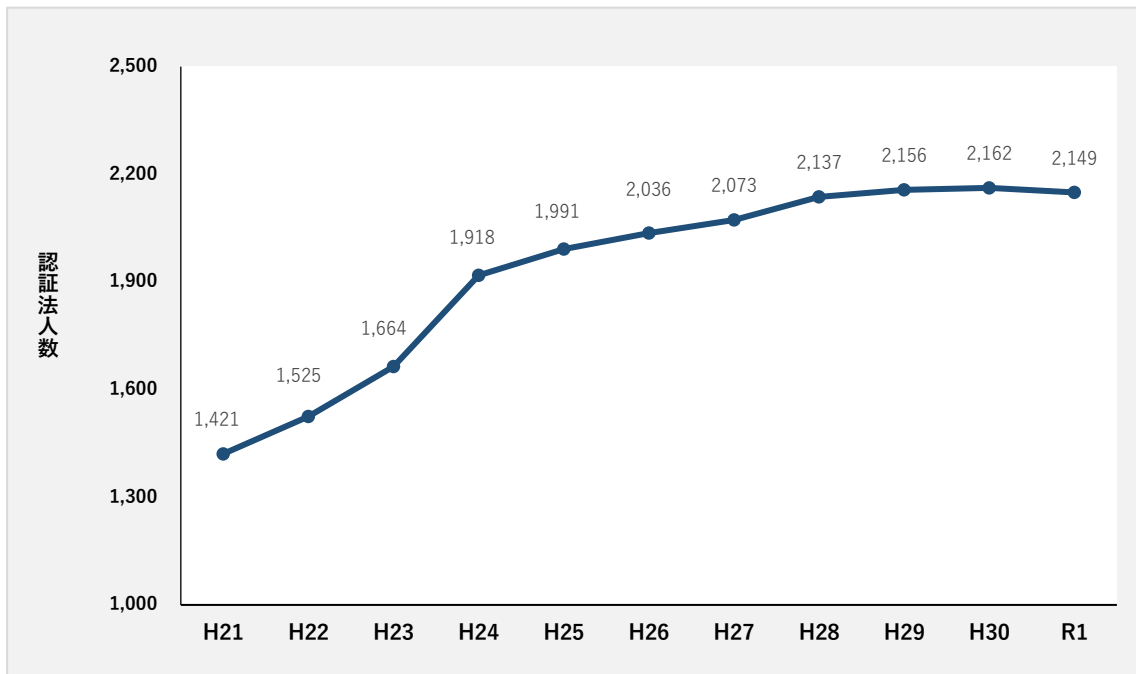


厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計（一般職業紹介状況）」を基に作成

③NPO等の状況

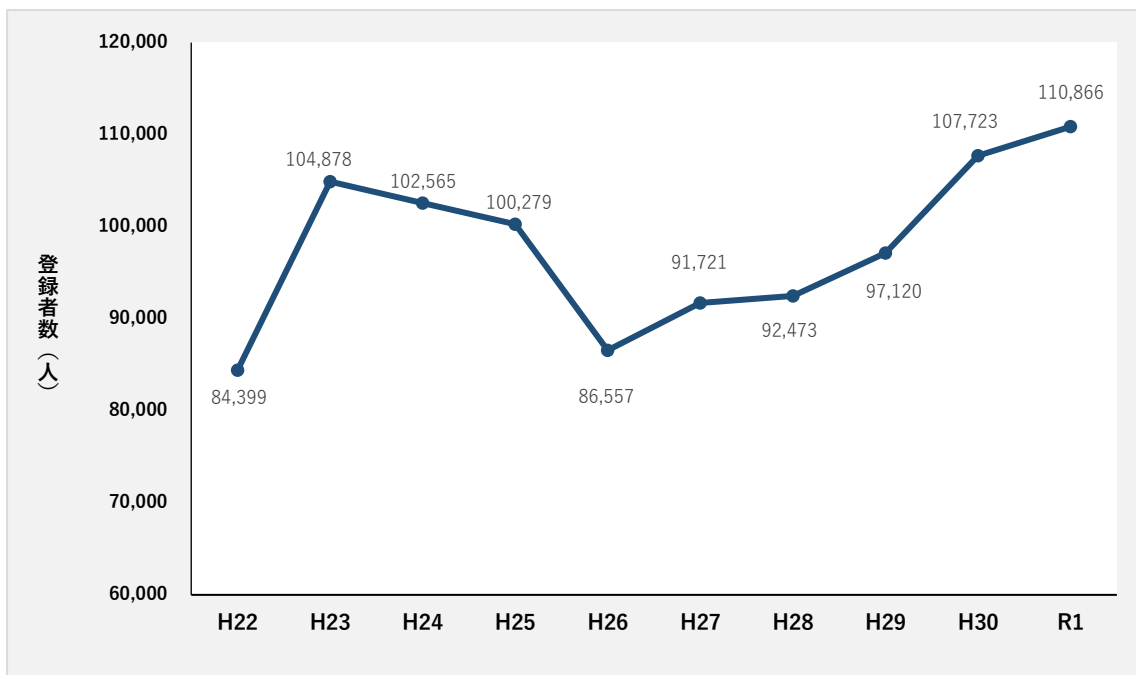
NPO法人について、令和元年度末（2020年3月末）時点で2,149団体が認証を受けています。ボランティア活動に取り組む人材は増加傾向にあり、令和元年時点で110,866人がボランティア登録をしています

■図26 NPO法人の認証件数の推移



共助社会づくり課調べ

■図27 ボランティア登録者数の推移



埼玉県社会福祉協議会調べ

### 2-1-5 自然災害の頻発・激甚化

本県を含む首都圏では、今後30年以内に約70%の確率でマグニチュード7クラスの首都直下地震が発生すると予測されています。また、近年、局地的大雨や集中豪雨、竜巻などの異常気象も頻発しています。

平成23年（2011年）の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者が約60%を占め、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率に比較して約2倍となっており、高齢者、障害者の方々が円滑に避難をするための支援を図ることが必要となります。

平成26年（2014年）4月に改正災害対策基本法が施行され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、全市町村が作成済みです。

また、名簿記載者については、内閣府の指針により、市町村が個別に避難行動要支援者と避難場所などを定める個別計画を策定することが望ましいとされており、61市町村が個別計画を策定しています（令和2年10月1日）。

避難行動要支援者名簿のほかに、災害時などに支援が必要と考えられる人の把握は、民生委員・児童委員による把握（44市町村）、自治会等住民組織による把握（21市町村）が多くなっています（福祉政策課調べ（令和2年（2020年）6月実施））。

地震、水害等多様な災害に対応できる地域づくりのためには、高齢者、障害者をはじめとする住民が円滑に避難できるよう支援体制の充実を図るなど、平時から地域における「共助」の強化を促進する必要があります。

また、大規模な災害が発生した場合に、ボランティア団体等の協力を得て、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する必要があります。

令和元年（2019年）東日本台風（台風第19号）による甚大な被害に対し、被災した7つの市町で災害ボランティアセンターが立ち上げられ、延べ7,213名のボランティア活動者の受け入れを行いました。

さらに、新型コロナウイルスの感染者集団（クラスター）の発生を避けるため、災害が発生し避難所を開設する場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集場所・密接場所）を回避するなど、感染症対策に万全を期することが重要です。

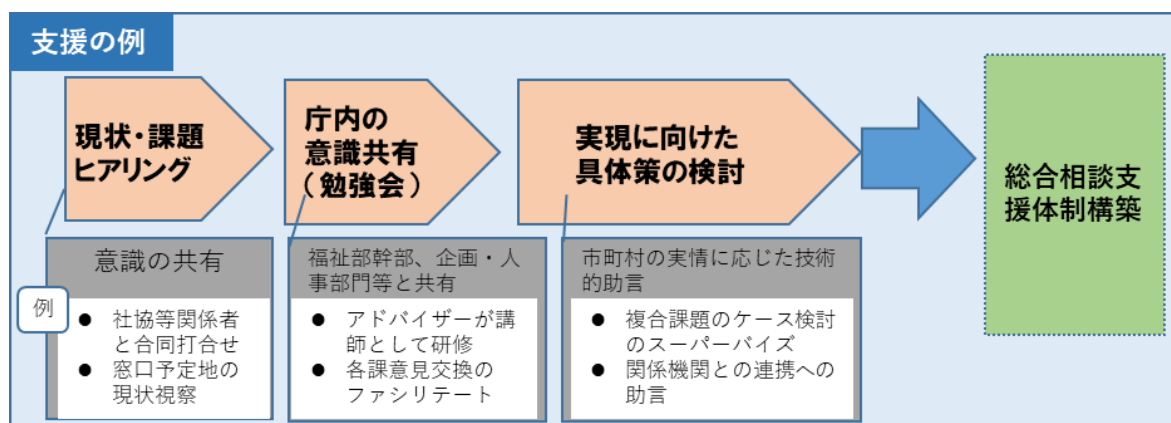
## 2-2 これまでの主な地域福祉の取組と成果

### 2-2-1 市町村総合相談支援体制の構築

県では、制度や施策の縦割りの弊害をなくし、複合課題に正確に対応するため、「市町村総合相談支援体制」の構築を支援してきました。

この「市町村総合相談支援体制」とは、ワンストップ型総合相談窓口の設置や、複合課題を調整するチームなどにより、各福祉分野の縦割りの支援ではなく、総合的に支援を行う体制のことです。

県では市町村総合相談支援体制を構築しようとする市町村に対し、平成30年度（2018年度）以降アドバイザーの派遣や、情報交換会、市町村各課や相談支援機関合同の研修による人材育成などを通じ支援をしてきました。令和2年（2020年）4月現在において、26市町村に総合相談支援体制が構築されています。



### 2-2-2 子ども食堂・認知症カフェなど参加の場や居場所の広がり

地域やコミュニティにおいて、地域住民同士の顔の見える関係を基盤に、お互いに気にかけて支え合う関係性を育むことは、地域社会からの孤立の発生と深刻化を防ぐことにつながります。

お互いに気にかけて支え合う関係性を育むには、地域に住民同士が出会い参加することのできる場や居場所が必要です。

その一例が、「子ども食堂」です。子供の貧困やその影響について社会的関心が広がっており、NPOやボランティア団体などによる「子ども食堂」の活動が広がりを見せています。

本県には、令和2年（2020年）2月末日現在、子ども食堂など子供の居場所が388か所あり、将来的には県内の小学校区の数と同じ800か所を目指しています。

県では、企業やNPOなどの450の団体や個人（令和2年（2020年）10月現在）で構成される「こども応援ネットワーク埼玉」を設立し、貧困の連鎖の解消に向けて社会全体で取り組む機運醸成を行っています。

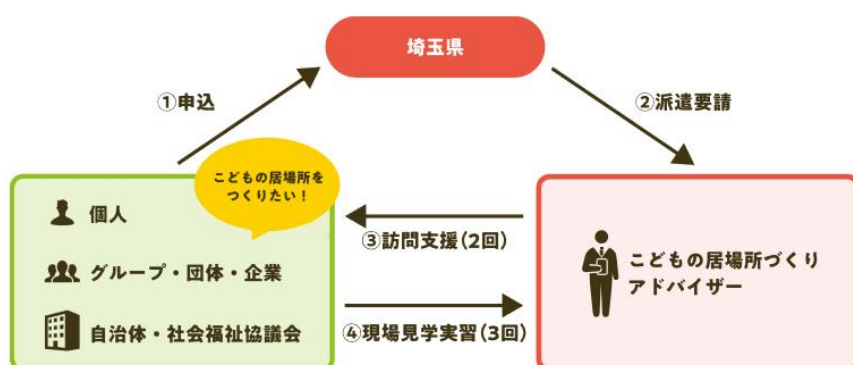
## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

「こども応援ネットワーク埼玉」の趣旨に基づき、埼玉県社会福祉協議会に「こども食堂応援基金」を設置し、子供の居場所の立ち上げやその活動継続を支援するために団体助成を行っています。

令和元年度（2019年度）から「こどもの居場所づくりアドバイザー」として41の個人・団体を任命し、ボランティアや食材の確保、地域とのネットワークづくりなどの立ち上げに必要なノウハウを提供しています。

また、認知症高齢者とその家族が専門職や地域の住民と交流する場である「認知症（オレンジ）カフェ」は、平成31年（2019年度）3月現在、62市町村に設置されています。「認知症（オレンジ）カフェ」では、認知症サポーター講座を受講した人などが活躍しています。

図28 こどもの居場所づくりアドバイザー



少子政策課資料

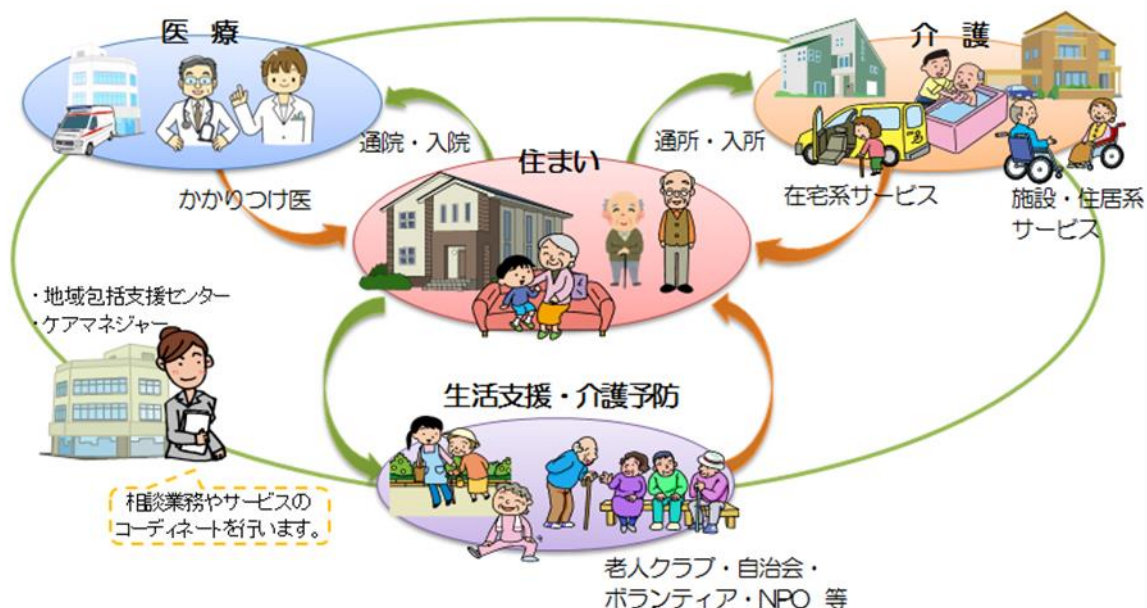
### 2-2-3 住み慣れた地域での暮らしを支える地域包括ケアの構築

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療や介護、介護予防、生活支援、住まいが包括的に提供される体制（地域包括ケアシステム）の構築を市町村が中心となって進めています。

地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実等）や全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行して多様化するなど、介護、医療、生活支援、介護予防の充実が図られています。

- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 地域ケア会議の推進
- 生活支援サービスの充実・強化
  - ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置
  - ・多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供
  - ・総合事業と生活支援サービスの充実                      など

県では市町村の個別課題に合わせた支援を行うため、平成30年度（2018年度）から県職員、埼玉県社会福祉協議会、地域づくりの専門家などで構成される「地域包括ケア総合支援チーム」を設置し、市町村支援に取り組んでいます。





## 2-2-4 社会福祉法人による地域における公益的な取組の進展

社会福祉法において、福祉サービスの供給体制の整備・充実を図るため、すべての社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組を実施する責務」が規定されました（平成28年（2016年）4月1日施行）。

社会福祉法人は、公益性の高い非営利法人として社会福祉の中心的な担い手としての役割を果たすだけでなく、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。そこで社会福祉法人は、日常生活又は社会生活上の支援を必要とされる方に、表8のとおり無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを目的に様々な取組を行っています。

■表8 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の具体的な取組例（参考）

項目	取組例	備考
継続的に行うもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険制度外の生活支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・通院支援</li> <li>・外出支援</li> <li>・見守り支援</li> <li>・配食支援</li> <li>・居場所づくり など</li> </ul> </li> <li>○低所得世帯に対する生活支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活資金の助成</li> <li>・就労支援</li> <li>・学習支援 など</li> </ul> </li> <li>○退所児童に対する支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談</li> <li>・住居の提供</li> <li>・奨学金の助成 など</li> </ul> </li> </ul>	家庭環境や経済的な理由など、支援を要する者でない者を対象とした事業は該当しない。
一時的に行うもの	○地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動	法人事業の一環として行うものや社会福祉と関連のない事業は該当しない。
通常の利用料よりも低額で提供するもの	○介護保険サービスに係る利用者負担の軽減	自治体の委託事業等で、法人負担がない事業は該当しない。

県内の社会福祉法人は埼玉県社会福祉協議会と連携した独自の取組として、平成26年（2014年）9月から、生活困窮者に対する相談支援事業である「彩の国あんしんセーフティネット事業」を実施しています。（125頁参照）

社会福祉法人は、地域における公益的な取組を実施し、更に地域貢献活動を推進していくことが望まれます。

## 2-2-5 NPO・ボランティア、地域社会活動の状況

県では、豊かで活力にあふれた長寿社会づくりを目指して、地域社会の保健福祉活動の推進に要する経費の財源に充てるため、昭和52年度（1977年度）に「シラコバト長寿社会福祉基金」を設置し、県出資金、民間寄附金等を積み立てています。

この「シラコバト長寿社会福祉基金」を活用し、NPO 団体等が行う先駆的な福祉事業やボランティア体験プログラム事業などに助成を行うことで、民間団体が行う地域福祉活動を支援しています。

「シラコバト長寿社会福祉基金」を活用し、NPO 団体等が行う先駆的な福祉事業やボランティア体験プログラム事業などに助成した事例

## ■助成団体の例

令和2年に基金から助成を受けた特定非営利活動法人 MiKO ねっとは、県内のある大規模団地で活動しています。この団地は全体的に高齢化・単身世帯の増加が進行しており、中には地域から孤立した状態にある方もいます。そのため、団地で生活する高齢者と地域の子供たちが交流することで、団地にお住まいの高齢者が生き生きと生活できるように、「集いの場」を運営しています。

## ■助成団体からの声

助成金を活用して、団地にお住まいの高齢の方々が「布芝居（絵本を拡大模写したもの）」を版元の許可を得て作成し、地域の子供達を訪問して披露する活動をしています。高齢の方々の「自分は社会の役に立っている」という実感につながるとともに、多世代交流が進み地域の活性化にもつながっています。

（特定非営利活動法人 MiKO ねっと代表 工藤トモさん）



令和元年6月撮影

## 2-3 近年の地域福祉関連制度の主な動き

### 2-3-1 社会福祉法の一部改正

令和2年（2020年）6月12日、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。市町村の包括的な支援体制構築に向けた新事業の創設（重層的支援体制整備事業、詳細は50頁）が盛り込まれています。

この法律の趣旨は、少子高齢化が急速に進行し、社会が人口減少に直面するとともに、単身世帯の増加等、家族のあり方や地域社会も変化する中で、個人や世帯の抱える課題が複雑化・複合化している状況を踏まえ、市町村の包括的支援体制の構築等所要の措置を講じて、全ての地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を図ることとされています。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

### 2-3-2 「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の推進

令和元年（2019年）6月18日に認知症施策推進関係閣僚会議で「認知症施策推進大綱」が決定されました。

基本的考え方として、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する」ことが示されています。

ここで言う「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。また、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味です。

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指すことが重要です。

### 2-3-3 子供の貧困対策・児童虐待防止体制の強化など児童福祉施策の推進

平成27年度（2015年度）に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき設置された子供の貧困対策会議において、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトと児童虐待防止対策強化プロジェクトからなる「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が決定されました。

- 子供の居場所づくり
- 子供の学習支援の充実
- 子供の未来応援国民運動の推進
- 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援 など

平成29年度（2017年度）には、児童福祉法の一部改正が施行され、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託等の推進などの措置を講ずることとされました。

- 児童福祉法の理念の明確化
- 児童虐待の発生予防
- 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
  - ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職配置
  - ・ 都道府県は児童相談所に弁護士等を配置
- 被虐待児童への自立支援
  - ・ 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県の業務として養子縁組に関する相談・支援を位置づけ

さらに令和2年（2020年）4月1日に施行された児童福祉法等の一部改正では、児童の権利擁護のため、親権者等による体罰の禁止が法定化されました。また、児童相談所の体制強化・関係機関間の連携強化が打ち出されています。

## ○児童の権利擁護

親権者等による体罰の禁止を法定化

## ○児童相談所の体制強化・関係機関間の連携強化

- ・ 児童相談所に医師及び保健師を配置（R4.4.1）
- ・ 児童相談所において常時弁護士による指導または助言の下で対応するための体制整備（R4.4.1）
- ・ 児童相談所において一時保護など介入的対応を行う職員を分ける等の機能の分化
- ・ DV 対応と児童虐待対応との連携強化
- ・ 中核市への児童相談所の設置促進

### 2-3-4 ケアラーへの支援

ケアラー（高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者）は、身体的・精神的負担、職場環境などにより、仕事を辞めざるを得ないことや、社会との関わりが減り孤立を深めることもあります。

また、ヤングケアラー（ケアラーのうち18歳未満の者）については、ケアを理由に進学、部活動などをあきらめ、教育や友人との交流を通じて人間として成長する重要な時期をケアに費やしてしまい、社会とのつながりもなくなってしまうことがあります。

しかし、ケアラーに対する社会的な認知度は高いとは言えず、目の前のケアに精一杯で声を上げることもできず、苦しみを抱えたまま生活しているケアラーは少なくありません。

そのため、全国初のケアラー支援に関する条例として、令和2年（2020年）3月31日に「埼玉県ケアラー支援条例」が公布され、同日施行されました。ケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とし、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県・市町村・関係機関等が連携しケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように支援することを規定しています。

### 2-3-5 虐待防止

---

虐待は家庭や施設など閉鎖的空間で行われていることが多いことから虐待に気づきにくく、深刻になる場合もあります。

これまで児童、高齢者、障害者に対応した虐待を防止する法律が施行され、市町村等関係機関は虐待の早期発見・早期支援や連携体制の整備を進めてきました。また、本県では、虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「埼玉県虐待禁止条例」が議員提案により平成29年（2017年）7月に制定（平成30年（2018年）4月1日施行）されました。条例に基づき、県は、児童、高齢者、障害者の各虐待の通報等に24時間365日、一元的に対応する虐待通報ダイヤルを運用しています。

### 2-3-6 再犯防止の推進

---

検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は、5割前後で推移しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

犯罪をした者の中には、高齢者や障害のある者、住居や就労先を確保できない者など継続的な支援を必要とする者が、十分な支援を受けられないまま再び犯罪に手を染めてしまう者も数多く存在します。

そのような状況を踏まえ、平成28年（2016年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有すると規定されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務となりました。

そこで、本県では、県が取り組むべき再犯防止の施策を明確にし、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することで、犯罪をした者等を含めた全ての県民が安心・安全に暮らすことができる社会の実現に取り組んでいくため、令和3年度から令和5年度（2021年度～2023年度）までの3年間を計画期間とする「埼玉県再犯防止推進計画」を策定しました。

## 第3章 計画の理念と施策体系

## 1 計画の理念

県内で少子化や異次元の高齢化が進み、また、高齢者のみの世帯や単独世帯の増加により社会的に孤立する人が増加することが懸念されます。

これまで、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の福祉の分野ごとに相談支援体制がつくられてきましたが、既存の制度では対応が困難な複合課題への対応や地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を図る必要があります。

さらに、もともとその地域で暮らしている人と、外国人等新たにその地域で暮らすことになった人とで、どのように地域をつくっていくのかも大切な視点です。

誰もが身近な地域で安心して暮らしていくためには、地域住民、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人、企業、相談支援機関、行政など、あらゆる関係者・関係機関の協働が不可欠です。

本県では、（1）地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築支援、（2）SDGsの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現、（3）超高齢化・少子化など本県で顕著な傾向への対応を踏まえ、「互いに支え合い、「誰一人取り残さない」地域を目指す埼玉づくり」を目指して地域福祉を推進していきます。

### <基本理念>

**互いに支え合い、「誰一人取り残さない」地域を目指す埼玉づくり**



## 2 施策の体系

### (1) 基盤づくり ～重層的な支援体制の構築に向けた基盤づくり～

#### 課題

本県では、今後、少子高齢化のさらなる進展が見込まれます。このため、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築をはじめ、障害者・児童・生活困窮者等の相談支援やサービスの充実、権利擁護体制の充実を進めてきました。

しかし、福祉分野ごとの相談支援体制では対応困難なケースが増加しており、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的な支援体制の構築が必要となっています。

#### 方向性

市町村において既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的な支援体制の構築支援に取り組みます。

また、児童、高齢者、障害者への虐待や権利擁護についても住民に身近な行政機関である市町村が適切に対応するための体制強化を支援します。

### (2) 地域づくり ～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～

#### 課題

高齢者世帯・単独世帯の増加、深刻な状況にある子供の貧困や認知症高齢者など、地域で課題を抱える人が増えている状況があります。

こうした人を地域で見守り、支えるとともに、地域で活躍していただくための地域づくり・居場所づくりが今まで以上に求められます。

#### 方向性

地域のつながりが希薄になる中で、地域の人々が地域で困りごとを抱えている人に気付き、適切な支援機関や地域の支え合いなどを行う地域資源につなげる地域づくり・仕組みづくりを引き続き進め、災害時も平時も助け合える地域、多世代交流の場の確保、深刻な状況にある子供の貧困や増加が見込まれる認知症高齢者を支える地域づくりに取り組みます。

**(3) 担い手づくり ～専門職から住民一人ひとりまで地域福祉を支える担い手づくり～**

---

**課題**

少子高齢化を背景に、地域による支え合い・見守りを必要とする人は今後増大することが見込まれます。

そのため、福祉学習や活躍の場を充実し、専門職から住民一人ひとりまで、主体的に地域福祉を支える担い手を育成する取組が必要です。

**方向性**

増大する福祉ニーズに対応する介護、保育等サービス人材の確保に取り組むほか、地域福祉を担う住民・NPO・ボランティア団体等の育成・支援を進めるとともに、社会福祉法人・企業・大学等の社会貢献活動との連携の推進と支援などを通して、担い手づくりを進めます。

**(4) 環境づくり ～制度やサービスへつなぐ環境づくり～**

---

**課題**

生活する上で課題を抱える人が、制度やサービス、または地域の支え合いなどの資源に繋がらないということが課題となっています。そのため、それらの方々が、福祉の制度・サービスを知ることができ、また、適切に利用できるための環境の整備が必要です。

**方向性**

ケアラーや生活困窮者、ひきこもりの方などの、制度やサービスにつながりにくい人へのアプローチや、障害者が自立して暮らせる地域づくりなど、誰もが地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

**(5) 市町村の支援と計画の推進**

---

**課題**

市町村がその実情に応じて計画的に地域福祉を推進することが必要です。

**方向性**

市町村における地域福祉計画の策定及び進捗管理について支援を行います。

柱	施 策	
1 基盤づくり	～重層的な支援体制の構築に向けた基盤づくり～	
	1-1	市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援
	1-2	社会とのつながりの回復や社会参加に向けた支援
	1-3	権利擁護体制の充実
	1-4	成年後見制度の利用促進
2 地域づくり	～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～	
	2-1	地域福祉の場・拠点づくりの促進
	2-2	地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充
	2-3	災害時に備えた支援の取組の充実
	2-4	地域の子育て力の充実
	2-5	子供の貧困に対する取組の強化
	2-6	認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
3 担い手づくり	～専門職から住民一人ひとりまで地域福祉を支える担い手づくり～	
	3-1	介護、保育等サービス人材の確保等
	3-2	住民が地域福祉の課題を学び、考える機会（福祉教育・学習）の充実
	3-3	地域福祉を担う住民の育成の拡充
	3-4	NPO・ボランティア団体、自治会等の地域活動への支援
	3-5	社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化
4 環境づくり	～制度やサービスへつなぐ環境づくり～	
	4-1	ケアラーへの支援の推進
	4-2	生活困窮者対策の推進
	4-3	孤立や配慮が必要な人への支援
	4-4	苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実
	4-5	障害者への理解の促進と誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり
	4-6	住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり
5 市町村の支援と計画の推進		
	5-1	市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援
	5-2	計画の進捗管理



## 第4章 施策の展開

柱1 基盤づくり ～重層的な支援体制の構築に向けた基盤づくり～

1-1 市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援

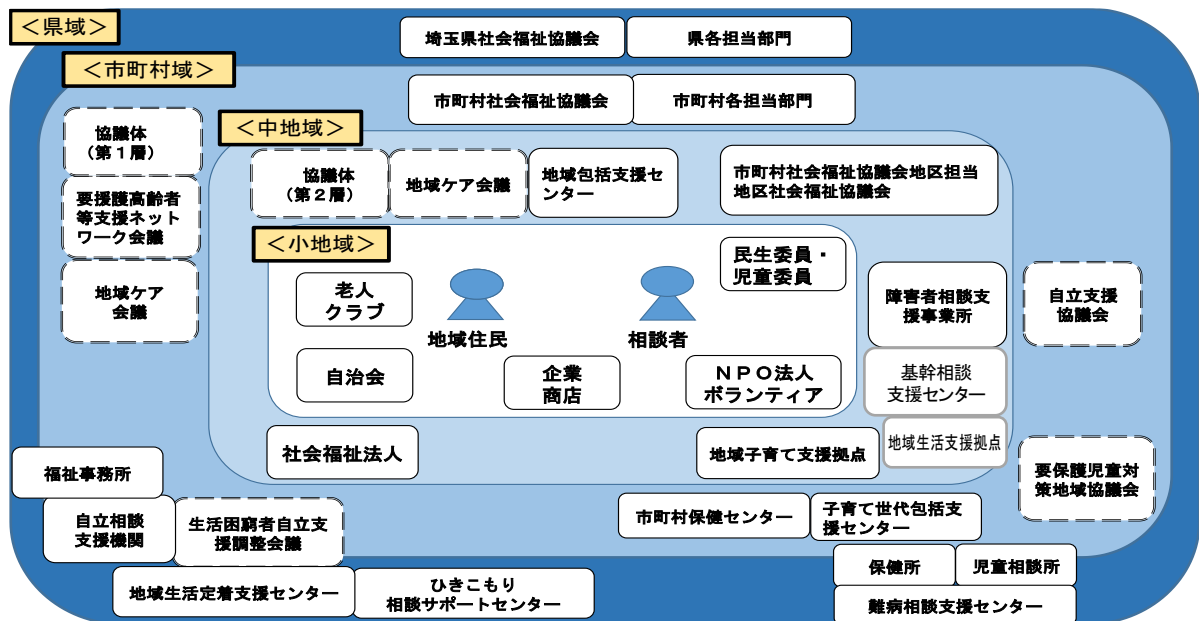
住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、制度や分野の縦割りを超えて、市町村関係各課、相談支援機関、関係団体の連携を強化するため、市町村における包括的な相談支援体制の構築を進めます。

■背景

公的福祉サービスについては、これまで高齢者・障害者・児童・生活困窮者等の福祉分野ごとに、それぞれの相談支援機関による支援の充実が図られてきました。

しかし、現場では複合課題を抱える人・世帯が増加しており（P4 図1参照）、分野ごとの相談支援体制では十分に対応できない状況となっています。そのため、市町村関係各課、各分野の相談支援機関の連携が今まで以上に必要になっています。

既存の相談支援体制                      で囲まれているのはコーディネート機能を持つ合議体



※単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする、医療的ケアを要する状態にある児童及び難病・がん患者や、身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等に対する支援体制については、市町村と県で連携して構築していくことが求められます。

そこで国は平成29年改正社会福祉法により、市町村は「包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定されました。さらに令和2年改正社会福祉法では、市町村において既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援（包括的な相談支援の体制）」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が新たに規定されました（市町村の任意事業）。

- ※ 本計画では、令和2年改正社会福祉法により新設された重層的支援体制整備事業に基づく事業の実施の有無にかかわらず、市町村において「相談支援（包括的な相談支援の体制）」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う体制づくりを「**重層的な支援体制の構築**」と称することとします。
- ※ なお、「**重層的な支援体制の構築**」のうち「相談支援（包括的な相談支援の体制）」は本項目に記載し、「参加支援」は「1-2 社会とのつながりの回復や社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」は「2 地域づくり ～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～」の各項目に記載します。

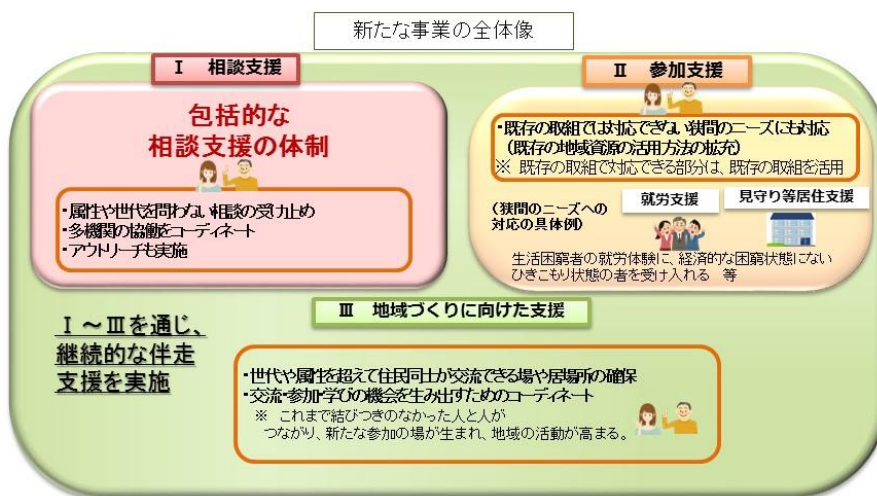
「相談支援（包括的な相談支援の体制）」について、具体的には、市町村庁内の各課が連携し、市町村域内全体で次のような体制を備えることが求められています。

- ① 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ② 支援機関のネットワークで対応する
- ③ 複雑化・複合化した課題については、適切に、支援関係機関の役割や関係性を調整する総合的なコーディネート役につなぐ

【出典：令和2年（2020年）7月「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料をもとに作成】

なお「相談支援（包括的な相談支援の体制）」は、制度や施策の縦割りの弊害をなくし、相談者に寄り添いながら複合課題に正確に対応するため第5期埼玉県地域福祉支援計画で掲げた「市町村総合相談支援体制」と同一の考え方です。**重層的支援体制整備事業の実施の有無にかかわらず**、市町村は包括的な相談支援の体制（＝市町村総合相談支援体制）の構築を市町村の実情に応じ進める必要があります。

図29 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年6月12日）に新たに盛り込まれた重層的支援体制整備事業



**I～IIIを通じ、継続的な伴走支援を実施**

重層的支援体制整備事業とは
---------------

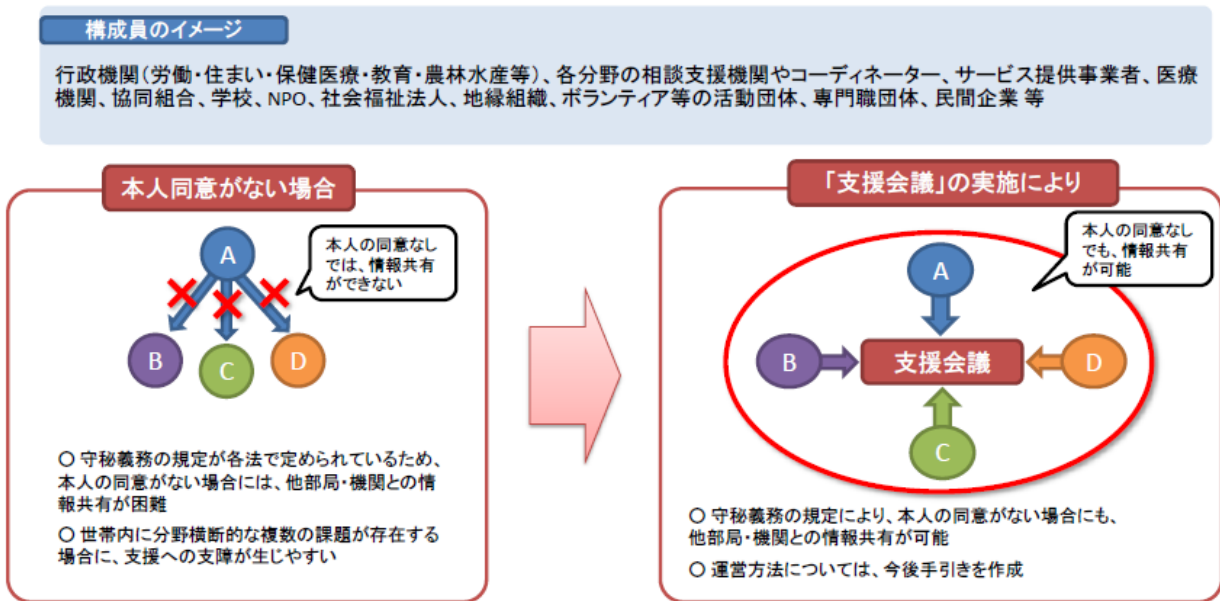
重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「Ⅰ 相談支援（包括的な相談支援）」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

支援	内容
Ⅰ 相談支援 (包括的な相談支援)	<p>介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を実施</p> <p>○以下の2つの機能を強化</p> <p>①多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）</p> <p>②個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につなぎ続ける伴走支援を中心的に担う機能</p>
Ⅱ 参加支援	<p>○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施</p> <p>（※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど</p> <p>（※2）就労支援、見守り等居住支援など</p> <p>○長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う</p>
Ⅲ 地域づくりに向けた支援	<p>○介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施</p> <p>○以下の場及び機能を確保</p> <p>①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所</p> <p>②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出す</p>
<p>Ⅰ～Ⅲを通じ、「継続的な支援」、「多機関協働による支援」を実施</p> <p>※ 支援プランの作成（多機関協働と一体的に実施）</p>	

【出典：令和2年（2020年）7月「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料をもとに作成】



■図30 支援会議（重層的支援体制整備事業）について



【出典：令和2年（2020年）7月「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料をもとに作成】

■図31 各種会議について

支援会議（第106条の6）

- 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
  - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
  - ・ 見守りと支援方針の理解
  - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

重層的支援会議

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
  - ・ プランの適切性の協議
  - ・ 支援提供者によるプランの共有
  - ・ プラン終結時等の評価
  - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

【出典：令和2年（2020年）7月「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料をもとに作成】

## ■市町村・地域での取組の方向性

### ①市町村庁内における関係各課・相談支援機関の連携強化

特定の相談支援機関や窓口がすべてを丸抱えするのではなく、適切に庁内関係各課及び相談支援機関との連携強化を進め、市町村において包括的な相談支援の体制（市町村総合相談支援体制）を構築することが重要です。

- ① 市町村庁内の包括的な相談支援の体制を構築する
- ② 市町村における包括的な相談支援の体制の中核を担う役割を果たす
- ③ 市町村関係各課、相談支援機関の役割分担を図る

【出典：令和2年（2020年）7月「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料をもとに作成】

このため、これから市町村における「包括的な相談支援の体制（市町村総合相談支援体制）」を構築するに当たっては、構築について合意形成を図るため、部局横断の検討の場を、福祉や保健分野のみならず組織や人事、財政といった部局にも可能な限り参加してもらって設けることが重要です。

また、すでに市町村における「包括的な相談支援の体制（市町村総合相談支援体制）」が構築されている場合も、1つの課・担当に丸投げすることなく、庁内関係各課及び相談支援機関との連携を密にし、協力関係を常に築いておくことが必要です。

#### 【相談窓口に来ることができない人への対応】

一人では相談支援機関の窓口までにたどり着くことができない事例があり、こうした事例は、地域から孤立していることも多く、課題が深刻化してからようやく顕在化するという傾向があります。

このようなケースについては、本人・世帯が相談に来ることを待つのではなく、潜在的な支援ニーズをつかみ、「支援を届ける」姿勢で積極的に訪問・相談支援をしていくことが求められます。

そのためには、庁内や相談支援機関の連携に加え、地域住民や町内会・自治会や民生委員・児童委員をはじめ、地域の多様な関係者や居場所との連携を図ることで、潜在的に支援を求める人を早期に把握することが重要です。

【市町村における包括的な相談支援の体制（市町村総合相談支援体制）の例】

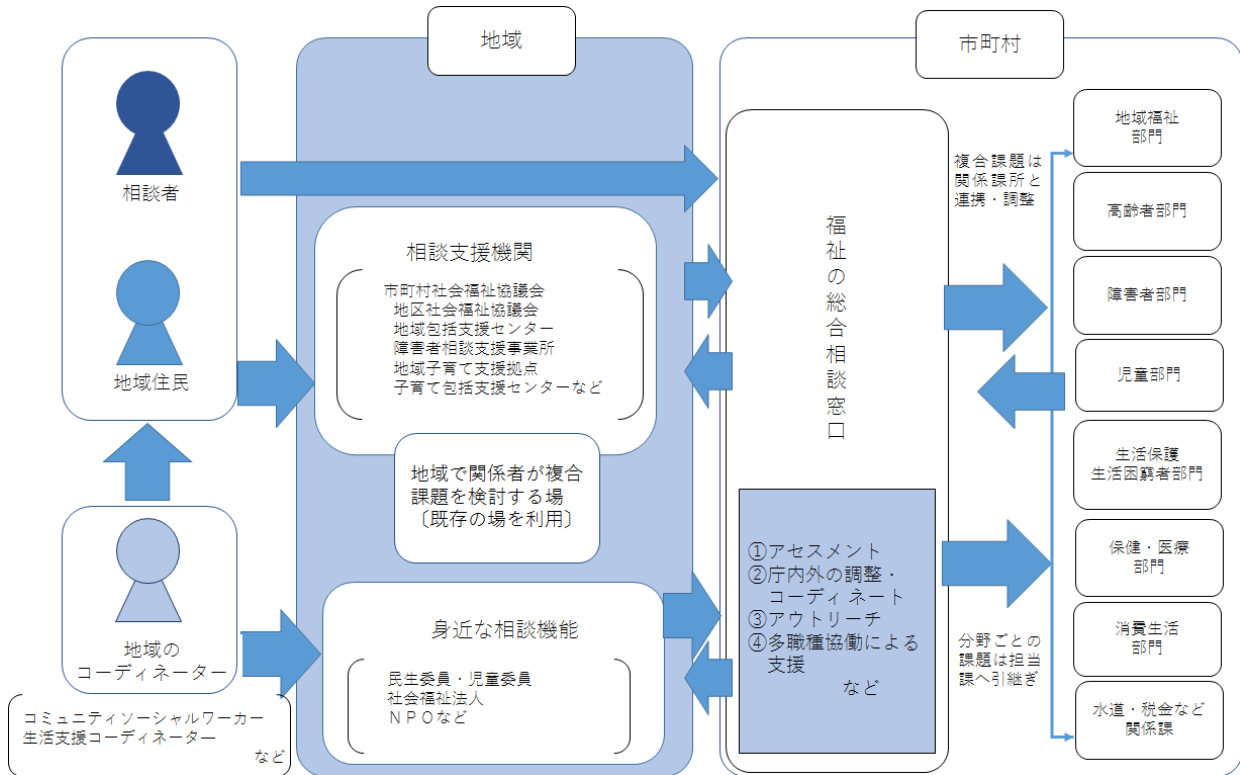
ア ワンストップ型総合相談窓口の設置

ワンストップ型総合相談窓口を設置することにより、相談者は様々な福祉に関する相談を1か所で行うことができるようになります。

また、相談者が気付いていない複合課題を、ワンストップ型総合相談窓口の相談担当（チーム）が発見できることも見込まれます。

そのためには、相談担当（チーム）は、相談内容をよく把握するための高い専門性と、庁内各担当課所・相談支援機関等に的確につなぐための調整能力が求められます。また、つないだ相談支援機関等とよく連携し、その後の対応状況などを把握することが望まれます。

■図 32 ワンストップ型総合相談窓口のイメージ

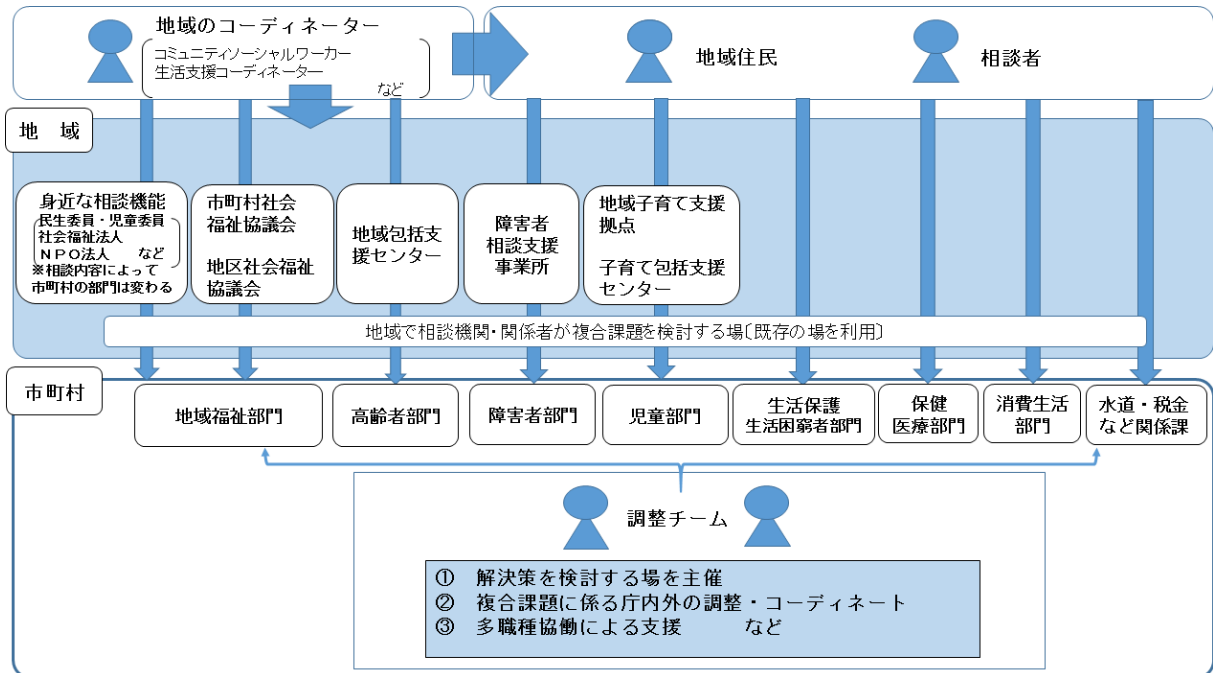


イ 複合課題を調整するチームの設置

ワンストップ型総合相談窓口を設置しない場合、相談者は高齢者・障害者など、その相談者が一番課題と考えている各福祉分野の担当課に相談を寄せることとなります。

その相談内容が複合課題である場合、市町村関係各課・相談支援機関等が連携する必要がありますが、各関係課・相談支援機関等を調整する相談担当（チーム）をあらかじめ決めておくことで、円滑な調整が可能となります。

■図 33 複合課題を調整するチームの設置イメージ



**コラム** 包括的な相談支援体制構築の事例

## 埼玉県ふじみ野市「福祉総合支援チーム」

**1 福祉総合支援チーム設立の経緯**

ふじみ野市では、福祉ニーズの多様化、複合化により既存の相談支援体制で対応が難しい相談が増加していたことを受け、平成27年度、福祉部に生活困窮者を始め、複合課題を抱えた人の支援及び支援における連携、コーディネートを担当する福祉総合支援チームを新設しました。福祉総合支援チームには社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職を配置し、生活困窮者自立相談支援機関の職員と連携し、個々の状況に応じた寄り添い型の支援を行ってきました。

平成30年度からは生活困窮者自立相談支援機関に「ふくし総合相談センターよりそい」と名称を定め、市と社会福祉協議会の職員が一体となり包括的な支援を行うとともに、厚生労働省のモデル事業を開始し、分野を超えた総合相談窓口としての体制を構築しています。

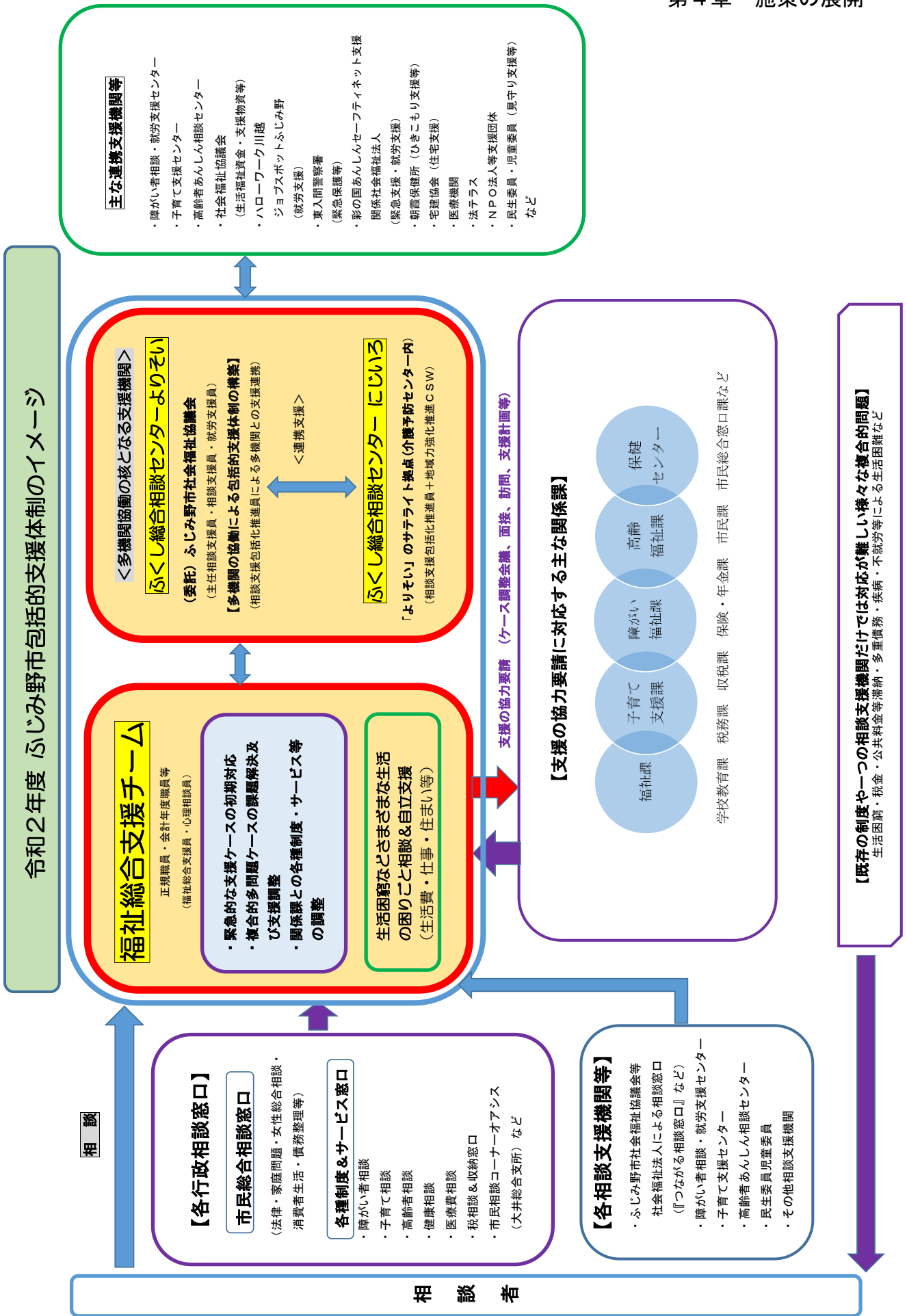
**2 福祉総合支援チーム取組による効果**

新たに部署を設置し、庁内関係課や地域との関係機関等との連携・協力体制を組織的に進めてきたことで、既存の部署への負担を少なく、生活困窮者や複合的な相談に対応することができました。特に分野を超えた課題やひきこもりの問題に代表される制度の狭間の問題に対しては、庁内の連携の核として機能し、各部署の支援のサポートなどを行い、迅速でスムーズな支援を実現しています。福祉総合支援チームの設置から5年が経過し、相談件数の約6割が庁内の関係課からつながれており、総合相談窓口としての定着を実感しています。

平成30年度からモデル事業の活用により、コミュニティソーシャルワーカーを配置し(令和2年度現在、相談支援包括化推進員2名を含む4名)、アウトリーチ機能や地域の課題、社会資源の把握の充実を図りました。また、平成31年4月には、ふじみ野市立介護予防センター内に「ふくし総合相談センターにじいろ」も設置し、地域の身近な相談窓口及び住民の活動拠点として整備することができました。

**3 今後の課題**

総合相談及び支援の実施においては、的確で迅速な判断や連携が求められるため、合同事例研修会などを実施していますが、連携の核となる人材の育成やノウハウを共有し、体制を維持することが重要と感じています。また、包括的な相談体制の構築、地域の課題や社会資源の把握を進めてきたところですが、支援が届きにくい人までどのように周知を図り、実際の支援や課題解決に有効活用するためにはどうすべきか、相談支援包括化推進会議などを通じ、より良い方法を模索しています。



②相談支援機関における複合課題への対応・連携強化

相談支援機関の役割

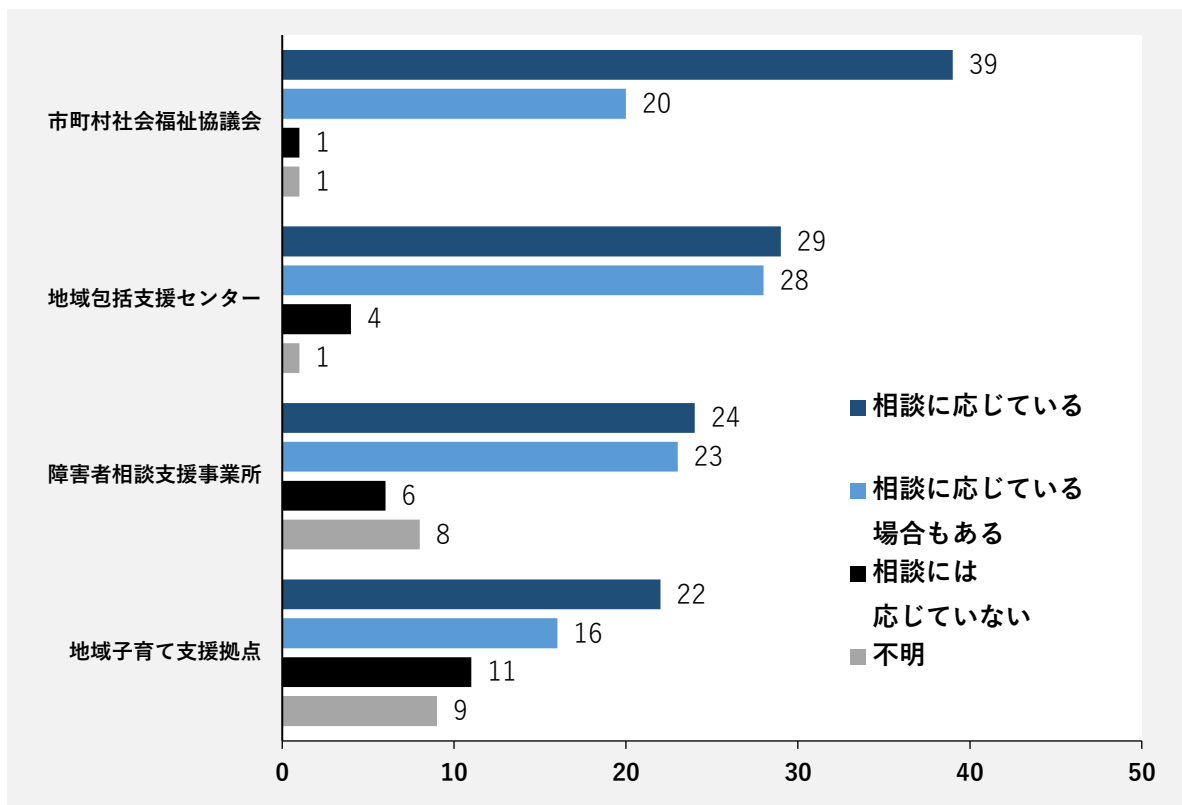
市町村社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター（障害者相談支援事業所、地域生活支援拠点）、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）、生活困窮者自立相談支援機関などは、それぞれの専門的な立場から相談支援を行っています。

上記の相談支援機関は、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止める役割が期待されており、分野を超えて複合課題の相談に応じ、適切な機関につなぐことや連携を実践しています。

たとえば、ダブルケアに関する相談があった場合は、介護、児童の分野に関する問題以外にも、本人が気付いていない生活困窮、教育、障害、虐待など様々な問題が生じている場合があります。

こうしたダブルケアの相談を、例えば地域包括支援センターが受けた場合に、介護の問題だけでなく、子供やその他の問題に気づき、受け止め、適切な相談支援機関・関係機関につなぐなどの対応が必要となります。

■図 34 各相談支援機関が、所管する分野を超えて相談に応じている状況



福祉政策課調べ（令和2年（2020年）6月実施）

### ③住民が主体的に地域課題を把握して解決するための支援

#### 地域のコーディネーターの役割

地域生活課題を抱えている人々の中には、自分自身の課題に気付いていない、あるいは自ら助けを求めることができない状態にある場合があります。このような人々の把握には、地域住民など身近な人々の果たす役割が大きいといえます。

そこで、地域住民が自ら地域生活課題の解決を試みるようにサポートを行う、コミュニティソーシャルワーカー（地域援助技術）の知識・視点をもつ専門職が「住民に身近な地域」に存在していることが必要です。

具体的には、個別支援に加え地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決するための素地をつくるコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーターなどともいう。）、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、自立相談支援機関の主任相談支援員等（これらを、以下「地域のコーディネーター」という。）の育成・支援が重要となります。

■表9 地域のコーディネーター

コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーターなどともいう）	問題を抱えた人に対し、問題解決のため関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、総合的に支援する者又は適切な専門機関につなぐ者
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワークの構築の機能）を果たす者
自立相談支援機関の主任相談支援員	自立相談支援機関における相談支援業務全般のマネジメントをはじめ、支援困難事例への対応、相談支援員や就労支援員への指導・育成、社会資源の開拓・連携の取組等を行う者

地域のコーディネーターが地域住民に働き掛けをすることで、「困ったときや、誰につないだらよいか（相談したらよいか）分からないときは、地域のコーディネーターに相談できる」という安心感が生まれ、地域の中で「困っている人」「深刻な状況にある人」に気付いた時に、見て見ぬふりや誰かに任せようと思うのではなく、「自分たちで何かできないか」と思える意識が、地域住民の中に醸成されていくことが期待されます。

#### 地域のコーディネーターの育成

市町村は地域のコーディネーターを配置・育成するとともに、例えば、地域のコーディネーターが民生委員・児童委員、自治会長、ボランティア等との連携やコーディネーター同士が連携して取り組める環境づくりを進めるなど、その活動を支援する必要があります。



**コラム** コミュニティソーシャルワーカーの実践事例

**飯能市におけるコミュニティソーシャルワーカーの活動（飯能市社会福祉協議会）**

1 はんのうふくしの森プランについて

「はんのうふくしの森プラン」は、飯能市の地域福祉計画と、飯能市社会福祉協議会が市民とともに策定する地域福祉活動計画を一体的に策定したプランです。推進にあたっては、飯能市と飯能市社会福祉協議会が協働して進行管理や事業評価を行っています。

プランでは、それぞれの地域の実情に合わせた地域福祉を推進し、市民、社会福祉協議会及び市の協働で「誰もが安心できる居場所づくり」と「一人ひとりの相談を受け止め協働で支える体制づくり」を実現するための重点目標の一つとして、コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」）の充実を掲げています。

飯能市社会福祉協議会では、本部を含む市内8拠点に9名のCSWを配置（令和2年11月現在）し、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、相談内容に応じて訪問活動を行い、関係機関・地域団体と連携して支援を行っています。

コミュニティソーシャルワーカーの配置目標（平成35（2023）年度）



コミュニティソーシャルワーカーの充実

活動主体	主な取組
市民	住民や地域団体 ・コミュニティソーシャルワーカーの活動を理解し、積極的に協力しましょう。
	地域福祉推進協議会 ・コミュニティソーシャルワーカーの活動を理解し、相談支援につながるよう積極的に協力しましょう。
	福祉関係事業所の企業、個人商店など ・コミュニティソーシャルワーカーの活動を理解し、積極的に連携しましょう。
	社会福祉法人 ・コミュニティソーシャルワーカーの活動を理解し、積極的に連携しましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティソーシャルワーカーをすべてのふくしの森圏域（13圏域）に配置し、地域課題の解決に向けた取組を進めます。</li> <li>・ふくしの森ステーションをすべてのふくしの森圏域（13圏域）に設置し、身近な相談支援を充実します。</li> <li>・コミュニティソーシャルワーカーとふくしの森ステーションの役割や活動についての周知を図ります。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティソーシャルワーカーの配置やふくしの森ステーションの設置を支援します。（地域・生活福祉課）</li> <li>・コミュニティソーシャルワーカーと関係各課との連携を強めます。（地域・生活福祉課、関係各課）</li> </ul>

（第3次はんのうふくしの森プランより）

2 コミュニティソーシャルワーカー配置の効果

(1) 他機関・専門職との連携

CSWの役割や働きが認知されるにつれ、関係機関や専門職との連携が高まり、地域ごとの情報共有会議なども開催しています。特に地域包括支援センターや障がい者相談支援センター（委託）との連携が密になっており、個別支援だけでなく、サロン等の地域福祉活動への支援においても連携を行っています。

## (2) 地域住民との関係強化

CSWの活動拠点となっている「ふくしの森ステーション」を各圏域に設置することで、市街地から離れた地域でも地域住民が気軽に立ち寄ることができるほか、行政機関内に拠点を置くことで「ワンストップの相談窓口」の機能を持ち合わせています。

各圏域に拠点を置くことで地域住民、関係機関との連携が高まり、様々な地域情報(ニーズ、活動のキーパーソンなど)が得られるほか、訪問や見守りなどCSWのアウトリーチの機能が発揮しやすくなっています。

## (3) 地域支援の事例

飯能市北西部に位置する東吾野地区は、市内でも過疎化が進んでいる地域の一つです。高齢化率は40%を超え、山中に集落が点在し、また公共交通機関は鉄道のみと移動手段の課題が大きい地域の一つです。

高齢化に伴い買い物、通院等の生活上の困難さが増すとともに、集落間の交流だけでなく集落内でも交流が薄れるなど、さらに課題が深刻化していました。



CSWの支援もあり平成25年に設立された地域福祉推進組織「ふくしの森・東吾野」は、生活上に必要な「買い物」を支援しようと、地域福祉活動として月2回の移動販売に取り組んでいます。市内商店との協力体制などについてCSWがサポートしています。

移動販売は、「買い物」の機会の提供にとどまらず、買い物をするために外出をすることで、集落内だけでなく従事する活動者と交流する良い機会となっています。また、CSWによるアウトリーチ、見守りの機会にもなっています。

最近では、課題を抱えた住民が、販売する側の活動者として活動に参加することができることによって、活動する喜びを得られるとともに、地域とのつながりも生まれています。

**④ 県の取組と連携した複合課題を抱える人への相談支援について**

複合課題のうち、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合などについては、県と連携した広域的な支援や調整が必要になります。

例えば、「孤立した人々への見守りによる介入」は、身近な地域だからこそ難しい場合や特段の配慮が必要な場合もあります。

広域で受け止める仕組みの一例として、8050 問題について、県は、ひきこもり状態にある本人やその家族に対する相談支援体制等の整備や就業活動の支援、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を行っています。精神障害がある場合、保健所・保健センターとの連携を図る必要があります。

また、ケアラー支援については、「埼玉県ケアラー支援条例」において、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体により、ケアラーが孤立しないように社会全体で支えること、施策の実施には、多様な主体と相互に連携を図ることを定めています。

**■ 数値目標**

項目	基準年	目標年
ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数	26 市町村 (令和2年4月1日)	全市町村 (令和6年4月1日)

**■ 県の主な取組・支援**

市町村庁内における関係各課・相談支援機関の連携強化	
<p>重層的な支援体制（包括的な相談支援の体制）※の整備に取り組む市町村に対し、地域包括ケア総合支援チームによる支援やアドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。</p> <p>※「重層的な支援体制の構築」で一体的に行う「相談支援（包括的な相談支援の体制）」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援のうち、この項目では特に「相談支援（包括的な相談支援の体制）」を扱うことを示します。</p>	<p>福祉政策課 地域包括ケア課 他関係各課</p>
相談支援機関における複合課題への対応・連携強化	
<p>市町村及び市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談支援機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修を実施します。</p>	<p>福祉政策課</p>

## 第4章 施策の展開

地域包括支援センター及び市町村担当職員に対し、地域包括支援センター機能強化のための研修を実施します。	地域包括ケア課
障害者等のケアマネジメントを担う相談支援事業者を養成するための研修を行います。	障害者支援課
市町村からの要請に基づきアドバイザーを派遣し、市町村自立支援協議会の運営方法や地域で対応困難な事例に対する助言・指導を行います。	障害者支援課
住民が主体的に地域課題を把握して解決するための支援	
生活支援コーディネーターや市町村担当職員に対し、合同の研修や連絡会（意見交換会）を実施します。	地域包括ケア課
生活支援体制を構築するため、生活支援アドバイザーの配置や生活支援コーディネーター養成研修、生活支援コーディネーター連絡会議等を開催します。	地域包括ケア課
市町村社会福祉協議会とともに地域づくりを進める埼玉県社会福祉協議会と十分な連携を図ります。	社会福祉課
県の取組と連携した複合課題を抱える人への相談支援について	
ひきこもり状態にある本人やその家族に対し、保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の分野の関係機関と連携の下で埼玉県ひきこもり相談サポートセンター、精神保健福祉センター、保健所等において、相談支援を行い、ひきこもり対策を推進します。	疾病対策課 障害者福祉推進課 雇用労働課
精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援 <sup>3</sup> や地域定着支援 <sup>4</sup> など、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。	障害者福祉推進課

<sup>3</sup> **地域移行支援**：障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活への移行するための支援を行うこと

<sup>4</sup> **地域定着支援**：居宅において単身で生活している障害者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うこと

## 1-2 社会とのつながりの回復や社会参加に向けた支援

社会の一員としての役割を果たすことで、本人の自己肯定感や自己有用感を回復し生きる力を引き出すことにつながるよう、既存の地域資源と狭間のニーズを持つ者との間を取り持ち、社会とのつながりの回復や社会参加に向けた支援を行います。

### ■背景

すでに、高齢者、障害者、児童、生活困窮など属性ごとの制度では、それぞれの属性の特徴に対応した、社会参加に向けた支援を充実させてきています。

一方、本人・世帯の課題が複雑化・複合化し、単一の属性の支援だけでは解決が図れない事例や、社会とのつながりが希薄なまま長期間経過したことにより、丁寧で段階的な支援が必要となっている事例があります。

複合課題の背景には、社会的孤立などの関係性の貧困があり、それが本人の自己肯定感や自己有用感の低下につながっていることが多いと考えられます。

誰しも、社会の一員としての役割を果たすことで、自分自身やその人生を肯定できるという側面があります。これを踏まえれば、自己肯定感や自己有用感を回復して生きる力を引き出すためには、本人・世帯が他者や地域、社会と関わり、自分に合った役割を見出すための多様な接点を確保することが求められます。

### ■市町村・地域での取組の方向性

#### 既存の制度・取組の活用方法の拡充

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援と緊密に連携するとともに、既存の支援では対応できないニーズについて、地域の社会資源などを活用し、本人・世帯の状態に寄り添いながら社会とのつながりを回復する支援を提供することが重要です。

- ① 社会とのつながりを作るための支援を行う
- ② 利用者のニーズを踏まえ丁寧なマッチングやメニュー作りを行う
- ③ 本人への定着支援と受入れ先の支援を行う  
(取組例)
  - ① 生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者に対して就労支援（就労準備支援）を実施する
  - ② 就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する
  - ③ 養護老人ホームにおいて、居住に課題を抱える者への支援のため、空床を活用し契約による入所を実施する

【出典:令和2年(2020年)7月「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料をもとに作成】

**アウトリーチ**

社会参加に向けた支援は、分野を超えて柔軟に、必要な支援を検討することや、必要に応じ新たな地域資源の開発を検討することが望まれます。

特に、新たな地域資源の開発については、NPO・ボランティア団体など多様な主体による複合課題を抱える人への相談支援を行うなど地域福祉活動の活性化を支援することが重要になります。

地域資源の開発だけでなく、アウトリーチなどつながり続ける仕組みづくりが必要です。令和2年度（2020年度）には、国の「自立相談支援機能強化事業（生活困窮者自立支援制度）」でアウトリーチ支援員を自立相談支援機関に配置し相談支援を強化するための補助金が新設されており、社会参加に向けたより丁寧な支援を行う必要があります。

**複合課題を抱える人の支援に取り組む NPO 等民間団体への支援**

地域の実態を見ると、担い手不足が現在もしくは将来的に懸念される地域もあるため、新たに社会参加に向けた支援を進める際は、既存の地域資源を最大限活用することが望まれます。

そのためには、既存の地域資源の担い手である、NPO 等民間団体への支援の拡充が重要です。その支援の方法には資金に関するものに限らず、人材面、設備面、情報面など様々あり、市町村及び市町村社会福祉協議会は NPO 等民間団体を育成するための支援を行うことが必要です。また、福祉施設や企業等にも協力を要請し、新たな社会参加の場を開拓することも望まれます。

表 10 NPO 等民間団体等への支援の例

1.資金に関する支援	補助金・交付金・助成金、委託事業、融資・信用保証、基金、税制優遇など
2.人材育成・人材交流に関する支援	NPO への研修会・交流会の開催・サポート、市民活動に関する指導・相談など
3.設備・備品に関する支援	活動拠点や設備・備品の貸出、提供など
4.連携協働	行政と NPO の協働事業、イベントの企画・運営など
5.情報発信	活動紹介、情報提供、ウェブサイトの開設・運営、情報誌の発行など
6.その他	優れた活動や取り組みへの表彰、資格・補償制度の適用など

出典：内閣府NPOホームページをもとに作成

## ■ 県の主な取組・支援

<p>生活困窮者のうち、就職氷河期世代をはじめとした、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方を対象に、アウトリーチ等による集中的な相談支援を行います。また、就労体験、就労訓練事業所を開拓し、あっせん・マッチング等を行います。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行う NPO やボランティア団体等を支援します。</p>	<p>福祉政策課</p>
<p>ひきこもり状態にある本人やその家族に対する相談体制等を整備し、ひきこもり状態からの回復に向けて支援するとともに、関係機関・団体とのネットワークの構築及び情報発信を行います。</p>	<p>疾病対策課</p>
<p>若者自立支援センター埼玉において、関係機関、関係団体等と連携を図りながらニート（若年無業者）の就業活動を総合的に支援します。</p>	<p>雇用労働課</p>
<p>就職氷河期世代の不本意非正規労働者の正規化を図るとともに企業の人材不足の解消を目指します。</p>	<p>雇用労働課</p>
<p>障害者雇用総合サポートセンターの運営により、専門的な支援を実施して障害者雇用の受入企業の拡大と職場への定着支援を図ります。</p>	<p>雇用労働課</p>

### 1-3 権利擁護体制の充実

児童・高齢者・障害者に対する虐待が後を絶たない状況を踏まえ、虐待の早期発見・早期支援を図るとともに、虐待をしてしまう恐れのある養育者・養護者に対する支援を行い未然防止を図ります。

また、認知症など判断能力が不十分な人が安心して暮らせる権利擁護の仕組みを充実します。

#### ■背景

虐待の通告・通報件数は児童虐待が著しく増加するなど、増加傾向にあり、虐待の深刻化を防ぐためには、早期発見・早期支援が重要となります。そのためには県と市町村との連携強化はもとより、関係機関と実効性あるネットワークを形成し、情報の共有を着実に図る必要があります。

そこで、県では「埼玉県虐待禁止条例」が平成30年（2018年）4月に施行され、児童相談所や市町村など関係機関連携のもと、虐待の早期発見・早期支援及び虐待防止の普及啓発等に取り組んでいます。

また、判断能力が不十分な認知症の高齢者などは、相続などの際に財産の権利を侵害されるなどの可能性があり、こうした権利侵害の問題に対応するため、一人ひとりが尊重され安心して暮らせる権利擁護の仕組みを充実する必要があります。



**■市町村・地域での取組の方向性****虐待の未然防止と早期発見・早期支援**

虐待の未然防止及び早期発見のためには、虐待に関する普及啓発による県民の理解と地域の見守りが欠かせません。

虐待に関する普及啓発を行うことにより、虐待に関する関心が高まり、地域の見守りにつながります。地域の見守りにより、虐待の兆候を早期発見し、早期に支援に結びつけるとともに、緊急時には即座に市町村や、児童相談所、警察等の専門機関による迅速な対応を行うことが不可欠です。

また、住民に近い行政機関である市町村は、虐待に適切に対応するために、福祉、保健、教育等に関する業務を担当する部局の相互の連携を強化し、虐待から守るための役割を主体的に担うよう、相談に対応する体制の整備・虐待対応職員の専門性の確保が必要となります。

児童虐待に関しては、県内すべての市町村に児童福祉法に基づく、要保護児童対策地域協議会が設置されています。同協議会には児童虐待に関する専門職が配置されており、地域で虐待防止に取り組む体制がとられています。

高齢者及び障害者虐待についても、市町村の虐待対応職員及び地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等の相談支援機関の職員が、県が実施する研修に参加することなどにより、専門性を向上させる必要があります。

**福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）**

福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理など、判断能力が不十分な高齢者や障害者の日常生活を支援するため、日常生活自立支援事業の一部である「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」を実施主体である埼玉県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会に委託して実施しています。生活支援員等による見守りを行うなど、本人に寄り添った支援が可能となっています。（26ページ参照）

そのため、市町村は判断能力の不十分な高齢者や障害者の日常生活を支援するため「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」への理解・周知を図るとともに支援体制を充実させる必要があります。

当事業の推進に当たっては、成年後見制度と連携した支援、成年後見制度への円滑な移行を進める必要があります。

## ■ 県の主な取組・支援

虐待の未然防止と早期発見・早期支援	
埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童・高齢者・障害者の各虐待の通報等を一括して受ける虐待通報ダイヤルを運用するとともに、県民に対する虐待防止の普及・啓発等を行い、虐待の予防や早期発見、早期対応につなげます。	福祉政策課
虐待を受けた児童及びその保護者への心のケア、法的対応の強化、家庭的養護の推進、一時保護所入所児童への学習支援、児童虐待防止に係る啓発等を行い、児童虐待に対する総合的な施策を展開します。	こども安全課
市町村職員に対する研修などにより、児童虐待の早期発見及び早期対応の強化を図ります。また、児童相談所 OB を市町村に派遣し、市町村における児童虐待対応を支援します。	こども安全課
休日・夜間もつながる児童虐待通報専用の電話窓口を設置し、24 時間 365 日児童虐待通告への対応を行います。また医療分野での児童虐待に関する理解を深めるとともに、早期相談、通告体制の整備を図ります。	こども安全課
虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつながりリアルタイムで全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。	こども安全課
児童虐待通告のうち、泣き声通告などについては、外部の民間団体を活用した家庭訪問などによる安全確認を行います。	こども安全課
妊娠・出産・育児の様々な相談にワンストップで応じ、切れ目のない支援体制を担う「子育て世代包括支援センター」を支援します。	健康長寿課
育児不安の軽減や支援が必要な家庭を把握するため、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問する市町村を支援します。	健康長寿課
高齢者虐待に対応する専門職員を養成し、市町村の虐待対応力の向上を図るために、高齢者虐待対応専門員養成研修等を実施します。	地域包括ケア課

#### 第4章 施策の展開

<p>障害者虐待の防止や早期発見、虐待発生時に迅速な対応を図るために、障害福祉サービス事業所等の管理者・従事者や市町村等の通報窓口職員に対して障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、これら職員の資質向上を図ります。</p>	<p>障害者支援課</p>
<p>障害者権利擁護センターを運営し、就労現場における障害者虐待に係る通報の受理や、虐待を受けた障害者への支援に関する相談などを行います。</p>	<p>障害者支援課</p>
<p>認知症高齢者及び知的障害者等の権利擁護や権利行使に関する支援を行う権利擁護センターの運営を支援します。</p>	<p>地域包括ケア課 障害者福祉推進課</p>
<p>福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）</p>	
<p>認知症などで判断能力が不十分な人の様々な手続に関する援助や日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の活用を促進します。</p>	<p>地域包括ケア課</p>

## コラム 要保護児童対策地域協議会（要対協）と関係機関が協働した取組事例

### 福祉課、子育て支援課、医療機関、学校等との協働

#### 1 子どもの見守り強化事業

三郷市では、「子どもの見守り強化アクションプラン」<sup>5</sup>を受け、子どもの見守りを事業化しました。子どもの養育について支援が必要な世帯に対し養育に関することや生活習慣等の改善などについて相談や援助を行う、民間委託で行う事業です。

養育相談及び援助、生活習慣・養育環境の改善に関する助言、貧困の連鎖の防止に関する支援、学習の支援、食材や日用品等の提供を通し、子どもの安否確認を行うことが主な内容です。家庭訪問支援員は、地域に住むPTAの会員や元教員などをお願いしました。安否確認が特に必要なのは、保育園や幼稚園などに所属していない子どもです。

家庭訪問をする際には、食材等を入れるカゴをデコレーションして保護者や子どもとの会話のきっかけとし、食材等を多めに入れて保護者だけでなく子どもにも「どれがいい？」と選んでもらうことで子どもの安否確認が自然な形でできます。



#### 2 子どもの見守り強化事業と要対協のメンバーである関係機関との連携

未婚の若年の母親と1歳の子どもと3歳の双子の母子世帯の事例での取組を紹介します。生活保護を受給しています。母親は児童養護施設出身のため、頼れる家族はおらず、軽度の発達障害も疑われました。また、アルコール依存症により、家庭訪問をしている最中でも母親は飲酒している状況でした。子どもの出産前に母親が病院に行かないことで、病院からの通報を受け子ども支援課が介入しましたが、拒否されました。子どもが生まれた後、生活保護のケースワーカーが保育所の手配もしましたが、すぐに行かなくなりました。

子どもの見守り強化事業において要対協の関係機関とも役割分担を行いました。子ども支援課と保健センターの支援に加え、家庭訪問支援員が母親に寄り添いながらアルコール依存症治療のための受診を補助することにしました。地域に住んでいる方に家庭訪問支援員をお願いすることで間隔を開けずに訪問が続けられました。母親と信頼関係ができてくると「病院の先生が何を言っているのかよくわからない」、「上の双子がいて外出しにくい」と受診しない理由を話してくれるようになり、母親の気持ちに寄り添うことで、同行支援を了承し受診につながりました。

家庭訪問支援を続けることで「指導を聞かない対象者」との捉え方が「やりたくてもできない対象者」に変わり、子ども支援課や生活保護のケースワーカー、保健師、児童相談所等と母親との関係も構築できました。関係機関同士の連携も深まり、その重要性を再認識しています。

<sup>5</sup> 「子どもの見守り強化アクションプラン」：厚生労働省が2020年4月27日付で発出された、休校や外出自粛などで子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まる中、地域ネットワークを総動員して早期発見・対応に取り組む

## 1-4 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者や障害者が、不当または不利な扱いを受けることなく生活ができるように、成年後見制度の利用を促進します。

### ■背景

成年後見制度とは、認知症、知的障害や精神障害により判断能力が不十分になった成年の方々を援助する人を家庭裁判所が選任し、法律的に保護する制度です。

認知症高齢者の増加や障害者の地域生活への移行等に伴い、判断能力が十分でない方の身上保護や財産管理を行う成年後見制度の対象者数は年々増加しており、制度の潜在的ニーズが高まっています。

平成28年（2016年）5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年（2017年）3月には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

この法律は、成年後見制度が、認知症、知的障害その他の精神上の障害がある方を支える重要な手段でありながら十分に利用されていないことから、国及び自治体が責任を持って、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進することを目的としています。

成年後見制度においては、これまで、主に親族や専門職等が制度の担い手として要支援者を支えてきましたが、後見人不足が懸念される中、地域社会における制度の安定的な運営を図るため、身近な住民による市民後見人の活躍が期待されています。

### ■市町村・地域での取組の方向性

#### 成年後見制度利用促進基本計画の策定

成年後見制度利用促進基本計画における市町村の役割として、地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置と、これらを段階的・計画的に進めるため、成年後見制度利用促進基本計画の策定に努めるものとされています。

市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定は努力義務となっていますが、地域福祉計画等と連動した計画の策定が望まれます。

### 市民後見人の育成と法人後見の担い手育成

市町村及び市町村から委託を受けた団体が地域住民の中から市民後見人を育成・支援するとともに、法人後見（社会福祉法人やNPOなどの法人が成年後見人等になること）の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を確保する必要があります。

例えば「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」の生活支援員や市民後見人養成講座修了者が市民後見人として活躍できるよう、法人後見支援員や「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」の生活支援員としての経験を積めるよう支援する必要があります。

### 中核機関の設置など利用促進体制整備

認知症や知的障害・精神障害などで判断能力の十分でない人が、不利益を被ることなく安心して地域で暮らせることが必要です。

そこで市町村においても、権利擁護に関する相談事業、成年後見等に関する体制づくりの一環となる権利擁護（成年後見）センターの整備等中核機関<sup>6</sup>の設置及び機能の強化を図ることが望まれます。

### 地域連携ネットワークの構築

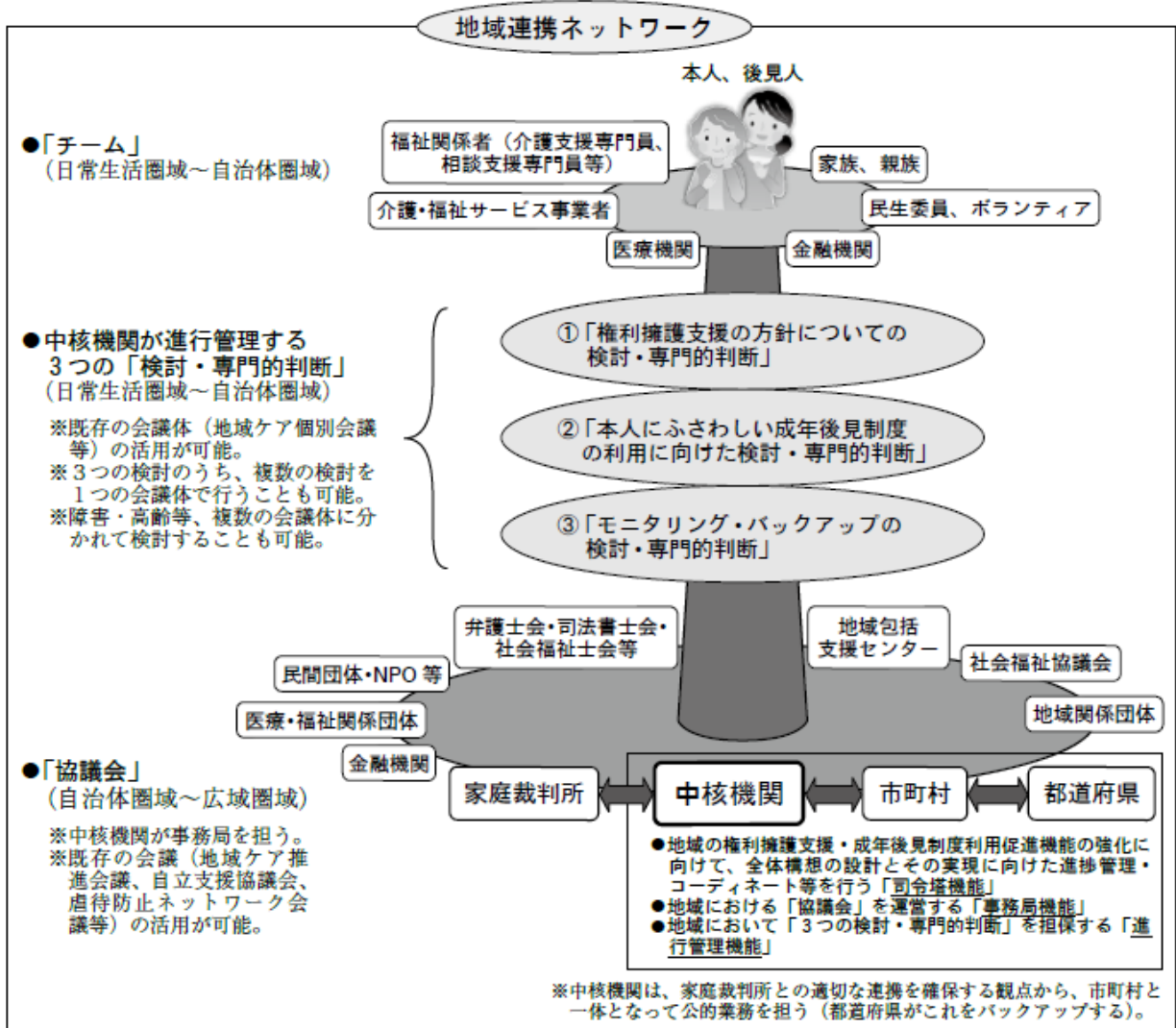
地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける必要があります。

本人を後見人等と共に支えるため、後見等開始前には本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれらに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握することが望まれます。さらに、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する必要があります。

そのため、法律・福祉の専門職団体や関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施・ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う「地域連携ネットワーク」の構築に取り組む必要があります。

<sup>6</sup> **中核機関**：地域連携ネットワークの中核となる機関で、以下のような様々な機能を担う。  
 ア. 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」  
 イ. 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」  
 ウ. 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

図35 地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の連関イメージ



内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成。

〔出典：厚生労働省「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き（平成30年（2018年）3月）」〕

■ 数値目標

項目	基準年	目標年
成年後見制度の市町村計画を策定した市町村数	24市町村 (令和2年度)	全市町村 (令和5年度末)

## ■ 県の主な取組・支援

関係機関との情報交換や意見交換、具体的取組方策を検討する会議、市町村の取組を支援するための研修などを実施することにより、成年後見制度の推進を図ります。	地域包括ケア課
市町村が市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域での市民後見人活動を推進する取組を支援します。	地域包括ケア課
知的又は精神障害者の成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る市町村に対し、補助を行います。	障害者支援課
未成年後見人の報酬、未成年後見人及び被後見人の損害賠償保険料を補助します。	こども安全課
市町村成年後見制度利用促進基本計画を策定する市町村に対し、計画策定に関する支援を行います。	地域包括ケア課
成年後見制度の中核機関を設置する市町村に対し支援を行います。	地域包括ケア課





## 柱2 地域づくり ～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～

### 2-1 地域福祉の場・拠点づくりの促進

地域福祉の場・拠点を運営・支援するとともに、活動を始めようとしている団体への情報提供や、団体同士の情報交換の場を設け、場や拠点の見える化による交流の活性化を図ります。

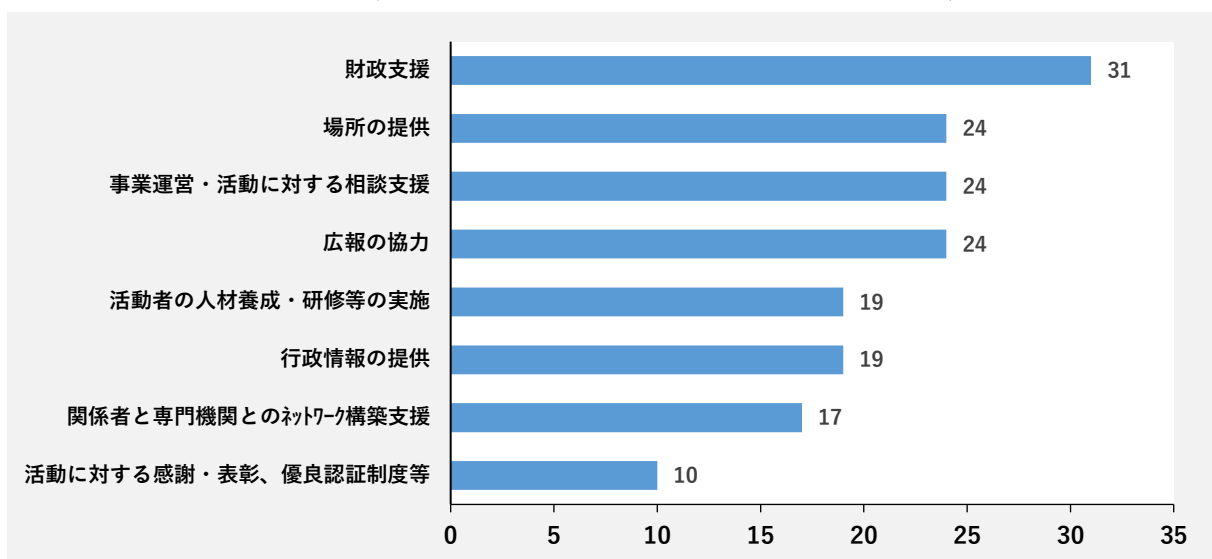
#### ■背景

居場所や相談・交流の場など、多様な機能を持つ地域福祉の場・拠点は、身近に知り合いや頼れる人がいない住民の方々にとって、閉じこもりや孤立の防止に加え、つながりの促進や生きがいつくりなど様々な貢献をしています。

また、地域の様々な方が関わることで、多世代交流の場となっており、子ども食堂の広がりや、住民主体の介護予防教室、認知症（オレンジ）カフェの立ち上げ・運営、ふれあい・いきいきサロン、地域の障害者を支援する居場所など、様々な地域福祉の場・拠点の活動が展開しています。

市町村及び市町村社会福祉協議会（以下、「市町村・市町村社協」とする。）は、NPO やボランティア団体などが実施している居場所の支援について、財政支援（31 市町村）、場所の提供（24 市町村）などの支援を実施しています（福祉政策課調べ）。

図 36 NPO 法人・ボランティア、自治会、コミュニティ協議会等の地域団体、老人クラブ、商工団体等の民間団体が実施している「居場所」に関する各サービスに対し、支援を行っている市町村数（市町村社協・NPO 等への委託事業を含む）



福祉政策課調べ（令和2年（2020年）6月実施）

新型コロナウイルスの感染拡大により、地域福祉の場・拠点は通常の活動を行うことができず、高齢者等に大きな影響が及びました。例えば、住民主体の介護予防教室が休止になり、オレンジカフェも運営できなくなったことで、症状が進み、要介護状態になってしまった人もいます。

民生委員・児童委員もインターホン越しや遠くから見守ることしかできないため、生活課題を抱える人の発見や、どこで誰がどのような状況になっているのかが、見えにくくなっている状況となっています。

### ■市町村・地域での取組の方向性

#### 相談や交流、居場所づくり等多様な機能をもった場・拠点づくりの促進

市町村・市町村社協は自ら地域福祉の場・拠点を運営するとともに、民間の地域福祉の場・拠点づくりを支援する必要があります。

地域福祉の場・拠点で活動を始めたいと考えている方や団体に対し、埼玉県社会福祉協議会が作成したサロンスターブックなどを用いて、運営のポイントやリスクマネジメントなどの相談や説明を行うことも有効です。

地域福祉の場・拠点を「見える化」することも必要です。地域で活動者の報告会を行う等により、活動を「見える化」すると、そこにまた新しい活動者が集まるなど好循環が期待できます。

また、地域福祉の場・拠点を運営している団体同士で効果的な取組や課題などを話し合う情報交換会などを、市町村・市町村社協がコーディネートすることも必要です。さらに、空き家や空き店舗の活用、企業や社会福祉法人等との連携なども視野に入れ、支援していくことが求められます。

#### 「支え手」と「受け手」を超えた関係性の構築の促進

地域福祉の場・拠点での活動は、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる人が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できることが重要です。

#### 場や拠点に来られない人への支援（訪問、電話等）

身近に地域福祉の場・拠点があっても、来られない人・来たくない人もいます。そういった人に対しては訪問活動を行うなど、アウトリーチで寄り添う支援をすることが必要です。

また、新型コロナウイルスの感染拡大への対応として、場や拠点での通常の活動の代替として、配食サービスや電話による見守り等の取組が行われており、市町村・市町村社協はこういった訪問活動等の取組を他の活動者の参考となるよう情報提供するなどの支援をする必要があります。

## ■ 県の主な取組・支援

共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行う NPO やボランティア団体等を支援します。【再掲】	福祉政策課
子ども食堂など子供の居場所づくりに取り組む団体と、そうした団体を支援するフードバンクや企業などがネットワークを構築できるよう支援します。	少子政策課
子ども食堂などの居場所づくりの立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣します。	少子政策課
住民主体の通いの場づくりの促進や多くの高齢者が参加できる取組事例の紹介など、市町村が実施する介護予防事業の取組を支援します。	地域包括ケア課
養成された認知症サポーターに対して研修を実施し、地域で認知症の人に直接的な支援を行うための体制を構築します。	地域包括ケア課
若年性認知症支援コーディネーター及び若年性認知症専門相談の窓口の設置により、若年性認知症の方とその家族に対する居場所づくりを行います。	地域包括ケア課
市町村や市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運営を支援します。	地域包括ケア課
高次脳機能障害 <sup>7</sup> とその家族に対する地域での支援を充実するため、医療、福祉、介護などの支援に関わる職員に対する研修やピア・カウンセリング <sup>8</sup> などを実施します。	障害者福祉推進課
障害者の自立と社会参加を進めるため、障害や障害者について理解を促す啓発を行います。また、障害者の社会参加に必要な各種事業等を実施する市町村を支援します。	障害者福祉推進課

<sup>7</sup> **高次脳機能障害**：事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障害のこと。症状は損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

<sup>8</sup> **ピア・カウンセリング**：カウンセリング技術を身につけた障害者が、自らの体験に基づいて、他の障害者の相談支援に当たり、問題解決のための助言を行うこと

## コラム 拠点や場が集まらなくてもつながることができる取組の事例

### 埼玉県さいたま市緑区南部圏域地域包括支援センターしゅや苑の取組

#### 1 さいたま市における地域包括ケアシステム

さいたま市では「誰もが自立と尊厳を保ちつつ、住み慣れた地域で安心して長生きできる、支え合いとふれあい豊かな活力あるまちを目指して、地域包括ケアシステムを推進します」という基本方針のもと、「高齢者の自立支援・重度化防止の推進」「日常生活を支援する体制の整備」等を重点取組として位置付けています。

なかでも、高齢者自身が「支援する側」に加わる高齢者相互の助け合いや、これまで「支援される側」であった高齢者が、地域とのつながりを維持しながらサービスや社会資源を選択して利用する《住民主体》の視点を強化しています。

#### 2 さいたま市緑区南部圏域地域包括支援センターしゅや苑の活動

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って地域活動の多くが自粛されている中、単身高齢者や高齢者のみ世帯が多く、交通の利便性が十分でない地域がある、という特性や住民のニーズに応じて趣向を凝らした取組をしてきました。

##### ①手紙のやり取り

緊急事態宣言発令時に、センターの職員全員で『いきいき百歳体操自主グループ』や『オレンジカフェ』等の参加者総勢180人弱に対し手紙のポスティングや郵送をしました。在宅生活を少しでも楽しんでいただくための『毎日健康チェックシート(奈良県生駒市作成)』『フレイル予防リーフレット』等を同封、『脳トレリーフレット』については「回答は次回のお手紙で」とするなど工夫しました。

それに対し「体操に行けず孤独だったので嬉しかった。」とお返事をくださる方もいらっしゃり、職員も元気をいただきました。



住民の皆さんから頂いたお返事

##### ②職員による折り紙やカードの手作り

折り紙等が得意な職員が季節に応じた創作をしました。

折り紙を貼った封筒(4月・5)



##### ③住民からの手作りマスクの寄贈

手紙を送った高齢者の方達から、「職員の皆さんへ」と手作りマスクを送っていただきました。とてもありがたいと皆さんと再会できることが私達の励みになっています。



住民の皆さん、手作りマスク

##### ④自主グループへのアンケート

コロナ禍での日常生活について聞き取りをし、集計しました。今後、新しい生活様式の中でどんなつながり方ができるか、地域の皆さんと一緒に考えていきます。

**コラム** オンラインでの地域福祉活動の事例

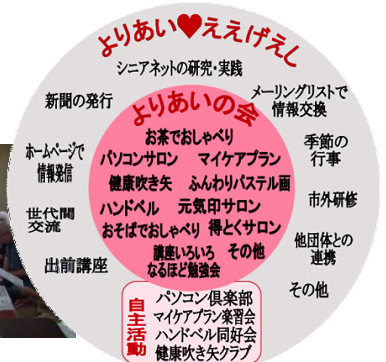
埼玉県坂戸市「よりあい\*ええげえし」のオンラインサロン活動

1 「よりあい\*ええげえし」の活動

2001年4月に設立した地域交流ボランティア「よりあい\*ええげえし」は、毎週月曜日に「よりあいの会」を主催。地域での出会いを大切にしつつ、『誰もが・地域で・元気に・自分らしく生きる住みよいまちづくり』『閉じこもらず・よりあい・自分の暮らしをデザイン(創造)して・元気な高齢者』を目指して多彩な活動をしています。



お茶でおしゃべり      パソコンサロン      健康吹き矢      マイクアップ



2 時代背景と設立までの経緯

2000年は、地方分権・社会福祉改革が進み少子高齢化に向けて介護保険制度が開始した年で、自己選択・自己決定、介護予防が謳われた年でもあります。このように時代が変わる中、新しい交流の場の必要性を感じていたボランティア実践者たちが出会い、2001年4月、マンションの一室を活動拠点として自発的に活動を開始しました。

3 「よりあいの会」とPDCA・活動理念

ボランティアする側・される側に分かれるのではなく、お互いさまの関係を大切にしながら、全員が同じプログラムを楽しみ交流します。

開会時には全員がひと言自己紹介し、その日のプログラムで交流、残り30分は輪になって座り、感想を聴き合うという流れです。これが、振り返り・気づき・分かち合いの時間となり、次回への指針になっています。

オンラインに移行してもお互いの言葉を聴き合う姿勢は同じです。

参加者は地域の高齢者が中心。運営に関わる正会員19名、準会員(リピーター)約40名と地域住民。毎回20人前後が参加。

4 コロナ禍における「オンラインよりあいの会」

コロナ禍により従来のよりあいの会は休止になりましたが、繋がりを持つことはこれまでに以上に重要と話し合い、2020年5月からオンラインサロンを開始しました。設立時から情報リテラシーに注目し、高齢者にこそ日常生活の様々な場面でその必要性があると、活動の中でパソコンを活用してきました。それが現在のオンラインでの楽しい交流と学び合いに繋がっています。毎週月曜日のオンラインよりあいの会には毎回20~30名が参加しています。交通の便がない、外出にためらいがある等これまで参加しにくかった方も安心して参加できる、というのも利点です。

5 オンラインサロン活動~今後の高齢者サロンの可能性

コロナ禍であってもなくてもふれあいや交流は大切です。仲間と繋がる環境があれば高齢者も孤立せず暮らせます。情報は、高齢期こそ必要で強い味方となるでしょう。



Withコロナ・Afterコロナ社会での新しい繋がりや活動では、共に生きがいをつくり、互いを認め合い、支え合いながら暮らす事がますます必要となっていきます。

今後も皆で知恵を出し合い、地域の出会いの場としてのオンラインよりあいの会を継続していきます。しかし、対面の交流も大事でありオンラインだけでは十分とは言えません。地域の方とのつながりが途切れないよう工夫が必要です。公共施設のWi-Fiなどインターネット環境の整備や普及、そして「一緒にやろうよ」「私もできたよ」と声を掛け合う優しい地域づくりを心がけていきたいと思ひます。

## 2-2 地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充

住み慣れた自宅や地域でその人らしく暮らし続けられるよう、地域住民同士の助け合いや地域での見守り体制の拡充を図ります。

### ■背景

市町村は、民生委員・児童委員の支援をはじめ、自治会組織や住民ネットワークを活用した見守り活動など、住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

しかし、様々な事情により自ら SOS を発信できない、あるいは発信しない住民などへの支援が課題となっており、地域での住民同士の助け合い、地域での見守り体制を拡充することが一層重要となってきます。

また、地域住民のほか、電気・ガス・水道といったライフライン事業者や新聞配達業者、宅配業者など日頃住民と接する機会の多い業者などの関係機関の協力を得て、地域の見守りの仕組みを構築することが重要です。

さらに、悪質な手口で訪問販売等を行う事業者による被害も社会問題となっています。高齢者等の消費者被害を未然に防止するため、消費生活分野と福祉分野が連携し、高齢者等の見守りやトラブルの解決を図る体制の充実が求められています。

### ■市町村・地域での取組の方向性

#### 民生委員・児童委員の活動支援と地域住民の理解の拡充

民生委員・児童委員は地域住民から生活相談を受け、助言を行うとともに、必要なサービスにつなげています。市町村は市町村社会福祉協議会と連携して、地域で孤立しがちな人の把握や見守りに大きな役割を担っている民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員の活動について地域住民の理解促進が必要となります。

しかし、民生委員・児童委員は、拡大する生活・福祉課題への対応が求められ負担が過大となっています。

そこで、民生委員・児童委員の活動の支援策として、福祉委員<sup>9</sup>の設置があげられます。民生委員・児童委員とともに見守り活動などをチームで行うことや、地域の関係者との情報共有のルールを明確にすることが求められます。福祉委員の活動の周知や理解については、埼玉県社会福祉協議会で発行している「福祉委員活動アシストブック」が活用できます。

<sup>9</sup> **福祉委員**：地域の高齢者や障害者など支援が必要な人を発見したときに民生委員・児童委員に連絡し、専門機関や福祉サービスにつないだり、必要な見守り活動等を行う地域のボランティア。市町村によって名称が異なる。市町村社会福祉協議会が委嘱する場合が多い。

## 第4章 施策の展開

また、担い手不足の課題については、市町村社会福祉協議会の地域福祉担当とボランティアセンターが連携し、シニアの余暇活動や、働き方改革で余暇時間のある社会人等を積極的に地域の活動者に取り込むことも重要です。近年、住民から関心の高い「子ども食堂」を切り口として、活動者の裾野が広がっていますが、子どもだけの支援から高齢者や障害者等、様々な地域住民が助け合い・見守りに関わるような広がりを支援していく必要があります。

### ネットワーク・地域の支え合いの取組の充実

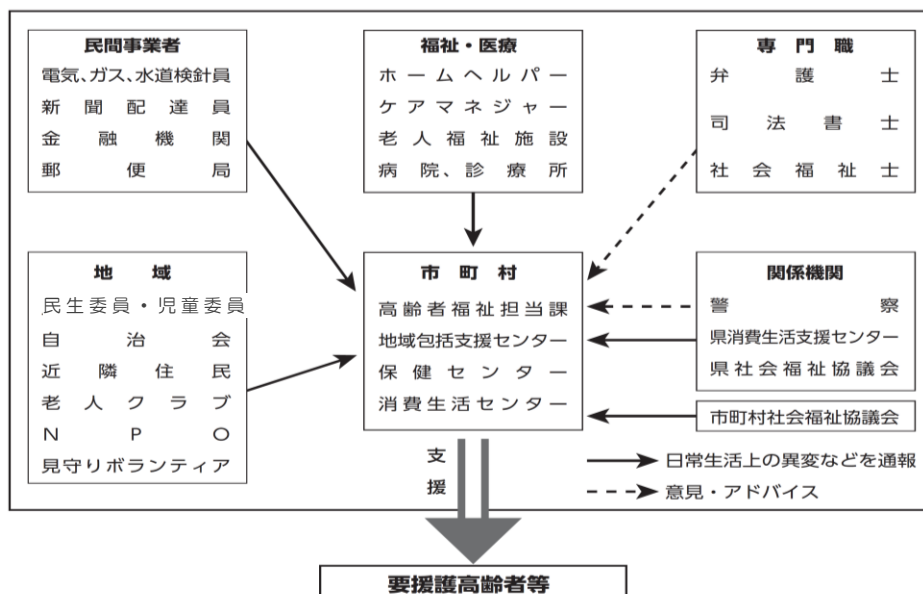
見守り体制としては、民生委員・児童委員、自治会、金融機関、電気・ガス会社、新聞販売など高齢者等と接する機会の多い関係者を構成員とする「要援護高齢者等支援ネットワーク」が全市町村にあり、支援が必要な高齢者等を早期に把握し、支援につなげています。

「要援護高齢者等支援ネットワーク」の仕組みを引き続き充実させるとともに、企業や地域の商店などの協力も得て取り組む必要があります。好事例などを共有するのも、活動の励みになると考えられます。

また、高齢者等が抱える日常生活上のちょっとした困りごとを、地域の元気な高齢者などがボランティアとしてお手伝いし、その謝礼を地域振興に資する形で受け取る「地域支え合いの仕組み」は全市町村で様々な団体が実施しており、そうした取組を引き続き充実させる必要があります。

さらに、高齢者等の消費者被害を防止するため、平成26年（2014年）6月に改正された消費者安全法に規定された、地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体、消費生活協力員等で構成される消費者安全確保地域協議会を設置し、消費生活上、特に配慮を要する消費者を見守る必要があります。

図37 要援護高齢者等支援ネットワークのイメージ





## ■ 県の主な取組・支援

民生委員・児童委員の活動支援と地域住民の理解の拡充	
民生委員・児童委員の活動を促進し、地域福祉の向上を図るため、民生委員・児童委員協議会の活動を支援します	社会福祉課
埼玉県社会福祉総合センターで運営する福祉研修センターにおいて、「民生委員・児童委員研修」を実施します。	社会福祉課
民生委員・児童委員の活動を促進し、地域福祉の向上を図るため、活動経費を支援します。	社会福祉課
ネットワーク・地域の支え合いの取組の充実	
民生委員・児童委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者と接する機会が多い事業者で構成される「埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議」を開催し、市町村等に先進事例や情報提供を行います。	地域包括ケア課
地域の実情に合わせ「地域支え合いの仕組み」の充実を図るとともに、県政出前講座などを通して、共助の仕組みの啓発を行います。	共助社会づくり課
シニアの地域デビューを後押しするため、魅力やノウハウを発信します。	共助社会づくり課
高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置を支援するとともに、消費者被害防止サポーターの活用を進めます。	消費生活課

## コラム コロナ禍における支部社協での見守り活動の事例

### コロナ禍における武里団地支部社協での見守り活動

#### 1 武里団地支部社協について

武里団地支部社協は、自治会協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ボランティアで構成されており、月1回、武里大枝公民館において、武里団地にお住まいの70歳以上の方を対象とした「お茶飲み会」を開催しています。

「お茶飲み会」では、地域のボランティア団体による銭太鼓や歌などの催し物が行なわれ、アンコールが出るほど盛り上がるのがしばしばです。また、ボランティア手作りのあたたかいおしるこをご賞味いただくなど、楽しい時間を過ごしていただいています。さらに、春日部南中学校の生徒さんがお手伝いに来てくださり、受付やお茶配りをしながら、参加者の方々と交流されることもあります。

#### 2 コロナ禍における住民の見守り活動

コロナの影響で地域の集まりの場がすべてなくなり、その対応として次のような取組をしてきました。

##### ■第1弾（8月）：往復はがきによる近況アンケートの実施

- ① これまで毎月行われてきたお茶飲み会について、昨年まで参加していた178名に対し、往復はがきで近況アンケートを実施しました。
- ② 116名から返信がありました。そのうち、記載された内容に心配がある方を地域包括支援センターと一緒に訪問しました。
- ③ 全員のお宅を訪問して、アンケート結果のお渡しと合わせてお茶をプレゼントしました。

##### ■第2弾（12月）：防災用品の釜めしをクリスマスプレゼントとして配布

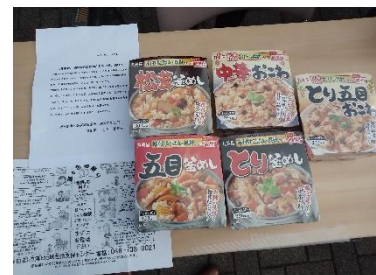
- ① 案内はがきを出して、自治会事務所まで取りに来てもらい、270名に手渡ししました。安否確認を兼ねつつ、皆さん笑顔で大変喜んでくださいました。
- ② 各自治会協議会でも、毎週(水)に行っていた「ふれあい喫茶」が開催できなくなったため、自治会員全世帯に商品券やお茶の配布が行われました。

このように、コロナ禍であっても、これまで顔の見える関係づくりをしてきた団地ならではの取組が進められています。

高齢者の場合はオンラインによる取組は難しいところがあるなか、紹介した取組のように、声を掛け合うことの大切さや、電話や手紙、短時間でも顔を合わせることでお互いの支えになることを実感しました。



プレゼントお渡し風景



プレゼントした釜飯

## 2-3 災害時に備えた支援の取組の充実

地震や洪水などの災害時に備え、高齢者や障害者などへの円滑な避難支援が行えるよう取組を進めるとともに、災害弱者を支える地域防災力の強化を図ります。

## ■背景

近年は、大規模な自然災害が全国的に頻発しており、本県においても令和元年（2019年）東日本台風（台風第19号）などの被害が発生しています。災害に対応できる地域づくりのためには、高齢者、障害者をはじめ、地域住民の円滑な避難のための支援体制の充実を図るなど地域における「自助」「共助」の強化を促進する必要があります。

「共助」については、近隣住民やボランティアによる見守りネットワークにより、平常時から高齢者・障害者等を訪ねる活動を行っているなど、取組が進んでいる地域もあります。

また、多くの要配慮者がいる社会福祉施設等において、災害発生時に入所者の安全を確保する必要がありますが、通常の避難所や福祉避難所では受け入れが難しい方もおり、対応が困難となる場合も想定されます。

■表 11 災害時の避難において支援や配慮を要する方と支援する関係者等

要配慮者	高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人など災害時に自力で避難することが困難な者。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
避難支援等関係者	消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等

また、新型コロナウイルス感染症対策として、入所施設においてクラスターが発生し、介護職員にも広がった場合、介護職員の大幅な不足が考えられ、さらに対応が難しくなることが想定されます。

県ではこうした場合に備え、応援職員の派遣や入所者の受入れ等に協力を得られる施設を種別ごとに相互応援施設として登録し、クラスター発生に備えた互助ネットワークを構築するなどの対応を講じています。

**■市町村・地域での取組の方向性****避難行動要支援者の名簿作成・更新・活用と個別計画の作成**

市町村は、災害対策基本法に基づき、高齢者、障害者など災害時に自ら避難することが困難な人の生命を守るため、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成・更新を進める必要があります。

また、平常時から避難行動要支援者の同意を得て、民生委員・児童委員等避難支援等関係者へ名簿情報の提供を行う必要があります。市町村は名簿情報の提供への同意について、避難行動要支援者に働きかける必要があります。

なお、避難行動要支援者名簿を平常時から提供することに同意が得られなかった人についても、災害が発生している・発生するおそれがある場合で生命・身体を保護するために特に必要がある時には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿情報を提供することができます。

市町村は発災時に、本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合には、名簿情報の提供を受けた者が情報を適正管理するよう、名簿情報の廃棄・返却等の情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

外国人の支援についても、平常時から外国語による防災に関するパンフレットを作成するなど防災知識の普及に努め、防災訓練の参加の呼びかけやボランティアを確保し、災害時においては外国語による災害情報の提供に努めることが必要です。

**福祉避難所の指定、防災訓練の実施及びヘルプカード導入の促進**

物資・機材・人材が整っている社会福祉施設などを福祉避難所（令和2年（2020年）4月1日現在：799か所）として指定するとともに、併せて旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設する必要があります。

実際に災害が発生した場合は、要配慮者を円滑に入所させ、必要なサービスを提供できる体制を整える必要があります。

また、要配慮者が必要としている援助内容が分かるカードの作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でのカードの掲示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する必要があります。

**社会福祉施設の自助及び地域防災力の強化**

社会福祉施設においては、施設職員及び入所者に対し、各施設が策定した防災計画（非常災害対策計画）について共有するとともに、防災に関する普及・啓発を定期的に実施する必要があります。

地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練や、特に福祉避難所として指定されている施設は、当該施設が、在宅の要配慮者などの受け入れを想定した開設訓練を実施することが有効です。

また、災害時に施設の建物が崩壊する場合も想定されます。入所者を他の施設に一時的に避難させ、他施設の職員が応援に入るなど、地域の施設間で相互に支援できるシステムを構築することが望まれます。

社会福祉施設の管理者は、平時から近隣の自治会やボランティア団体及び近くの高校・大学等との連携を図っておく必要があるほか、災害時のボランティア派遣要請等の手続が円滑にできるよう、市町村との調整を図っておく必要があります。

**新型コロナウイルス感染症への対応**

福祉避難所を含む避難所を開設する場合には、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集場所・密接場所）を回避するなど、感染症対策に万全を期すことが重要です。

また避難所での生活は長引くにつれ、避難者にとって集団生活による負担や健康面でのリスクが高まります。新型コロナウイルスの感染防止も課題となります。

県では、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心を確保するため、避難所の運営に関する指針の別冊として「新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」（令和2年（2020年）5月）を作成しています。避難所における新型コロナウイルス感染症対策を徹底するため、具体的な対応策をあらかじめ検討することが重要です。

なお、介護施設や障害者施設等の社会福祉施設の職員が感染または濃厚接触者となった場合、不足する職員の応援体制が十分でない恐れがあります。

体制が手薄となった施設へ、他施設から応援職員を派遣する互助ネットワークの仕組みを、関係団体と連携して構築する必要があります。

■ 数値目標

項目	基準年	目標年
福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数	49市町村 (令和元年度末)	全市町村 (令和5年度末)

■ 県の主な取組・支援

避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の作成について、市町村を支援します。	高齢者福祉課
社会福祉施設の利用者の安全を確保するため、非常災害対策計画の作成や見直しを支援するとともに、災害時における社会福祉施設と地元自治会等との相互協力の体制整備を促進します。	高齢者福祉課 障害者支援課 こども安全課
社会福祉士や介護福祉士・保育士等の福祉専門職で構成する「災害派遣福祉チーム(DWAT)」を整備し、被災自治体から要請があった場合に避難所等に派遣し、要配慮者に対する相談や応急的な介助等の支援を行います。	社会福祉課
大規模災害が起きた際には、ボランティアの応援を円滑に受け入れるため、埼玉県社会福祉協議会が県災害ボランティア支援センターの設置・運営をするとともに、市町村の災害ボランティアセンター等を支援します。	社会福祉課
近隣住民、民生委員・児童委員などが高齢者、障害者などを訪ねる活動や、自主防災組織が有効に活動できる環境の整備など、避難行動要支援者に対する地域住民を中心とした支援体制の整備を推進します。	危機管理課 社会福祉課 障害者福祉推進課
市町村による災害時避難行動要支援者が参加する避難訓練や福祉避難所の開設・運営訓練などの実施を支援します。	災害対策課
防災情報などを携帯電話などにメール配信するサービスを行います。	災害対策課
福祉避難所の開設訓練の実施を市町村に対して働きかけます。	障害者福祉推進課

#### 第4章 施策の展開

<p>災害時や緊急時などに、障害や難病のある方等が効果的な支援を受けられるよう、必要な支援内容が適切に伝わるヘルプカードの普及を図ります。</p>	<p>障害者福祉推進課</p>
<p>民間の災害支援団体（NPO 法人・ボランティア団体など）ネットワークと協力し、社会福祉協議会と併せて3者の連携を図り、災害時に活動できる仕組みづくりを推進します。</p>	<p>共助社会づくり課 危機管理課 社会福祉課</p>
<p>地域防災力の向上を図るため、企業等に対して地域防災サポート企業・事業所への登録及び活動を促進します。</p>	<p>危機管理課</p>
<p>被災者及び支援者に対して専門性の高い精神科医療の提供や精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備を行います。</p>	<p>疾病対策課 障害者福祉推進課</p>
<p>福祉避難所における感染症対策の立案や訓練の実施などについて、市町村を支援します。</p>	<p>障害者福祉推進課</p>
<p>大規模災害に備え、「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き」を作成し、社会福祉施設等の災害対策を支援します。また、策定状況を確認し、未策定の場合、指導等を行います。</p>	<p>社会福祉課 福祉監査課</p>
<p>社会福祉施設等の事業継続計画（BCP）策定を支援します。</p>	<p>障害者支援課 高齢者福祉課 少子政策課 こども安全課 社会福祉課</p>

## 2-4 地域の子育て力の充実

地域全体で子供と子育て家庭を応援し、子育て家庭の孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる地域づくりを進めます。また、子育て中の親が孤立しないよう、地域で支える仕組みづくりとその充実を図ります。

### ■背景

本県では、一般世帯に占める三世帯世帯の割合が平成12年（2000年）の8.3%から平成27年（2015）年には4.7%と減少しており、子育て中の夫婦は親からの援助を受けにくくなっていることがうかがえます。

「子育て」や「親育ち」を支えるためには、地域社会の役割がより重要となります。

### ■市町村・地域での取組の方向性

#### 地域の子育て支援事業

地域全体で子供と子育て家庭を応援し、子育て家庭の孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる地域づくりを進めていく必要があります。

そこで市町村は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である「地域子育て支援拠点」や、子供が遊びを通して元気で情操ゆたかに成長することを目的とした施設である児童館・児童センターなどの整備・充実を引き続き進めることが必要です。

地域子育て支援拠点	569 か所	令和2年（2020年）3月31日現在
児童館・児童センター	139 か所	令和2年（2020年）5月1日現在

また、育児の援助を受けたい人と、育児の応援をしたい人が、お互い会員となって一時的に子どもを預かる会員組織であるファミリー・サポート・センターが、全市町村で展開され、子育て家庭を支援しており、会員を増やすなどの取組が引き続き必要です。

市町村は、これらの拠点の整備や支援を引き続き進めるとともに、子育て支援施設、子育て支援団体、ボランティア、企業、学校など地域全体が連携し、「子育て」や「親育ち」を支援していくことが求められます。



### アウトリーチ支援の充実

乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための訪問事業により、家庭への支援を適切に実施していく必要があります。

また、子育て家庭が抱える複雑で様々な悩みにきめ細かく対応できる体制の整備が求められます。

#### ■ 県の主な取組・支援

子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点を整備するとともに、質の充実を図ります。	少子政策課
地域で子育て支援を行いたい方と支援を受けたい方とをコーディネートし、地域での子育ての支え合い機能を調整するファミリー・サポート・センターが各市町村に整備されるよう運営を支援します。	少子政策課
子育て家庭に寄り添って保護者を支えられる人材や、子供の健やかな成長を支える環境づくりができる人材を育成するため、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点や児童館の職員、ファミリー・サポート・センター事業に関わるコーディネーターなどを対象とした研修を実施します。	少子政策課
子育て家庭が抱える複雑で様々な悩みにきめ細かく対応できる体制を整備します。また、子育て世代包括支援センターなど母子保健施策と地域子育て支援拠点などの子育て支援施策が連携し、子育て家庭を支援します。	少子政策課 健康長寿課
学校の教育活動の活性化と家庭・地域の教育力の向上を図るため、地域住民・保護者がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校応援団」の活動の活性化を推進し、学校・家庭・地域が一体となって子供の健全育成を図ります。	生涯学習推進課
教育に対する県民の理解と関心を一層深めるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって教育に関する取組を推進します。	生涯学習推進課
食育を地域単位で展開するため、県民・関係団体・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・企業等と連携し自発的な取組を支援します。	健康長寿課

#### 第4章 施策の展開

<p>市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業の推進を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。</p>	<p>こども安全課</p>
<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、養育支援が必要な家庭に支援を行う市町村を支援します。</p>	<p>健康長寿課</p>

## コラム スクールソーシャルワーカー(SSW)・要保護児童対策地域協議会(要対協)と協働したアウトリーチ支援の取組

### 「子どもの学習・生活支援事業」における各機関が協働したアウトリーチ支援

#### 1 家庭訪問と学習教室の両輪での支援

「子どもの学習・生活支援事業」では、無料の学習教室だけでなく家庭訪問での相談支援を行っています。家庭では、経済的な理由だけでなく、ひとり親やダブルワーク、精神疾患、障害、DV経験などの複合的な理由で保護者が子どもにうまく関われず困っていることがあります。

#### 2 世帯の意向を中心にした学校・SSW・要対協・学習支援員の協働

高校3年の生徒で、中学1年の時から学習支援で関わっていた生活保護世帯です。母が精神疾患で生徒を学校へ送り出すことが難しかったため、不登校がちでした。加えて、母の元夫が家庭に出入りしており、本人はつらい思いをしていました。当初、母は家庭訪問を嫌がっていましたが、中学卒業時には「学習教室に通って、高校に入学できたことが本当にうれしい」と言っていました。

本人は、高校生になってからも、何度か学習教室に来ていましたが、「父が帰ってきて、高校を辞めてアルバイトをしろと言われたので、困っている」と学習支援員に相談した後、学習教室には来なくなりました。家庭訪問をしても母にも本人にも会うことはできませんでした。

高校3年の夏休み前にSSWから連絡があり、「本人が高校を辞めてしまいそうだ。高校内ではもう対応できない」とのことでした。まずは、担任、生徒指導部、校長、SSW、学習支援員で情報を共有しました。担任は当初「退学するしかない」と話していましたが、情報共有を深めることで状況を理解し、本人の卒業したい気持ちを大切にしていくことになりました。その後学習支援員がSSWと一緒に市役所に掛け合い、要対協のケースとして関係機関の連携の下、支援していくことになりました。

高校、市役所その他関係機関で役割分担を行いました。高校は本人が卒業できるよう課題の明示化(休んではいけない授業、提出物の締め切り確認、未納金など)、学習支援員は家庭訪問・学習教室で本人の意向の聞き取り、市役所は母への支援、SSWや要対協は情報共有の場の設定という役割分担です。



高校卒業をあきらめていた本人は、先生たちの励ましもあって希望の光が見えてきたようでした。また、本人が卒業に向けて前向きになったことで、母も高校の教員や学習支援員と対話できるようになりました。その後休まずに登校し、課題をやりとげ、無事卒業することができました。

## 2-5 子供の貧困に対する取組の強化

貧困状態にある子供を支援するために、学習支援の取組を進めるとともに、さらなる実態把握に取り組みます。

### ■背景

相対的貧困状態にある子供の割合は13.5%（7人に1人）となっており、依然厳しい状況にあるといえます。

世帯収入と子供の学力の間にも相関があり、生まれ育った家庭の経済状況が子供の進学や就職などに影響を及ぼし、格差の固定化や貧困の連鎖につながる懸念されます。

子供の貧困に関する本県の取組は早く、平成22年度（2010年度）から全国に先駆けて生活保護世帯の子供に対する学習支援事業（アサポート）を実施するなど、「貧困の連鎖」を断ち切るための取組を行っています。

生活困窮者自立支援制度の開始に伴い、平成27年度（2015年度）から生活困窮世帯の子供も対象となりました。

中学生の学習・生活支援事業は、県内では全市町村で実施されており（町村部は県実施）、生活保護世帯の中学3年生の高校進学率は99.1%となり、一般家庭と比べてほぼ同水準になるなど、高い効果を上げています。

また、子供の貧困に対する社会的関心が高まる中で、NPO法人やボランティア団体等が子供に対して食事や学習、遊びの場などを提供する「子供の居場所づくり」の取組が広がっており社会的にも注目を集めています。

## ■市町村・地域での取組の方向性

### 生活困窮者世帯等に対する学習支援などの推進

市町村は、学習支援を必要とする生活保護世帯、生活困窮世帯の子供の参加を広げるための取組を行うことが必要です。例えば教育委員会と連携して準要保護児童<sup>10</sup>など対象者を把握し、担任教師との面談等を通じて参加を促す取組などは効果的と考えられます。

一方、高校生に対する学習支援を実施していない市（令和2年度（2020年度）は7市）もあるため、今後は全市で実施されることが望まれます（町村は県が実施）。

平成30年度（2018年度）から県のモデル事業として実施した小学3年生以上を対象とする「ジュニア・アスポート事業」についても、子供たちの生きる力を育み、貧困の連鎖解消に有効です。そのため、学習ボランティアや地域団体との連携などにより、引き続き実施することが望まれます。

### 子ども食堂などを実施している NPO・ボランティア団体等との連携の強化

市町村や市町村社会福祉協議会が、子ども食堂の運営などに既に取り組んでいる、あるいは今後取り組みを希望する団体・個人をバックアップしていくことが必要です。

県では、居場所づくりの実践者や広報、衛生管理等専門家を「こどもの居場所づくりアドバイザー」として各地域に派遣し、立ち上げや運営、地域とのネットワークづくりなどのノウハウを提供しています。また、埼玉県社会福祉協議会では「浦和競馬こども基金」及び「こども食堂応援基金」による子供の居場所づくりへの助成事業を行っています。これらの取組を活用することも有効です。

また、県は平成30年（2018年）12月に、個人や企業、全ての市町村が加入する「こども応援ネットワーク埼玉」を立ち上げ、官民連携の体制づくりや、子供の居場所づくりに取り組む人とそれらを支援したいと考える方とのマッチングなどに取り組んでおり、市町村単位で、こうしたネットワークを構築することも望まれます。

### フードバンクなど民間主導の取組との連携の推進

子ども食堂は、食材の調達に苦労しているとの声もあり、企業やフードバンクなどに協力をいただき、子ども食堂に食材を供給するシステムを構築することも重要です。

<sup>10</sup>準要保護児童：生活保護に準ずる程度に困窮し、援助が必要と認められる方が保護者である児童

### ひとり親など経済的に厳しい家庭に対する支援の強化

ひとり親など経済的困難を抱えている家庭には必要な情報が届きにくい実態があります。民生委員・児童委員や社会福祉協議会の家庭訪問を通じた相談・支援の中で、学習・生活支援事業や子ども食堂につなぐ役割を担ってもらう必要があります。

また市町村が子供の貧困対策計画を策定し、継続的・計画的な施策を展開することが求められます。

#### ■ 数値目標

項目	基準年	目標年
子ども食堂など子供の居場所数	388か所 (令和2年2月現在)	710か所 (令和5年度)

#### ■ 県の主な取組・支援

生活困窮者世帯等に対する学習支援などの推進	
生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生・高校生に対し、学習・生活支援事業の実施により、将来の自立に向けて高校進学・高校中退防止を支援します。	社会福祉課
小学校3年生以上の学習・生活支援、体験活動、健康支援を行う「ジュニア・アスポート事業」を実施します。	社会福祉課
生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象とした自立支援の取組を推進します。	社会福祉課
家庭の経済的事情から学校以外での体験活動を十分に行うことができない児童生徒に対し、体験活動の機会を提供し、児童生徒の人格形成に寄与します。	生涯学習推進課
子ども食堂などを実施しているNPO・ボランティア団体等との連携の強化	
子ども食堂など子供の居場所づくりに取り組む団体と、そうした団体を支援するフードバンクや企業などがネットワークを構築できるよう支援します。【再掲】	少子政策課

#### 第4章 施策の展開

子ども食堂などの居場所づくりの立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣します。【再掲】	少子政策課
県営住宅の集会所を活用し、県営住宅の入居者や地域の子供を対象に、NPO等による学習支援、食事提供、遊びの場提供などを実施します。	住宅課
フードバンクなど民間主導の取組との連携の推進	
子ども食堂など子供の居場所づくりの支援に関し、居場所づくりに取り組む団体とそれらを支援したいと考える方とのマッチングをすることで、継続的な支援体制を構築します。	少子政策課
ひとり親など経済的に厳しい家庭に対する支援の強化	
県の福祉事務所（埼玉県母子・父子福祉センター）に専門の職員を配置し、就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供など一貫した就業支援を行います。また、ひとり親家庭の父母の就業に向けた資格の取得や就職・転職の支援、高等職業訓練促進給付金などの支給を行います。	少子政策課
養育費の取り決めの重要性や法制度を理解してもらうため、普及啓発に努めます。また、養育費の確保等法律的な問題については、弁護士による相談を行います。	少子政策課
児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付けなどにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。	少子政策課
「こども応援ネットワーク埼玉」の団体会員、個人会員と連携し、ひとり親家庭向けの情報提供やフードパントリー活動、居場所づくり等を支援します。	少子政策課
各市町村において、子供の貧困状況を調査・把握し、効果的な施策が展開できるよう働き掛けます。	少子政策課

## コラム 生活困窮世帯の子ども達への食育支援 ～官民協働の取組について～

### 上尾市生活支援課 自立支援プログラム「食育支援プログラム」の開催

#### 1 食育支援プログラム開催のきっかけ

上尾市では、主に生活困窮世帯の子どもたちを対象に、調理実習をメインとした健康教育「食育支援プログラム」を開催しています。平成27年度から開始して6年目を迎えました。保護者が就労や疾病のために、調理された食事を提供することが少ない家庭が多かったことが、この教室を始めたきっかけです。

学習支援事業を利用している子ども達を中心に参加を呼びかけ、正しい栄養バランスや食事作りの基本とともにテーマ別の健康教育を行うことで、学校を卒業した後にも「自分の健康は自分で守れる」支援を行っています。



#### 2 行政以外の機関との連携、協働

事業開始にあたり、学習支援事業の委託先であるアサポート学習支援センター(当時)に本事業の目的や事業内容を説明して、料理教室の周知や参加呼びかけ、当日の参加協力を依頼しました。また、市内にある大塚ウエルネスベンディングには「熱中症予防」、口腔保健センターには実習を含めた「ブラッシング指導」、命の大切さを考える性教育、市内薬局の薬剤師からは「薬について学ぼう」など、様々なテーマの健康教育を、行政以外の機関と連携・協働によって実施しています。

また、福祉事務所に実習に来た福祉・看護系学生には、ボランティアとして参加協力を依頼して、子どもたちとともに楽しく実習することができています。

行政だけでなく、社会福祉法人や民間企業、大学等と協働することで、幅広い支援が可能となりました。様々な職種(保健師、看護師、管理栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士、ケースワーカー、薬剤師等)をスタッフや講師に配置することで、交流を図りながら将来の職業モデルとしての役割も担う仕組みを整えることができています。

また、調理師免許を持った生活保護受給者には、調理ボランティアスタッフとして協力をいただき、実習デモンストレーションで腕前を披露してもらいました。結果として、本人の自信回復や社会復帰にむけた活動につなげることができ、相乗効果が得られています。

今後、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、調理実習の開催が困難になることも想定されます。安全面に十分考慮することと併せて、新しい形での実施方法についても検討していきたいと思えます。



## 2-6 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

認知症の人がより安心して生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で良い環境のもと、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現、認知症であってもなくても共に生きる社会の実現を図る必要があります。

## ■背景

## 普及啓発・本人発信支援・予防

県内の認知症の人の数は、平成24年（2012年）は約22万5千人でしたが、令和7年（2025年）には40万人に達すると見込まれています。

認知症は誰もがなりうるものであり、家族が認知症になることを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症に対する正しい理解をさらに広め、認知症予防に資する可能性のある活動を推進することが必要とされています。

認知症に対する正しい知識と理解を持ち地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成講座受講者数は、令和元年度末に累計で約52万人となっています。

さらに、認知症施策に係る国の動向や多くの課題を踏まえ、県の認知症施策を総合的に推進するため、本県の実情に即した「埼玉県認知症施策推進計画」を策定しました。令和3年度から令和5年度（2021年度～2023年度）までの3年間の計画期間としており、市町村や県民と連携して認知症施策の推進に取り組んでいくこととしています。

## 医療・ケア・介護サービス・ケアラーへの支援

認知症に関する医療・ケア・介護サービスをさらに充実させるとともに、ケアラーを支援することが必要とされています。

## 若年性認知症等の人への支援

若年性認知症の人の数は、約2,200人と推計されています。若年性認知症の推定発症年齢の平均は51歳とされており、いわゆる働き盛りであったり子育て中であったりする場合があります。このため、若年性認知症については、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ多角的に支援することが必要とされています。

また、脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障害の人に対する支援も課題となっています。

県では既に若年性認知症支援コーディネーターを配置し、就労継続支援についても取組を進めるなど支援を推進しています。

## 認知症バリアフリーの推進・社会参加支援

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組が必要とされています。

**■市町村・地域での取組の方向性****普及啓発・本人発信支援・予防**

認知症の人がより良く生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けられることができる社会の実現が求められています。

認知症に対する正しい県民の理解を促進するため認知症サポーターや、養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成を引き続き進めるとともに、関係職域や、小学校、中学校、高校などにおける養成講座をさらに拡充する必要があります。

また、認知症の本人から発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組むことも重要です。

例えば、認知症の人本人同士が、自身の希望や必要としていること等を語り合う「本人ミーティング」の取組を行い、思いを共有できるピアサポーターによる支援など、認知症の人本人による相談活動も必要です。

認知症はいまだ発症や進行の仕組みの解明が不十分であり、根本的治療薬や予防法は確立されていませんが、そのことを踏まえた上で、認知症予防に資する可能性のある活動を推進することが求められます。

高齢者が身近に通うことができる「通いの場」を拡充するとともに、予防に関連する情報の収集や提供に努め、また、市町村ごとに作成している「認知症ケアパス<sup>11</sup>」の積極的な活用を支援し、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法等が明確に伝わる取組も求められます。

**医療・ケア・介護サービス・ケアラーへの支援**

認知症の早期発見・早期診断・早期治療の徹底と、身近で充実した認知症医療の体制整備を進めることが必要です。市町村が実施する検診の受診を進めることも重要です。

また、地域の支援機関間の連携づくりや、「認知症カフェ」を活用した取組の実施、社会参加活動促進等を通じた地域支援体制づくり、認知症の人や家族への相談等への対応等を行っている認知症地域支援推進員の活動を推進する必要があります。

複数の専門職により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームの活動の強化が求められます。

<sup>11</sup> **認知症ケアパス**：「認知症の人の生活機能障害の進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか」を認知症の人とその家族に提示することを目的とし、各市町村で作成が進められているもの。

**若年性認知症等の人への支援**

若年性認知症の人は、働き盛りの世代である場合もあり、すぐに退職に至らないよう、就労継続のための支援や再就職のための支援が求められます。

若年性認知症の人本人の交流の場である若年性認知症のカフェの増設を図るなど、若年性認知症の人が活動できる環境づくりが必要です。

**認知症バリアフリーの推進・社会参加支援**

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明になった際に、早期発見・保護ができるよう、ネットワークづくりが必要です。

そのため「チームオレンジ」（認知症の人本人・家族のニーズと認知症サポーター等を中心とした支援をつなぐ仕組み）を各市町村で整備することが求められます。

**■ 県の主な取組・支援**

普及啓発・本人発信支援・予防	
認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成を推進するとともに、小学校・中学校・高校などにおける養成講座をさらに拡充します。	地域包括ケア課
世界アルツハイマーデー及び月間などの機会を捉えた普及啓発を推進します。	地域包括ケア課
認知症本人大使・埼玉県版「希望大使」を設置し、活動していただきます。	地域包括ケア課
「本人ミーティング」などのピアサポート活動を推進します。	地域包括ケア課
県立図書館の館内に「認知症情報コーナー」を設置し、認知症に関する資料等を提供するとともに、関連する資料展・講演会などを実施します。	生涯学習推進課
介護予防に資する取組として、高齢者が身近に通うことができる住民主体の通いの場の拡充を支援するほか、関連する情報の収集などに努めるなど、認知症の予防に資する可能性のある活動を推進します。	地域包括ケア課
医療・ケア・介護サービス・ケアラーへの支援	
認知症疾患医療センターの運営など認知症に係る医療支援体制を整備します。	疾病対策課

#### 第4章 施策の展開

認知症地域支援推進員の活動を推進するための研修を実施します。	地域包括ケア課
認知症初期集中支援チームの活動を推進するための研修を実施します。	地域包括ケア課
認知症サポート医を養成し、地域における認知症の早期発見・早期対応を充実します。	地域包括ケア課
かかりつけ医、病院勤務の医療従事者、歯科医師、薬剤師及び看護職員を対象とした認知症対応力向上研修を実施します。	地域包括ケア課 他関係課
認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修を推進します。	地域包括ケア課
市町村における認知症カフェの活用、電話相談、本人・家族交流等を推進します。	地域包括ケア課
<b>若年性認知症等の人への支援</b>	
若年性認知症に関するリーフレットの配布、県の専門相談窓口への若年性認知症支援コーディネーターの配置などを推進します。	地域包括ケア課
若年性認知症の人の就労継続等支援を行います。	地域包括ケア課
若年性認知症カフェの増設など若年性認知症の人の活動の場の拡大等を図ります。	地域包括ケア課
<b>認知症バリアフリーの推進・社会参加支援</b>	
認知症の人が安全に外出できるよう、徘徊SOSネットワークの活用や地域での訓練の実施など地域での見守り体制の構築を支援します。	地域包括ケア課
「チームオレンジ」（認知症の人本人・家族のニーズと認知症サポーター等を中心とした支援をつなぐ仕組み）が各市町村で整備されるよう支援します。	地域包括ケア課



**柱3 担い手づくり ～専門職から住民一人ひとりまで地域福祉を支える担い手づくり～****3-1 介護、保育等サービス人材の確保等**

介護職員や保育士など福祉サービス人材の確保と定着、質の向上に向けた取組を推進します。

**■背景**

介護職員は他産業に比べ給与額が低く離職率が高い状況が続いています。今後の急速な高齢化に対応するためにも介護人材の確保・定着を継続して図っていく必要があります。

障害分野の人材については、専門性の高さなどから、人材確保が難しい状況にあります。

また、保育人材についても、本県では待機児童対策として保育サービス受入枠の拡大をしており（令和3年度（2021年度）：4,200人分の予定）、保育士の確保が喫緊の課題となっています。また、放課後児童クラブについても同様に受入枠の確保を図っており、放課後児童支援員等について適切な人材の確保を図る必要があります。

**■市町村・地域での取組の方向性****人材確保・定着促進及び質の向上**

介護・保育等の人材の確保が厳しい状況の中、多様な人材を確保するためには、広域的な取組とともに、地域で介護職員や保育士等を確保するという考え方も重要となっています。

そのためには、市町村など生活圏域ごとにきめ細かな就労支援を実施することが求められます。

定着についても、例えば市町村が主体となって職能団体等と連携し、地域内の介護サービス事業所や保育所等の職員に対し、定期的な研修会や交流会を開催することなどの取組も有益であると考えられます。

介護職員や保育士等の業務は責任の重いものであり、また大変多忙です。専門職が本来業務に集中できるような環境を整備して業務負担を軽減することは、定着促進と介護・保育の質の向上につながります。

このため、市町村が職能団体と連携し、週に数回や短時間であれば働けるなどライフスタイルに合わせた働き方を希望する人、また副業を探している人などを、専門職の補助業務をする職員として確保することも今後重要になってきます。

## 第4章 施策の展開

また、今後も人材確保は厳しい状況が見込まれることを考えると、業務負担を軽減し、介護職等で多い転倒、腰痛等の労災を未然に防ぐため、介護ロボットの活用やICT化などを進める必要があります。

### 外国人材の受入れ・定着促進（介護分野）

EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れや在留資格「介護」、技能実習制度、特定技能など、外国人介護人材の受入れのための法整備がされています。

多様な人材の確保のため、福祉施設での外国人労働者の受入れ体制づくりを支援する必要があります。例えば、日本語が話せない外国人が介護記録を取れるよう、タブレット端末で絵や定型句を活用して入力することで対応する例もあります。

### ■ 県の主な取組・支援

介護人材の確保・定着	
介護需要の一層の高まりに対応するため、介護事業所への就労支援や定着支援、介護の魅力のPRなどを行いながら、介護人材の確保・定着・イメージアップに取り組みます。	高齢者福祉課
介護未経験者等への研修及びマッチングによる就職支援や介護福祉士養成施設の学生に対する修学資金の貸付などにより、介護人材確保に取り組みます。	高齢者福祉課 社会福祉課
高等技術専門校や民間教育訓練機関を活用した職業訓練により、介護人材を育成します。	産業人材育成課
高齢者等や生活スタイルに合わせた働き方を希望する者に対し、介護に関する入門的研修を実施し、介護事業所への介護助手としての就労を支援します。	高齢者福祉課
市町村が介護に関する入門的研修から介護事業所とのマッチングについて一体的に実施する事業に対して補助します。	高齢者福祉課
国のシステムを活用して就職に役立つ情報を提供し、離職した介護職員の復職支援を実施します。	高齢者福祉課
留学生等を受け入れた介護事業所が日本語学習費及び居住費を負担した場合の経費の一部を補助します。	高齢者福祉課

#### 第4章 施策の展開

介護ロボットの導入費補助、介護職員の資格取得支援、新任介護職員を対象とする研修・交流イベントの実施などにより、介護人材の定着に取り組みます。	高齢者福祉課
介護の魅力PR隊による効果的なPRや勤続10年、20年の職員を表彰する永年勤続表彰などにより、介護のイメージアップを図ります。	高齢者福祉課
他職種との給与格差を解消するため、介護職員の処遇改善について、引き続き国に対し強く要望していきます。	高齢者福祉課
障害者の特性に応じた、専門性の高い知識と技術の習得を目的とする研修を実施し、障害者への質の高いサービスの提供を行える人材を確保します。	障害者支援課
保育士の確保・定着	
保育士を確保するため、就職フェアの開催や保育士・保育所支援センターにおける就職あっせんなどに取り組みます。	少子政策課
保育士試験合格者や保育士養成施設の卒業生に対して、県内の保育所等への就職を支援します。	少子政策課
潜在保育士が再就職する際の就職準備金や保育士養成施設の学生に対する修学資金などの貸付を実施します。また、潜在保育士名簿への登録制度を活用し、復職支援プログラムを実施します。	少子政策課
保育士資格を持っていなかった方が、保育士試験合格後に県内の保育所などに就職した場合、保育士試験の受験講座費用や受験料に対する補助を行います。	少子政策課
保育士の専門性を高めるための研修や多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための子育て支援員研修を実施します。	少子政策課
保育士の負担を軽減するため、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育補助者の配置に必要な費用を助成します。	少子政策課
他職種との給与格差を解消するため、保育士の処遇改善について、引き続き国に対し強く要望していきます。	少子政策課



放課後児童クラブの人材の確保	
放課後児童支援員等について適切な人材の確保を図るため、国の制度・施策を活用した処遇改善を進めます。	少子政策課
福祉人材の養成・確保の取組	
福祉人材センターによる人材登録や紹介、研修を充実させるなど、人材の確保を図ります。	社会福祉課
介護人材の質の向上	
多様化する介護ニーズに対応するため、介護人材の専門性向上を支援します。	高齢者福祉課

### 3-2 住民が地域福祉の課題を学び、考える機会（福祉教育・学習）の充実

**福祉教育・福祉学習を充実し、地域福祉活動に参画する意識を高め、一人ひとりが主体的に、地域の課題に気づき地域で解決する機運を盛り上げます。**

#### ■背景

同じ地域に住む人同士が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を設けることを通じて、新たなつながりができ、地域住民同士の気かけ合う関係性が生まれていくことがあります。

そうした関係性は、地域のコーディネーターなどの働き掛けにより、一つの課題に対して地域住民も一緒に解決していく過程を繰り返し、気づきと学びを促すことで、作り上げられると考えられます。

その土台として、幼少期から地域福祉への関心を促し、人間形成を図る福祉教育が重要となります。また、学校教育や社会教育でボランティア活動などに取り組み、福祉の理解を深めていくことが大切です。

#### ■市町村・地域での取組の方向性

##### 福祉教育・学習の推進

地域住民向けの地域福祉に関する学習機会の提供が有効です。市町村・市町村社協では、ボランティア体験学習、認知症サポーター養成講座などを開催しており、引き続き、地域福祉に関する学習の機会を提供していくことが必要です。

特に市町村社協は、「彩の国ボランティア体験プログラム」を地域のニーズに応じて実施していますが、引き続きその充実を図る必要があります。

また、認知症サポーター養成講座については、令和元年度末現在で約52万人が受講していますが、その方たちが認知症カフェに関わっていただいたり、認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる「チームオレンジ」として活躍していただいたりすることが必要です。

さらに、住民に身近な地域にある社会福祉法人が、NPOやボランティア団体などが主催する地域福祉の学習講座等について地域住民に情報を提供したり、場所を提供したりするなどの取組も福祉への理解を深める効果があると考えられます。

社会福祉法人がボランティア体験学習に来る学生などを受け入れ、学びの場を提供することにより、福祉に対する理解が進み、介護職員や保育士などの人材確保につながることも期待されます。

## 寄附文化の定着

地域福祉の活動者を支える寄附は、一人ひとりができる範囲の社会貢献の一つです。県の「埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金」をはじめ、共同募金あるいは各市町村の基金など、様々な受け入れ先があります。広報などの呼びかけのほか、様々なイベントなどを通じて、寄附が課題解決に寄与することへの理解を深め、寄附文化の定着を図ることも大切です。

## ■ 数値目標

項目	基準年	目標年
「チームオレンジ」を整備している市町村数	0市町村 (令和2年度)	32市町村 (令和5年度末)

## ■ 県の主な取組・支援

県政出前講座により住民や関係団体に地域福祉活動の必要性を啓発します。	福祉政策課 広聴広報課
「生涯学習ステーション」により、インターネットで生涯学習に関する情報を提供します。	生涯学習推進課
大学の開放授業講座（リカレント教育）による多様な学習機会を提供します。	高齢者福祉課
（公財）いきいき埼玉が実施する「埼玉未来大学」で学習機会を提供することにより、元気なシニアの活躍を支援します。	共助社会づくり課
埼玉県社会福祉協議会が運営する埼玉県福祉人材センターにおいて、福祉の魅力を紹介する講座や中学・高校に出向いた福祉の出前講座等を実施し、福祉業界の仕事について学ぶ機会を提供します。	社会福祉課
地域における福祉教育の一環として、子供から大人まで広く県民を対象にした「彩の国ボランティア体験プログラム事業」などのボランティア体験学習を促進するため、埼玉県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会を支援します。	社会福祉課
特別支援学校において、人が共に助け合って生きることの喜びを体得させ、社会奉仕の精神を養うため、特別活動の学校行事として勤労生産・奉仕的行事を計画・実施します。	特別支援教育課

#### 第4章 施策の展開

<p>市町村における「ボランティア・福祉教育」を推進するため、市町村教育委員会に対し「ボランティア・福祉教育」に関する情報提供を行います。あわせて、児童・生徒の福祉活動への参加意欲を高める指導や実践的な体験活動の在り方について検討する機会を提供します。</p>	<p>義務教育指導課</p>
<p>子ども大学の充実に向けた支援を通じて、子供の学ぶ力や生きる力の向上及び地域の教育力の向上を図ります。</p>	<p>生涯学習推進課</p>
<p>認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守るため、認知症サポーターを養成します。</p>	<p>地域包括ケア課</p>
<p>本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を市町村で整備できるよう支援します。</p>	<p>地域包括ケア課</p>
<p>県民に障害や障害者に対する正しい理解を普及するための啓発を行うとともに、手話の普及と手話を使いやすい環境の整備を進めることにより、障害のある人もない人も共に生きる共生社会の実現を図ります。</p>	<p>障害者福祉推進課</p>
<p>県民に「埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金」への寄附を呼びかけることで、地域福祉活動に対する理解に努めます。</p>	<p>福祉政策課</p>

**コラム** NPO・ボランティア団体等が交流し、互いの学び合いにつながる場づくりの事例

## 三芳町社会福祉協議会が実施している学習支援教室連絡会「ヨルカツ！」

### 1 三芳町で始まった学習支援連絡会

三芳町では、2015年に施行された生活困窮者自立支援法に先立って、独自に、2007年より、生活困窮世帯の中学生に向けて社会福祉協議会主催の無料の学習支援が2か所で行われています。NPOやボランティア団体等の活動を含めると、三芳町内では7カ所の学習支援教室が実施されています。

無料の学習支援はそれぞれで行っていましたが、三芳町社協が「三芳町の子どもたちをみんなで支えるために連携を取った方がよりよい活動になる」と各団体に働きかけ、学習支援教室連絡会を2か月に1回開くことになりました。

### 2 情報提供とボランティア交流での学び

まずは集まってそれぞれの状況を共有します。そこでは、スタッフ・ボランティアさんたちが相互に交流を行うことでお互いに励ましあいながら良いところを学びあっています。複数の学習支援団体に重複して参加しているボランティアさんもいますが、それぞれの学習教室の違いが先鋭化するよりも子どもたちを大切にしようという同じ気持ちの交流をこの学習支援教室連絡会で行っています。

実際に話していることは、県の施設を使った合宿形式の学習支援を行ったこと、小学生から高校生までの生徒・保護者を対象とした進路相談会を合同で開催していること、大学訪問して先生からボランティアさんを直接紹介してもらっているなどです。こうした共有は子どもを支える大人にとって励みになります。その中で、悩みごとが出てきます。個人情報の管理についてどこまで伝えてどのくらいの制限をかければいいのか、学習教室への参加が途絶えたのだけれど、どうしているだろうかなどです。

ボランティアさんが登壇する形でのボランティア交流会も開催されました。そこではお互いのボランティアをしようと思ったきっかけやボランティアをしていて楽しかったこと、悩んでいることなどを発表してもらいました。「いろいろな思いでボランティアをしている人たちがいることがわかった」「励まされた」などの感想があり、三芳町の子どもたちを支えたいという思いを中心にいい学びになったようです。



学習支援教室連絡会を行うことで、お互いの良い部分を学びながら三芳町の子どもたちを支える大人の輪を大きく強くすることができます。こうした学習支援教室の連絡会は子ども食堂などを巻き込みながら県内他市町村でも徐々に広がってきています。

### 3-3 地域福祉を担う住民の育成の拡充

様々な世代に地域福祉活動の担い手として活躍してもらうため、地域福祉活動に参加するきっかけづくりなどの支援を進めます。

#### ■背景

活動者の高齢化に伴う担い手不足や新たな活動者の発掘は大きな課題となっています。このため、様々な世代の方に地域福祉活動の担い手として参加を促すことが重要です。

これまで活動に参加していない人の中には、参加意欲はあっても、どうやって参加してよいかわからず、活動に結びついていないケースも多いと思われます。

参加には様々なかたちがあり、介助等直接の支援はできなくても、話し相手のボランティアになることで、社会とつながる支援をする高齢者もいます。また学生ボランティアグループが子ども食堂を運営しているケースもあります。多様な世代が担い手として活躍することが求められます。

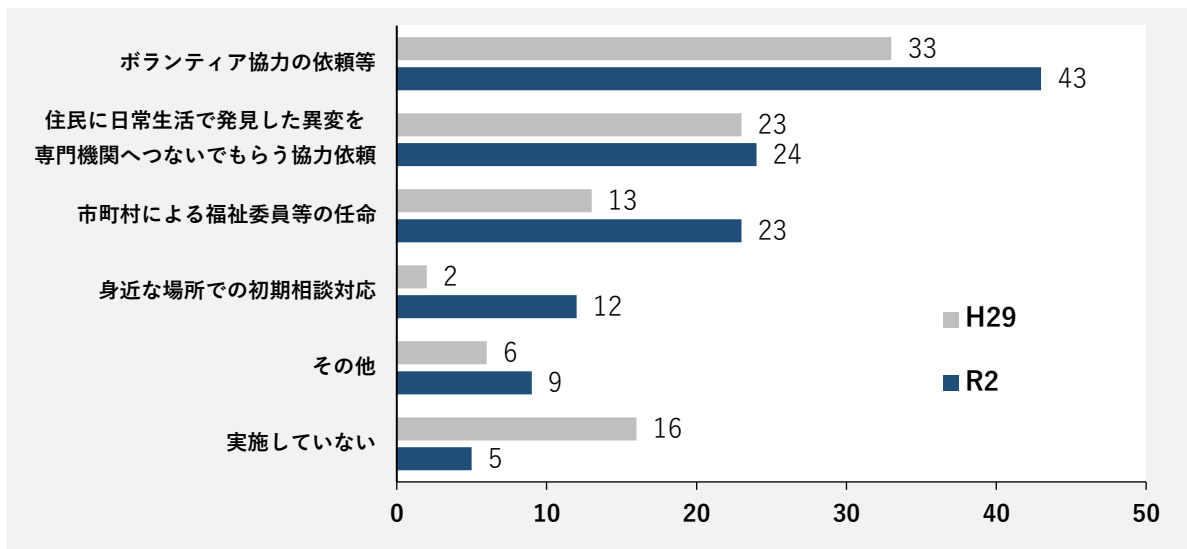
#### ■市町村・地域での取組の方向性

##### 地域福祉活動の担い手として活動してもらうためのきっかけづくり

市町村では、「ボランティア協力の依頼等」（43市町村で実施）、「住民に日常生活で発見した異変を専門機関へつないでもらう協力依頼」（24市町村で実施）（福祉政策課調べ）など、地域福祉活動を担う者の育成に取り組んでおり、引き続き実施をしていく必要があります。

セミナーやシンポジウムなどを開催し、地域福祉活動への関心を高める啓発活動の実施や、自ら無理のない範囲で協力したいという住民に既存の活動者や団体を紹介し、持続的な活動につなげることが必要です。

図 38 住民向けに実施している、福祉活動等に参画できる事業等の内容（市町村数、複数回答）



【福祉政策課調べ（令和2年（2020年）6月実施）】

その際は、子供の貧困や児童虐待など、社会的に関心が高まっているテーマを適切に組み込むなど、工夫が必要です。

また、働き方改革で余暇時間のある現役世代を積極的に地域の活動者に取り込むため、SNSを今まで以上に活用することが必要となります。

#### 世代間交流や外国人との多文化交流などによる地域福祉の関心の拡充

子供からシニア世代までを含めた世代間交流や外国人との多文化交流を図り、地域福祉の関心をより多くの人に広げることが理想の姿です。そのためには息の長い取組が必要となります。

## ■ 県の主な取組・支援

ボランティア活動など地域福祉活動の支援や、ボランティア参加の促進を図ります。	社会福祉課
大学の開放授業講座（リカレント教育）など、高齢者の地域社会に参加するためのきっかけづくりや多様な学習の機会を提供します。	高齢者福祉課
埼玉県老人クラブ連合会による地域福祉活動や高齢者の健康づくり、ボランティア活動等の支援を行います。	高齢者福祉課
シニアの地域デビューを後押しするため、魅力やノウハウを発信します。【再掲】	共助社会づくり課
子ども会や放課後児童クラブなどの子供たちと、読み聞かせや人形劇・紙芝居などの活動をしているボランティアをつなぎます。	青少年課
外国人住民と行政との間に立って橋渡しをする多文化共生キーパーソンを委嘱し、外国人住民に対する行政情報の伝達や外国人住民のニーズ把握などを行います。	国際課
高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、消費者被害防止サポーターの活用を進めます。	消費生活課
子供の居場所づくりに携わる人や関心を持つ人を対象に、課題の解決やスキルアップにつながる研修等を実施することで、人材の育成を行います。	少子政策課



### 3-4 NPO・ボランティア団体、自治会等の地域活動への支援

共助の担い手を増やし、地域福祉活動の活性化を支援します。

#### ■背景

地域とのつながりが薄い高齢者の増加や、地域コミュニティの弱体化が懸念されており、地域での課題を解決するための力を育み、地域の活力を維持していくためには、NPO・ボランティア団体など（3-4においては「NPO・団体」とする。）多様な主体による共助の取組を進めていく必要があります。

地域福祉活動の活性化を支援していく際は、NPO・団体の地域福祉の担い手の組織状況や活動状況は様々であることから、NPO・団体や地域の実情に応じた支援策が必要となります。

また、自治会・町内会（3-4においては「自治会」とする。）の加入率は40~90%台と市町村により大きな差はあるものの、概ね低下傾向となっています。

近年、地域によっては、外国人が増加しており、外国人の中には日本語が理解できないことや情報が正確に伝わらないことにより誤解が生じ、従来の地域住民との共生が課題となっています。

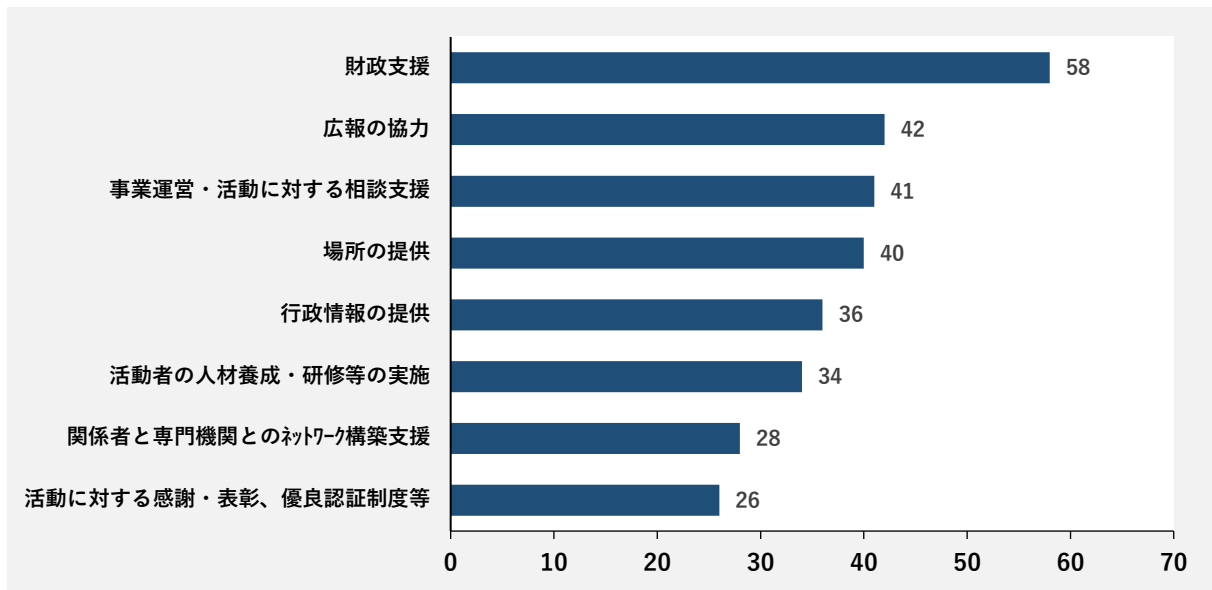
#### ■市町村・地域での取組の方向性

##### NPO・団体同士のつながり・交流の拡充

市町村・市町村社協は、NPO・団体に財政支援、広報の協力、事業運営・活動に対する相談支援など様々な支援を実施しており、引き続き支援を行っていく必要があります。

また、NPO・団体同士のつながり、交流などが、連携して新たな活動が生まれるきっかけとなることがあります。市町村・市町村社協が、そうした交流の場を設けるといった取組が重要となってきます。

図39 NPO・ボランティア・自治会等への各支援を行っている市町村数



福祉政策課調べ（令和2年（2020年）6月実施）

#### 広報活動への協力、資金調達方法等運営ノウハウの情報提供の充実

NPO・団体の中には、活動のための資金調達等の運営ノウハウが不足しているところもあります。

58の市町村（市町村社協による実施も含む）が、NPO・団体に財政支援を実施しています。引き続き財政支援を実施するとともに、更なる自主財源を確保する上でも、市町村・市町村社協がNPO・団体に対し、例えば民間団体等による助成金について積極的な情報提供を行うなどの支援をしていくことが求められます。

NPO法人における財務基盤の強化としては、税制上の優遇措置を受けられる認定NPO法人になることも有効です。

ただし、年3,000円以上の寄附者を平均100人以上集めるなど、難しい基準もあるため、設立後5年以内の法人であれば当面、特例認定NPO法人<sup>12</sup>になることも考えられます。

<sup>12</sup> 特例認定NPO法人：認定NPO法人の要件である年3,000円以上の寄附者を平均100人以上集めるなどの公益基準が不要。（ただし有効期限は3年間で更新はない。）

### 自治会活動の支援

自治会は、人々が生活する上で最も基礎となる団体と考えられ、地域福祉が人々の生活に密着したものである以上、地域福祉にとって大きく頼りになる存在です。

しかし、若い世代の加入率の低さや、現在、自治会で活躍している方の高齢化による引退などにより、全体として加入率の低下傾向が見られます。

活発に活動している自治会の事例を参考に、他自治会に情報提供するなど活動への支援を行うとともに、自治会単位で行う祭りやイベント等は、地域に関心のなかった地域住民が地域に関わりを持つきっかけになると考えられます。

また、近年地域によっては、外国人が増加しており、自治会において、外国人住民の自治会への加入を促進するとともに、地域におけるボランティア活動や祭、運動会などのイベントへの参加を促進し、多文化共生の地域づくりをすることが期待されています。

### ■ 県の主な取組・支援

共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行う NPO・団体を支援します。 【再掲】	福祉政策課
NPO 活動を更に展開するため、NPO の特性を生かしたアイデア・視点で新たに実施する取組を支援します。	共助社会づくり課
彩の国市民活動サポートセンターの運営により、市民活動やボランティア活動をサポートします。	共助社会づくり課
NPO の運営に必要な情報の収集や発信が容易にできる総合的な双方向の情報システム「埼玉県 NPO 情報ステーション」を運営します。	共助社会づくり課
「埼玉県共助の総合ポータルサイト」、フェイスブックにより、共助の取組を発信します。	共助社会づくり課
子育て家庭に寄り添って保護者を支えられる人材や、子供の健やかな成長を支える環境づくりができる人材を育成するため、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点や児童館の職員、ファミリー・サポート・センター事業に関わるコーディネーターなどを対象とした研修を実施します。【再掲】	少子政策課
自治会や PTA 等に「防犯のまちづくり出前講座」を実施し、犯罪発生状況や各種防犯対策、自主防犯活動の進め方等の説明を行います。	防犯・交通安全課

## 3-5 社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を推進するとともに、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化を図ります。

## ■背景

## 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進

平成28年（2016年）4月1日施行の社会福祉法において、社会福祉法人は、公益性の高い非営利法人として社会福祉の中心的な担い手としての役割を果たすだけでなく、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。そこで社会福祉法人は、日常生活又は社会生活上の支援を必要とされる方に、表12のとおり無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを目的に様々な取組を行っています。

県内の社会福祉法人は、埼玉県社会福祉協議会と連携した独自の取組として、平成26年（2014年）9月から「彩の国あんしんセーフティネット事業」を実施しています。生活困窮者に対する相談支援事業から事業を開始し、現在では就労支援事業、衣類バンク事業など活動を広げています。

このほかにも、県内では社会福祉法人が地域団体や住民と連携する取組が広がっています。

表12 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の具体的な取組例（参考）

項目	取組例	備考
継続的に行うもの	○介護保険制度外の生活支援 ・通院支援 ・外出支援 ・見守り支援 ・配食支援 ・居場所づくり など ○低所得世帯に対する生活支援 ・生活資金の助成 ・就労支援 ・学習支援 など ○退所児童に対する支援 ・生活相談 ・住居の提供 ・奨学金の助成 など	家庭環境や経済的な理由など、支援を要する者でない者を対象とした事業は該当しない。
一時的に行うもの	○地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動	法人事業の一環として行うものや社会福祉と関連のない事業は該当しない。
通常の利用料よりも低額で提供するもの	○介護保険サービスに係る利用者負担の軽減	自治体の委託事業等で、法人負担がない事業は該当しない。

### 企業・大学等との連携

企業は、地域社会の構成員として、ビジネスで培ったノウハウやネットワークを活用し、CSR（企業の社会的責任としての社会貢献活動）に加え、SDGs への取組としても展開を図るなどが求められます。

大学は、その役割として教育・研修と社会貢献を掲げており、様々な人材や情報・技術が集まる、地域コミュニティの中核的存在として、地域福祉活動や社会教育において重要な役割を担っています。

このような中、市町村・市町村社協が企業の社会貢献活動と連携しているのは51%（32市町村）、大学と連携しているのは43%（27市町村）となっています（福祉政策課調べ）。

## ■市町村・地域での取組の方向性

### 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進

市町村・市町村社協は、地域生活課題を把握し解決を図るために、社会福祉法人と連携することで支援の幅を広げることが期待されています。

また、社会福祉法人の公益的な取組を推進するために、市町村は、社会福祉法人に対して、市町村内の社会福祉法人の連携や県域で行う「彩の国あんしんセーフティネット事業」への参画を促したり、他の先進的な事例を紹介したりするなど、橋渡しの役割を担うことが必要です。

### 企業・大学等との連携

企業や大学・専門学校等は地域を構成するメンバーであり、地域生活課題の解決に資する取組が期待されています。

特に子供の貧困に対する社会的関心が高まっていることなどから、企業において、子ども食堂の運営者に活動資金としての金銭的な支援や食材を提供するなどの取組が広がっています。また、認知症サポーター養成講座による社員の認知症高齢者への理解促進、店舗での割引や寄附・寄贈活動（共同募金・埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金への寄附、車両や車椅子などの寄贈）など様々な地域貢献活動に取り組んでいます。

大学・専門学校等においては、多くの学生が災害時や子ども食堂のボランティアなどに参加するなど、地域福祉活動における貴重な人材を供給しています。

市町村・市町村社協は、企業・大学等と連携を密にし、地域福祉を推進することが期待されます。

## ■ 県の主な取組・支援

社会福祉法人が実施する彩の国あんしんセーフティネット事業が生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業と連携して実施できるよう支援します。	社会福祉課
社会福祉施設の施設運営全般の質的向上を図るため、埼玉県社会福祉協議会が行う相談や訪問指導を支援します。	社会福祉課
社会福祉法人が地域公益事業に係る社会福祉充実計画を策定する際の意見聴取の場として地域協議会を開催します。	社会福祉課
県内の民間企業による福祉分野の社会貢献活動を促進するため、企業の活動を広く周知します。	福祉政策課
民間企業など多様な主体が高齢者をサポートする体制を整備するため、「プラチナ・サポート・ショップ」登録事業を通じ、介護保険外の高齢者サービスの開発に取り組みます。	地域包括ケア課
認知症に理解のある企業を認知症サポート企業として登録し、企業と行政が一体となって認知症の方と家族を支援する社会的気運を醸成します。	地域包括ケア課
子育て家庭への優待制度である「パパ・ママ応援ショップ」事業や、乳幼児連れの外出を支援する「赤ちゃんの駅」登録事業などを通じ、地域、企業、行政が一体となって、社会全体で子育て家庭を応援する気運を醸成します。	少子政策課
子ども食堂など子供の居場所づくりの支援に関し、居場所づくりに取り組む団体とそれらを支援したいと考える方とのマッチングをすることで、継続的な支援体制を構築します。【再掲】	少子政策課
埼玉県立大学と市町村、中学校、高校等地域との連携や住民参加活動を推進するため、公開講座や地域連携（自治体や保健医療福祉施設、団体等への講師派遣）などを行います。	保健医療政策課

**コラム** 民間企業の持つノウハウや人材を活用した実践的な講座開催の事例

## 上尾市生活支援課「☆きらり☆自分みがき講座」の開催

**1 講座の趣旨、開催に至るまで**

就職活動を行う上で、「身だしなみ」はとても大切です。日頃から男性であれば髭の手入れや整髪、女性は清潔感のある化粧や髪形などを具体的に学ぶ機会がないことが課題だと感じていました。そこで、ウエルシア薬局と協働することで、民間企業の持つノウハウや人材を活用した実践的な講座「☆きらり☆自分みがき講座」の開催が可能となりました。

**2 民間企業の力を借りて**

ウエルシア薬局の店内にある「ウエルカフェ」を会場として、美容部員による身だしなみ講座を実施しました。基本的な身だしなみ、スキンケア等の全体講義の他に、男女別でより具体的な実習を行いました。具体的には、笑顔の程度による印象の違いや、姿勢、においケアやポイントメイクなど、実践的かつ細やかな指導内容です。

特に女性の部では、ドラッグストアならではの様々な化粧品サンプルを使用して、美容部員による直接的なメイク指導を実施しました。皆さん、とても素敵な笑顔で嬉しそう！

中には、そのまま履歴書に使用する写真を撮る方もいるなど、就職活動に前向きな姿勢も見受けられました。

今後は、新型コロナウイルス感染症の予防に十分注意したうえで、受講者に必要な支援、情報提供の形を模索していきたいと思えます。



## 柱4 環境づくり ～制度やサービスへつなぐ環境づくり～

### 4-1 ケアラーへの支援の推進

県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えることで、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指します。

#### ■背景

本県は、今後75歳以上の後期高齢者人口が全国トップクラスのスピードで増加すると見込まれ、それに比例して介護が必要になる方、介護サービスの需要及びケアラーも増加することが見込まれます。また、単身世帯の増加や核家族化の進行により、家族構成も従来に比べ大きく変わりつつあり、ケアラーの介護負担割合が大きくなっています。

とりわけ、家族による介護においては、「家族が介護するのは当たり前」といった根強い規範意識を、介護をする方、介護を受ける方を含めて社会全体として持っていることがあるため、ケアラーが孤立し、悩みを声に出しにくい環境があります。

ケアラーの認知度は約17%と低くなっています。認知度が低いためケアラーの存在が顕在化せず、支援が行き届かない実態があります。

また、ケアラーは大人とは限らず、18歳未満のヤングケアラーも存在します。家庭環境や親の就労状況により必然的に介護や援助を行っている場合が多く、ケアラーとしての自覚がないまま将来のための大切な時間をケアに費やしている可能性があります。

このような中、本県では全国初となる「埼玉県ケアラー支援条例」が令和2年(2020年)3月に制定されました。



## ■市町村・地域での取組の方向性

ケアラーの存在を広く県民に知ってもらうための啓発・広報活動に取り組む必要があります。

また、ケアラーからの相談内容に応じて適切な支援を行っていくために、支援の担い手となる人材を育成する必要があります。

さらに、市町村においてケアラーが気軽に相談できる体制を構築するとともに、介護サロンなど居場所づくりや助け合い、福祉・教育連携によるヤングケアラーへの支援など、ケアラーを社会全体で支えるための取組が求められます。

### ■ 数値目標

項目	基準年	目標年
ケアラー支援を担う 人材育成数	— (令和2年度)	3,000人 (令和3年度～令和5年度の累計)

### ■ 県の主な取組・支援

ケアラーへの支援	
ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の創設など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動を実施します。	地域包括ケア課
ケアラーからの相談などに対応するため、重層的な支援体制（包括的な相談支援体制）の整備に取り組む市町村に対し、地域包括ケア総合支援チームによる支援やアドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。	地域包括ケア課 福祉政策課他 関係各課
ショートステイやデイサービスの活用など、一時的に休息しリフレッシュできる環境を整備し、必要な時に利用できるようサービスの充実とケアラーへの周知に市町村と連携して取り組みます。	地域包括ケア課 高齢者福祉課 障害者支援課
市町村や市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運営を支援します。 【再掲】	地域包括ケア課
働きながら介護を続ける介護者の離職を防止し、介護と仕事の両立を支援するため、相談・情報提供の窓口を設置します。	雇用労働課
地域包括支援センター及び市町村担当職員に対し、ケアラーからの相談に対応するための研修等を実施します。	地域包括ケア課

4-2 生活困窮者対策の推進

生活困窮者の早期発見のため、福祉・保健部門に限らず様々な部門・関係機関と連携するとともに、支援が必要な生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援制度のみならずインフォーマルサービス等と連携し、自立に向けた支援を進めます。

■背景

生活困窮者自立支援制度に基づく支援

生活困窮者は、失業や家族の介護、子供の養育（貧困）、借金問題などにより生活に困窮するほど社会から孤立し、自ら支援を求めることができなくなると言われており、早期発見が必要です。

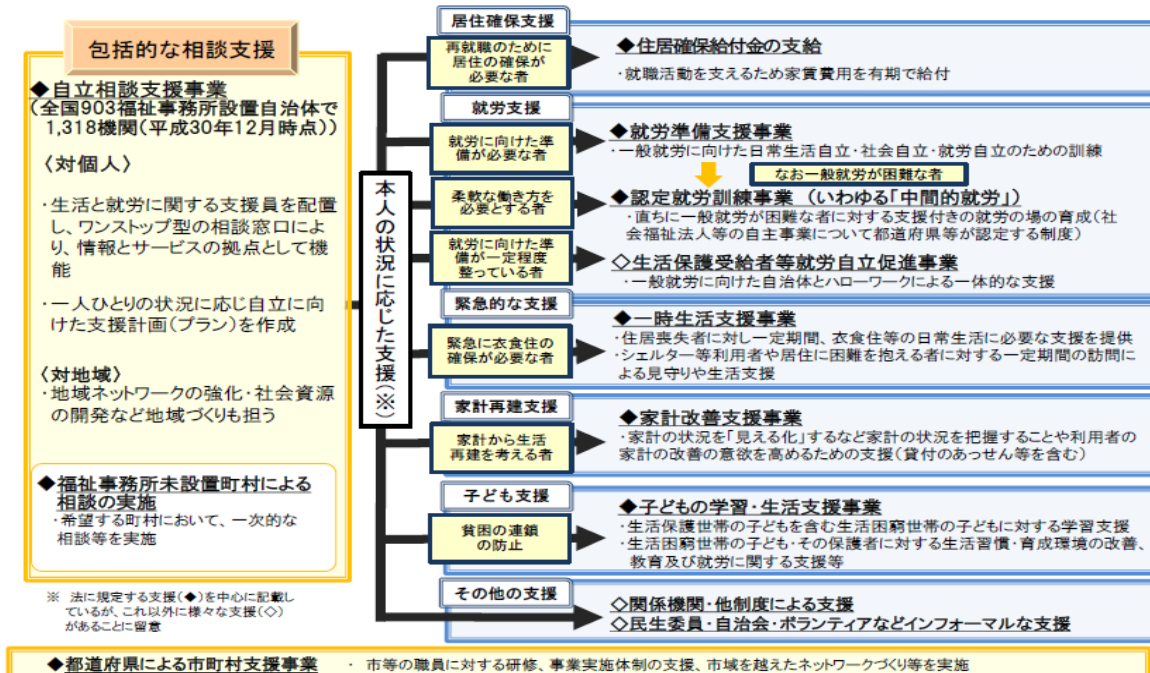
そこで生活困窮者自立支援法が平成27年（2015年）4月から施行され、実施主体である自治体（町村部は県が実施）が自立支援施策を実施しています。

生活困窮者の自立を促進するため、必須事業だけでなく任意事業についても各自治体が創意工夫して実施することで、自立支援の効果が上がることが期待されます。

しかし自治体の財政状況は厳しい状況であり、就労準備支援事業は40市中13市、一時生活支援事業は40市中5市、家計改善支援事業は40市中16市の実施にとどまっています（なお、いずれの事業も町村域は県が実施）。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた住居確保給付金の要件緩和に伴い、相談件数は急増しています。

図40 生活困窮者自立支援制度の概要



[出典：厚生労働省 第1回地域共生社会推進検討会資料より]

**生活福祉資金貸付事業**

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした制度です。

実施主体である埼玉県社会福祉協議会が、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員の協力を得て、相談、貸付から償還終了までの制度を運営しています。

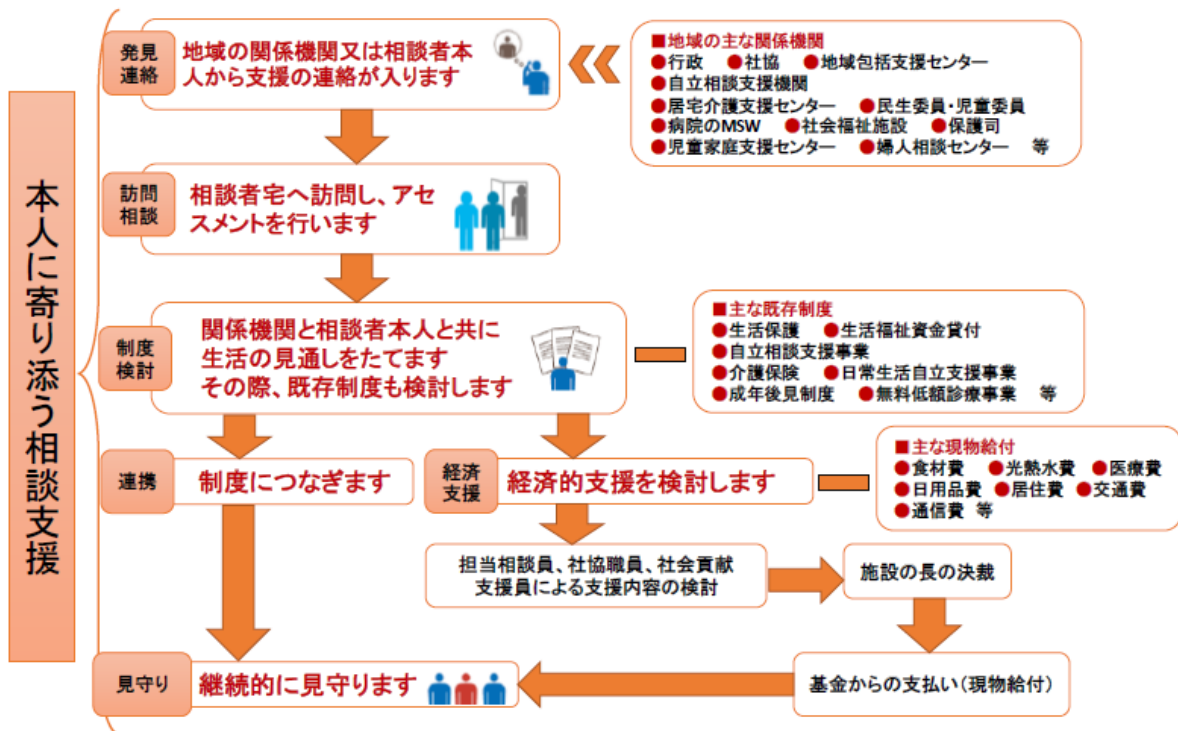
近年、貸付額は減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付が令和2年（2020年）3月に開始となり、貸付件数は急増しています。

**彩の国あんしんセーフティネット事業による取組**

埼玉県社会福祉協議会と埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会では、平成26年（2014年）から県内の社会福祉法人による社会貢献活動である「彩の国あんしんセーフティネット事業」を展開しており、社会福祉法人が率先して生活困窮者の自立を支援しています。

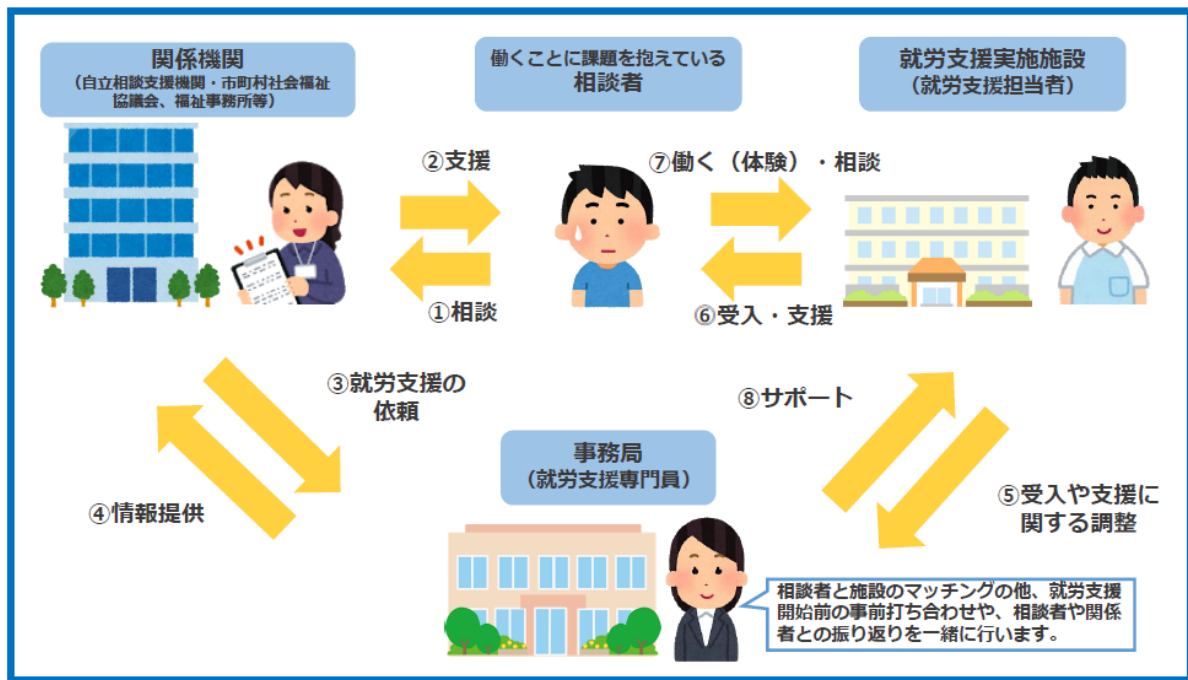
「彩の国あんしんセーフティネット事業」に加え、就労支援事業さらには衣類バンク事業を実施しており、複雑化・複合化する生活課題の解決に取り組んでいます。

図41 彩の国あんしんセーフティネット事業



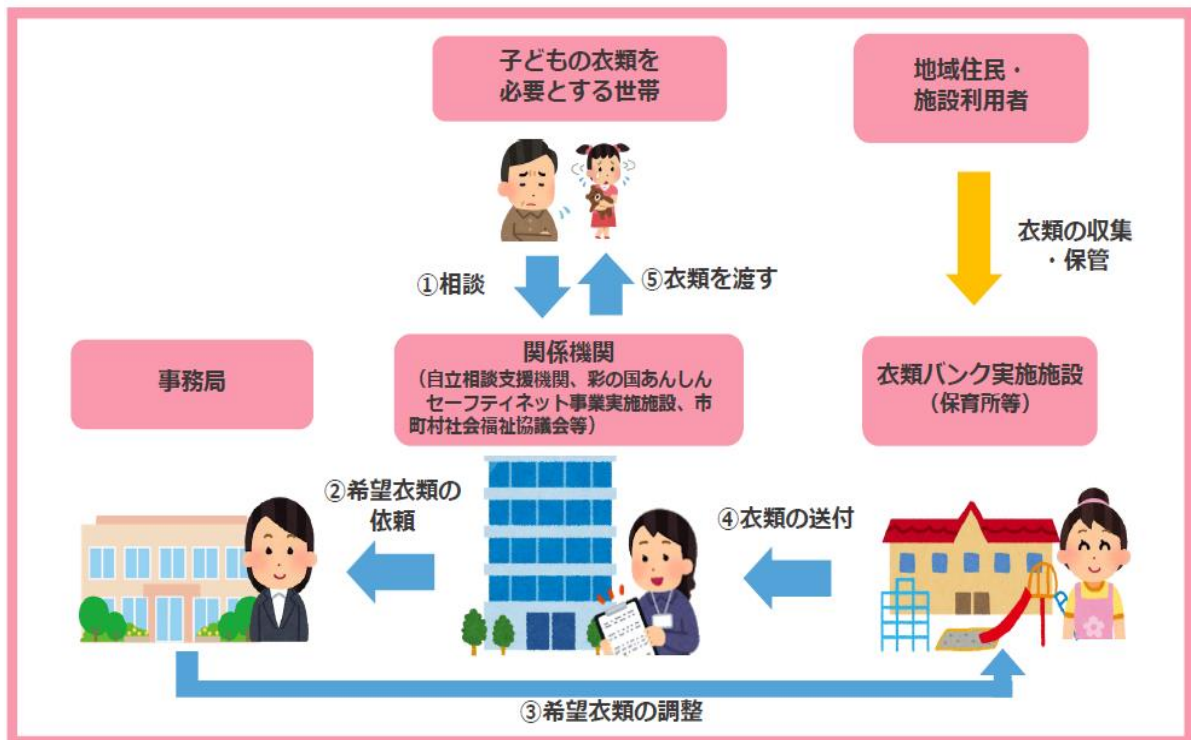
〔出典:彩の国あんしんセーフティネット事業 5年間のあゆみ〕

図42 彩の国あんしんセーフティネット事業 社会福祉法人による就労支援



〔出典:彩の国あんしんセーフティネット事業 5年間のあゆみ〕

図43 彩の国あんしんセーフティネット事業 社会福祉法人による衣類バンク事業



〔出典:彩の国あんしんセーフティネット事業 5年間のあゆみ〕

## ■市町村・地域での取組の方向性

### 生活困窮者自立支援制度に基づく支援

生活困窮者の自立を促進するためには、福祉事務所を設置している自治体が支援員<sup>13</sup>を配置し相談につなげ、自立支援施策を積極的に推進することが必要です。

また、福祉事務所設置自治体が必ず実施しなければならない必須事業<sup>14</sup>だけでなく相談者の状況に応じた支援を行う任意事業<sup>15</sup>についても各自治体が創意工夫して実施することで、自立支援の効果が上がることが期待されます。

あわせて、生活困窮者自立支援制度では、生活困窮者支援を通じた地域づくりも必要です。

地域づくりには、市や県が行う生活困窮者自立支援法に基づく事業だけでなく、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、民生委員・児童委員、自治会、地域住民や様々なボランティア等が協働して生活困窮者に対する支援を行い、支援を通じて地域住民が地域の問題として認識し、解決に向けて取り組むことが必要です。

### 生活福祉資金貸付事業

新型コロナウイルス感染症の影響で特例貸付の申請件数は急増しており、埼玉県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会では、貸付後も長期にわたって多くの借入者の自立や償還のため、相談支援を続けていく必要があります。

また、埼玉県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会は、継続的に適正な支援を実施できるための財源及び人員の確保を行う必要があります。

### 彩の国あんしんセーフティネット事業による取組

市町村は、コロナ禍において日々の生活に困難を抱える人が急増していることを踏まえ、各相談支援機関・事業等による相談支援の強化を図るとともに、逼迫した状態の人に対して現物給付を伴う支援を行うことができる「彩の国あんしんセーフティネット事業」と連携、協働しながら、相談者の生活の自立を図る必要があります。

<sup>13</sup> **支援員**：主任相談支援員（相談業務全般のマネジメント等を担当）、相談支援員（アセスメント・プラン作成などを担当）、就労支援員（職業訓練や求人開拓などを担当）

<sup>14</sup> **必須事業**：自立相談支援事業、住居確保給付金の支給（124頁「生活困窮者自立支援制度の概要」参照）

<sup>15</sup> **任意事業**：就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業

## ■ 数値目標

項目	基準年	目標年
生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率	現状：44.0% (令和元年度)	目標：60.0% (令和5年度)

## ■ 県の主な取組・支援

生活困窮者自立支援制度に基づく支援（町村における県の取組）	
相談窓口を設置し、生活困窮者が抱える課題に応じた自立支援を行います。	社会福祉課
離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に対して、一定期間家賃相当額を支給し、住居を確保した上で就職に向けた支援を行います。	社会福祉課
直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、職業訓練や就労体験を提供するなど、就職に向けた支援を行います。	社会福祉課
生活困窮者の家計収支を改善させ、早期の生活再建を支援します。	社会福祉課
住居のない生活困窮者に一時的な宿泊場所と衣食を提供します。	社会福祉課
生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生・高校生に対し、学習・生活支援事業の実施により、将来の自立に向けて高校進学・高校中退防止を支援します。【再掲】	社会福祉課
小学校3年生以上の学習・生活支援、体験活動、健康支援を行う「ジュニア・アスポート事業」を実施します。【再掲】	社会福祉課
生活困窮者自立支援制度に基づく支援（市に対する県の支援）	
生活困窮者自立支援事業に関する助言や情報提供を行います。	社会福祉課
支援員向けの研修を実施し、人材の育成を支援します。	社会福祉課
生活福祉資金貸付制度に基づく支援	
低所得世帯に対し、経済的自立を図るための貸付を実施します。	社会福祉課

### 4-3 孤立や配慮が必要な人への支援

地域社会から孤立しがちな人、また配慮が必要な人について、理解と必要な支援につなげる環境づくりを進めます。

#### ■背景

##### ひきこもり等地域社会から孤立している人や配慮が必要な人への支援

従来の見守り活動からもれる人々や制度からもれる人々を社会から孤立させずにいかに支援していくかが社会的課題となっています。

例えば、孤立死の問題では、従来は、ひとり暮らし高齢者の孤立死が事件としてマスコミ等に取り上げられることがありましたが、近年は複数人で暮らす世帯で家族が同時に死亡する事件、さらには30代、40代といった若い世代の人々が同居していながら家族が同時に孤立死する事件も発生しています。

地域から孤立して子育てをしているひとり親家庭、ひきこもりの若者、ニート（若年無業者）、失業や病気、介護などをきっかけに仕事を辞めた中高年等の中には、地域や社会とのつながりを失い、社会的孤立に陥っている人もいます。

精神障害者は近年増加していますが、地域住民から正しい理解が得られにくい状況があり、地域で孤立している場合もあります。

河川や道路等で生活しているホームレスの人や、ネットカフェ、終夜営業の飲食店、知人宅などを転々とする「ホームレス状態」の人も、地域社会から孤立し、ときには「排除」の対象になりかねない場合もあります。

また、DV 被害者・犯罪被害者等の抱える問題は、被害の態様により様々であり、支援には多様な機関との連携が必要です。被害から回復するまでには時に長い時間を要し、その間にこれらの被害者等の求める支援の内容も変化していきます。

### 生活の継続が危ぶまれる方・専門的な支援を必要とする方への支援

認知症や精神疾患などにより、セルフ・ネグレクト<sup>16</sup>の状態にある人、買物弱者<sup>17</sup>など地域での生活の継続が危ぶまれる方々があります。

また、医療的ケアを必要とする児童や難病患者などは、地域で生活を送る上で、専門的な支援を必要とします。

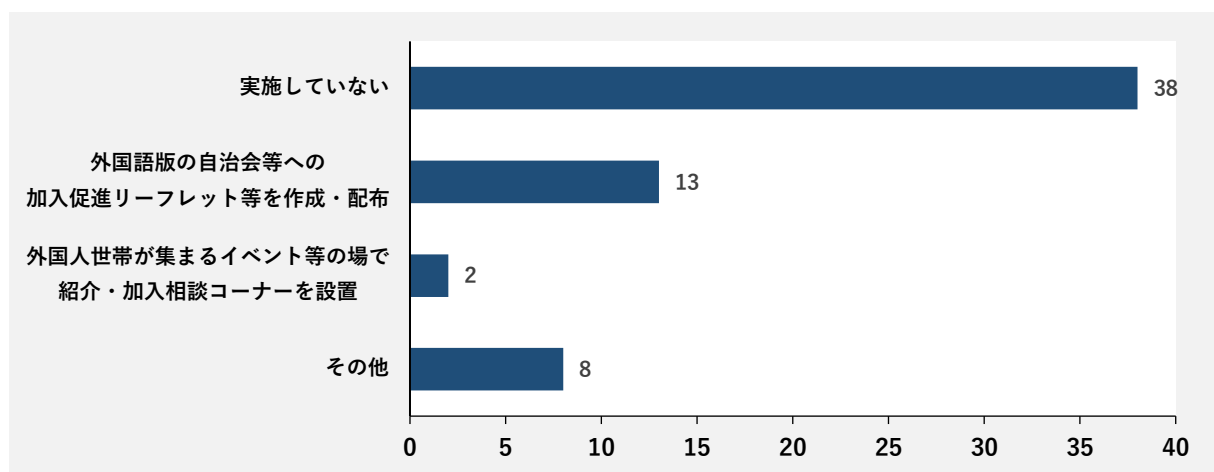
※ 令和元年（2019年）12月1日に施行された「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」では、出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て大人になるまでの一連の成育過程において、各段階で生じる心身の健康に関する問題等を包括的に捉え、医療のみならず保健、教育、福祉等が連携し、家庭や地域においての生活全般を考えた支援を推進するとされています。

### 外国人に対する理解促進、就労・就学支援等

県内では196,043人（令和元年（2019年）12月末現在）の外国人が居住しており、多文化共生の社会づくりの必要性が高まっています。その中には、日本での生活になかなかなじむことができず、子育て等の支援サービスにつなげることができないままだったり、生活習慣の違いから他の地域住民とトラブルが生じたりすることがあり、地域の見守りと共に必要なサポートにつなげる支援が必要です。

しかし、県内市町村のうち、外国人世帯に対する自治会・町内会への参加促進については60%（38市町村）が取り組んでいない状況です。

図44 県内市町村が取り組む、外国人世帯に対する自治会・町内会への参加促進の内容



福祉政策課調べ（令和2年（2020年）6月実施）

<sup>16</sup> セルフ・ネグレクト：福祉・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態

<sup>17</sup> 買物弱者：流通機能や交通網の弱体化等の理由により、買物機会が十分に提供されない状況にある方

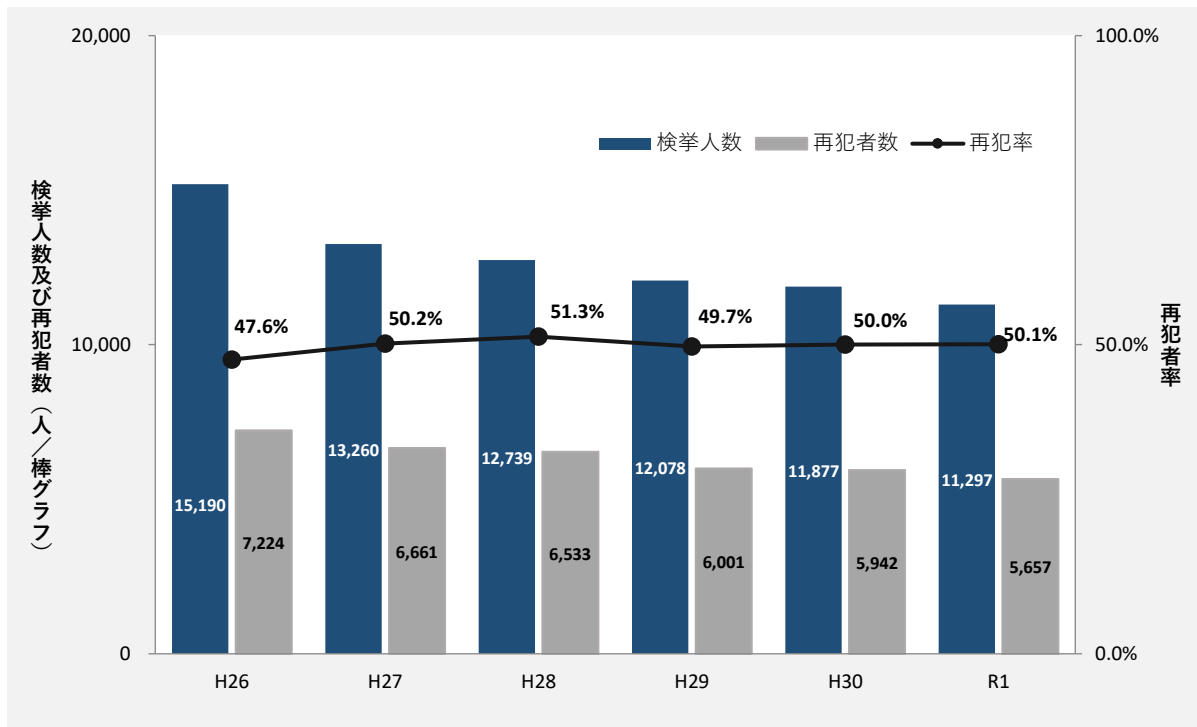


**再び犯罪や非行をしてしまう者等に対する支援**

本県の刑法犯検挙人員は令和元年(2019年)に11,297件となっており、年々減少傾向にあります。一方で、検挙人員に占める再犯者の割合は5割前後を推移しています。

誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することが必要です。

■図45 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移

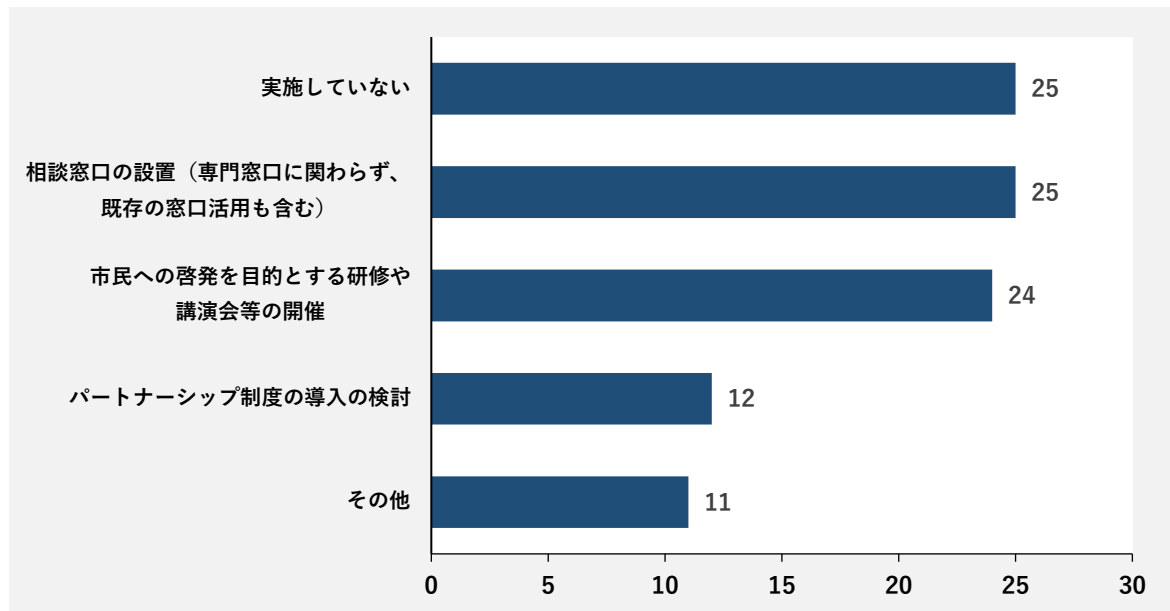


### LGBTQ に対する理解促進

LGBTQ<sup>18</sup>の方に対する無理解による偏見や差別的な言動がなくなるよう、啓発を進める必要があります。

研修や講演会等を開催したり、相談に対応したりしている市町村もありますが、特に実施していない市町村もあります。

図 46 県内市町村が取り組む、LGBTQ の方に対する支援事業等の内容



福祉政策課調べ（令和2年（2020年6月実施））

<sup>18</sup> LGBTQ：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（セクシュアリティを決められない、分からない、決めないなどの人）など、性的マイノリティの方を表す総称のひとつ。

**■市町村・地域での取組の方向性****ひきこもり等地域社会から孤立している人や配慮が必要な人への支援**

これまで市町村は、自治会組織や住民ネットワークを活用した見守り活動等、住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んできました。

また、地域住民のほか、電気・ガス・水道といったライフライン事業者や新聞配達業者など、日頃高齢者と接する機会の多い業者などの関係機関の協力を得て、見守りの仕組みを構築しています。

しかし、「孤立した人々への見守りの介入」は、身近な地域だからこそ、難しい場合や、特段の配慮が必要な場合もあります。

本人が公的福祉サービスについての知識がない、助けは借りたくないなどの理由により、支援が十分になされていないケースもあります。

孤立死や自殺といった極端な形態で現れたときに、初めてその問題が顕在化することも少なくありません。

これらの問題への対応は、単独の市町村では対応が難しいケースも考えられるため、広域で受け止める仕組みを構築する必要があります。国や県などの協力や情報提供が必要な場合もあると考えられます。

さらに、福祉分野以外の他分野との連携を強化する必要があります。例えばホームレスの方は住まいの確保、ニート（若年無業者）の方は職業的自立、刑務所等出所者の方は住居や生活保護等の受給などが課題です。課題解決に適した分野との情報交換や連携を日頃から密にしておく必要があります。

**生活の継続が危ぶまれる方・専門的な支援を必要とする方への支援**

生活の継続が危ぶまれる方・専門的な支援を必要とする方に対し、地域での生活を支援するためには、保健・医療分野など専門性の高い機関と連携を図る必要があります。

### 外国人に対する理解促進、就労・就学支援等

外国人住民と、互いの人権を尊重し意思疎通を行いながら共生することのできる地域社会を実現するため、人材養成を一層進め、地域社会での暮らしを支援するとともに、就労・就学の支援につなげる必要があります。

また、住民が外国人住民への理解を深めるよう、学習する場の提供や学習のために必要な施設、人材の確保、情報提供に努めることが必要です。

留学や就労などで日本に暮らす外国人が増加する中、多様化・複雑化する生活・福祉課題に対応するためには、地域の中だけにとどまらず、近年のスマートフォン等の普及に伴い、ICTを積極的に活用した情報提供の仕組みづくりを進めることにより、地域を越えた交流を活性化させることも重要です。

なお、市町村社会福祉協議会は、貸付事業で書類をやり取りする中で、困難な生活課題を抱えている外国人住民については、その後も市町村社会福祉協議会で意識してつながり続け、必要な支援をすることが重要です。

### LGBTQに対する理解促進

LGBTQの方の多くは周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しています。

誰もがLGBTQの存在を自然なこととして受け入れることができる社会となるよう啓発等の取組を進める必要があります。

## ■ 県の主な取組・支援

社会的孤立全般	
住民、関係機関・団体による支え合いや、孤立防止の取組を通して、ともに生き、支え合う人づくり、地域づくりについて考えることを目的として、埼玉県社会福祉協議会が実施する「共生・共助つながりづくりの推進事業」を支援します。	社会福祉課
市町村において、民生委員・児童委員など福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者と接する機会の多い事業者を構成員とする「要援護高齢者等支援ネットワーク」の取組を支援します。	地域包括ケア課
地域の子育て支援の充実	
地域のボランティア等による子育て中の親に寄り添った訪問支援活動等を広め、孤立感やストレスを感じている子育て家庭を支援します。	少子政策課
孤立する若者等への支援	
ひきこもり状態にある本人やその家族に対する相談体制等を整備し、ひきこもり状態からの回復に向けて支援するとともに、関係機関・団体とのネットワークの構築及び情報発信を行います。【再掲】	疾病対策課
ひきこもりの当事者が悩みを共有し、社会的自立の促進を図る「集いの場」を運営する民間団体を支援します。	疾病対策課
若者自立支援センター埼玉において、関係機関、関係団体等と連携を図りながらニート（若年無業者）の就業活動を総合的に支援します。【再掲】	雇用労働課
精神障害者の地域生活の支援	
精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援や地域定着支援など、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。【再掲】	障害者福祉推進課

## 第4章 施策の展開

<p>圏域ごとに保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置することによって、精神科医療機関、地域援助事業者、市町村などが情報を共有し、重層的な連携による支援体制を構築します。</p>	障害者福祉推進課
<h3>刑務所等出所者への支援</h3>	
<p>刑務所等の出所後に帰住先のない高齢者や障害者で福祉の支援が必要な方に対し、住居や生活保護等の福祉サービス受給に向けた相談・調整等を行うことにより再犯を防ぐとともに、地域での自立した生活を促進します。</p>	社会福祉課
<p>犯罪を犯した人や非行のある少年の自立更生の促進を図り、犯罪防止活動に資することを目的として、埼玉県更生保護観察協会を支援します。</p>	社会福祉課
<h3>ホームレスへの支援</h3>	
<p>ホームレスの実態に関する調査を行い、巡回時に必要に応じて生活保護等の福祉サービス受給に向けた支援を行います。</p>	社会福祉課
<h3>DV被害者への支援</h3>	
<p>DV被害者に対し、市町村など関係機関と連携して支援を行います。</p>	男女共同参画課
<p>民間団体及びスタッフの育成などについて支援することにより、多様な状況にあるDV被害者の支援充実を図ります。</p>	男女共同参画課
<h3>犯罪被害者等への支援</h3>	
<p>犯罪被害者等個々のニーズに応じた支援を行うため、犯罪被害者等支援のワンストップ体制を強化するほか、県民が身近な窓口で相談できるよう市町村の取組を支援します。</p>	防犯・交通安全課
<h3>自殺対策関連</h3>	
<p>関係機関、民間団体等と連携し、相談体制の整備を進めるとともに、地域の実情に応じた対策を講じるなど効果的な自殺対策の推進を図ります。</p>	疾病対策課
<p>自殺の実態や特徴等の情報収集や原因等の分析を行い、それぞれの地域の特性に即した効果的な自殺対策が実施されるよう、市町村等に対し情報提供や助言等の支援を行います。</p>	疾病対策課
<p>県、市町村、民間団体が実施している自殺対策の体系化を図り連携して事業を実施することにより、自殺者の減少を図ります。</p>	疾病対策課

買物・生活支援	
配達・送迎・移動販売・買物サポート・見守り・割引・多目的トイレ利用・居場所づくりなど高齢者に優しいサービスを実施している民間事業者を登録する「プラチナ・サポート・ショップ」制度を推進します。	地域包括ケア課
医療的ケアを必要とする児童への支援	
医療的ケアが必要な障害児が適切に支援を受けられるよう、保健医療・保育・教育等の関係機関との連携促進に努めます。	障害者支援課
医療的ケアが必要な障害児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを養成し、市町村への配置を促進します。	障害者支援課
難病患者への支援	
保健師等による家庭訪問による指導や、難病患者や家族支援を行う訪問相談員の育成を行います。	疾病対策課
がん患者への支援	
がん患者やその家族にとって利用しやすい相談支援体制の整備を図るとともに、がん患者や家族が適切な医療や支援により社会とのつながりを維持し、自分らしく安心して生きることのできる社会づくりを推進します。	疾病対策課
外国人に対する理解促進、就労・就学支援等	
日本語能力が十分でない外国人が生活に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地域における日本語教育の基本方針を定めるとともに、日本語教室の運営を支援するため教材の作成や、日本語学習支援者向け研修を実施します。	国際課
県内の子供や若者に国際交流の機会を提供し、国際理解を深めると共に国際感覚の高揚を図り、世界で活躍できる人材を育成します。	国際課
LGBTQに対する理解促進	
LGBTQに対する理解が進むよう県民講座などの啓発に取り組みます。	人権推進課

## 4-4 苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実

福祉サービス事業者が適切な福祉サービスを提供するよう、事業者自ら寄せられた苦情をもとに業務の改善を図るとともに、評価機関による評価や指導監査の充実により、福祉サービスの質の向上を図ります。

## ■背景

## 苦情解決制度の充実

福祉サービスに関する苦情は、福祉サービス事業者が苦情相談窓口を設けて、利用者と事業者との話し合いで解決することが原則であり、その事業所には、苦情受付担当者、苦情解決責任者、客観的な立場から苦情解決を図る第三者委員を設置するなどの苦情解決体制がとられています。

福祉サービス事業者において解決困難な福祉サービス利用者の苦情に対し、解決への支援を行うため、埼玉県運営適正化委員会が埼玉県社会福祉協議会に設置されています。ここでの苦情の多くは「職員の接遇」、「サービスの質や量」に関するものとなっています。

■表 13 埼玉県運営適正化委員会に寄せられた苦情内容の内訳

(上段：件数・下段：構成割合)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
合計	65	68	53	56	45
職員の接遇	16	17	22	24	16
	24.6%	25.0%	41.5%	42.9%	35.5%
サービスの質や量	18	11	14	17	15
	27.7%	16.2%	26.4%	30.4%	33.3%
利用料	1	1	1	1	3
	1.5%	1.5%	1.9%	1.8%	6.7%
情報提供・説明	17	20	10	10	3
	26.2%	29.4%	18.9%	17.9%	6.7%
被害・損害	4	4	2	1	3
	6.2%	5.9%	3.8%	1.8%	6.7%
権利侵害	9	10	2	3	5
	13.8%	14.7%	3.8%	5.4%	11.1%
その他	0	5	2	0	0
	0.0%	7.4%	3.8%	0.0%	0.0%

〔埼玉県運営適正化委員会 令和元年度（2019年）事業報告書〕



## 第4章 施策の展開

同委員会に寄せられた苦情は、継続中の案件を除くと、ほとんどが相談助言で終結しています。

■表 14 埼玉県運営適正化委員会に寄せられた苦情の解決結果

(上段：件数・下段：構成割合)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
合計	65	68	53	56	45
相談助言	44	43	41	42	37
	67.7%	63.2%	77.4%	75.0%	82.2%
紹介伝達	3	9	2	0	0
	4.6%	13.2%	3.8%	0.0%	0.0%
あっせん	1	0	0	0	0
	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
通知	2	3	2	1	1
	3.1%	4.4%	3.8%	1.8%	2.2%
その他	1	0	2	0	0
	1.5%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%
継続中	14	11	6	13	7
	21.5%	16.2%	11.3%	23.2%	15.6%
意見要望	0	2	0	0	0
	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%

(埼玉県運営適正化委員会 令和元年度(2019年度)事業報告書)

### 福祉サービス第三者評価の普及

利用者本位の社会福祉制度が確立される中で、サービスの質の向上と適切なサービス選択に役立つための制度が「福祉サービス第三者評価」です。

「福祉サービス第三者評価」は、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービスを評価する制度です。

評価結果を広く周知することで、利用者の適切なサービスの選択と、事業者のサービスの質の向上を促すものです。

利用者本位の福祉サービスの実現を目指すため、事業者は、第三者評価を積極的に受審することが望まれます。

### 社会福祉法人及び社会福祉施設等への適正な指導監査

県及び市町村は、社会福祉法その他の関係法令などの規定に基づき社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、指導監査を実施しています。

社会福祉法人については、経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性など、社会福祉法人制度改革を柱とする社会福祉法の改正がなされ、平成29年（2017年）4月1日から全面施行となりました。

県及び市町村は、すべての法人が制度改革に円滑に対応できるよう、情報提供や指導を行っています。

### ■市町村・地域での取組の方向性

#### 適切な福祉サービスの提供のために

福祉サービス事業者は、利用者からの信頼を得て、適切な福祉サービスが提供できるよう、様々な苦情に誠実かつ迅速に対応する必要があります。

苦情内容の把握や分析を行い、苦情対応を検証して、業務の改善に資する取組を着実に行うことが大切です。

あわせて、自己評価及び評価機関による評価などを活用して、良質な福祉サービスの提供やサービスの質の向上に努める必要があります。

社会福祉法人の指導監査は、社会福祉法人の適正な運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るために行っています。これまで県に監査の権限があったものが市に移譲されるなど、事業を行う区域により、所轄庁が表15のようになりました。そのため、各市では指導監査のための人員を確保・育成しています。

一方、社会福祉施設等の指導監査の多くは県が実施することになっていることから、県と市が連携を密にし、適切に指導監査等を実施していくことが必要です。

■表15 社会福祉法人の指導監査の所轄庁

区分		所轄庁	
埼玉県内の みで事業を 行う場合	各市の区域のみで事業を行う場合	各市長	
	各町村の区域のみで行う場合	埼玉県知事	
	2つ以上の市町村で 事業を行う場合	主たる事務所が さいたま市	さいたま市長
		主たる事務所が さいたま市以外	埼玉県知事
埼玉県以外でも事業を行う場合		埼玉県知事	

## ■ 県の主な取組・支援

<p>埼玉県運営適正化委員会において、福祉サービスの利用者から福祉サービスに対する苦情を受け付け、公正中立な立場から、その解決策のあっせん等を行うとともに、苦情解決制度の普及、啓発を行います。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>福祉サービスの質の向上のため、福祉サービス第三者評価事業を実施し、事業者の受審の促進を図ります。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保するため、社会福祉法その他関係法令に基づき、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等に対し、法人運営、施設運営管理、入所者処遇、財務管理等について指導監査を実施します。</p>	<p>福祉監査課</p>
<p>介護保険制度の適正な運営を確保するため、指定サービス事業者、介護老人施設等に対する指導等を実施します。</p>	<p>福祉監査課</p>
<p>児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の第三者評価の受審（3年毎に1回以上）及びその結果の公表並びに自己評価（受審年以外の年）を確実に実施するよう指導します。</p>	<p>こども安全課</p>

## 4-5 障害者への理解の促進と誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり

障害者への理解を促進するとともに誰もが安心して地域で暮らせる環境をつくるために、施設などハード面のバリアフリーとこころのバリアフリーを両輪で進め、誰もが安心して生活することができる環境づくりを進めます。

## ■背景

本県では、平成7年（1995年）に「埼玉県福祉のまちづくり条例」を定め、平成20年（2008年）には「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」（以下、「埼玉県建築物バリアフリー条例」という。）を制定し、建築物、駅などの公共交通機関の施設、公園、道路などのバリアフリー化を推進しています。

施設等のハード面の整備だけでなく、一人ひとりがお互いを思いやり、マナーの向上やサポートの実施に努めることが、バリアフリー化に大きな役割を果たします。そのため、県は市町村と連携して、県民や事業者に対しポスターやリーフレット、広報紙などを活用し、障害者用駐車場のマナーアップキャンペーンや障害者のシンボルマークの普及啓発を行っています

また、「情報」のバリアフリー化にも配慮が必要です。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、外国人など、情報を得ることが困難な人がいます。それぞれの特性等を踏まえた情報提供の取組を展開する必要があります。

さらに、内部障害や難病の方など外見から分からなくても援助や配慮が必要な人もいます。長時間立っていることがつらいなど、日常生活に大きな支障がある方も多く、こういった人が援助を受けられやすいよう、ヘルプマークなどの障害者用マークの周知が進められています。

障害者の人権を総合的に支援していくことが求められており、相談支援は障害者等が地域生活を送る上で特に重要であり、障害者等やその家族を地域の人々や制度につなげていく役割を担っています。

しかし、相談支援が行われても地域移行に結びついていないという現状や、行政と民間、各種相談窓口、異なる障害における相談員間の連携にも大きな課題があり、相談支援サービスを提供していく上での基盤となる相談システムを構築していくことが求められています。

■市町村・地域での取組の方向性

誰にも優しく生活しやすい「福祉のまちづくり」の推進

年齢、性別、国籍、障害の有無などの違いを超えて、誰にでも優しく、生活しやすいまちづくりを進めていくことが重要です。

特に駅の安全対策について早急に取り組むことが求められており、ホームドア整備など関係機関・団体などと連携して鉄道事業者に要請していく必要があります。また、交通事業者が実施する「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンに協力するとともに、駅利用者等の意識醸成・普及啓発を推進していく必要があります。

身体状況や障害の有無などにより、必要とされるバリアフリー設備は様々です。このため、全ての人にとって使いやすい施設の整備には限界があります。整備したバリアフリー施設を円滑に利用するための人的支援や情報提供など、ソフト面の対応を引き続き進めていく必要があります。



障害者用駐車場マナーアップキャンペーン

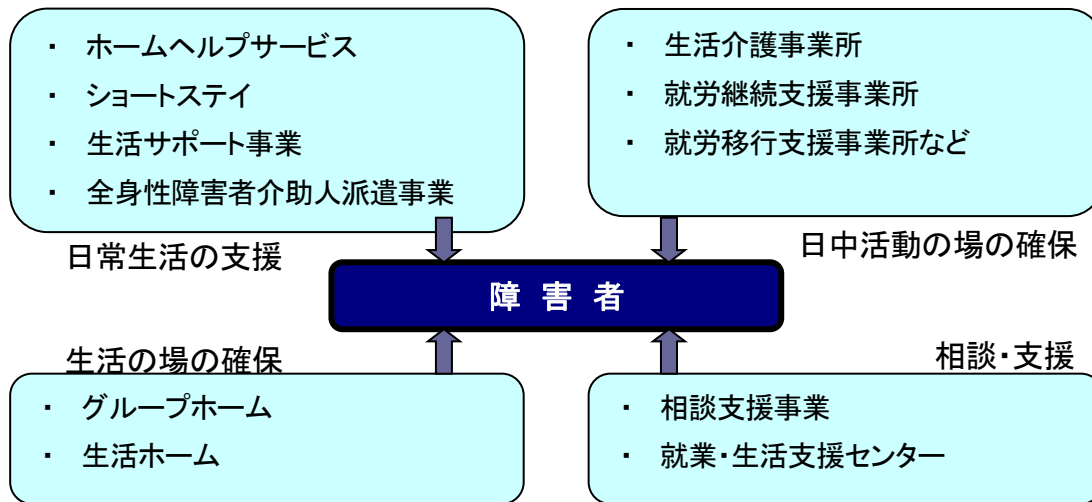


障害者用マーク普及啓発

**障害者の地域生活の充実と社会参加の支援**

障害者が地域の中で共に安心して暮らしていただけるように、生活支援・相談支援体制の整備やサービス基盤の量、質の充実、住まいや地域の中の様々な場面に積極的に参加可能な環境づくり、訪問系サービスなどを充実する必要があります。

また、障害の特性に応じた様々なコミュニケーション手段を確立するとともに、障害者が社会の一員として、経済、文化、娯楽、スポーツなど社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていただけるように支援する必要があります。



**障害者差別を解消する取組の推進**

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）（平成28年（2016年）4月1日施行）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めています。

県では共生社会の実現に向けて、「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていただける共生社会づくり条例（以下、「共生社会づくり条例」という。）及び「埼玉県手話言語条例」を平成28年（2016年）4月1日に施行しました。

障害者差別を解消するためには、行政・民間事業者そして地域住民のそれぞれが主体的に取り組むことが重要です。相談窓口の設置や、説明会・研修会の開催、リーフレットの配布など、継続した普及活動を実施していく必要があります。

### 障害者差別解消支援地域協議会の運営の推進

障害者に身近な市町村においては、住民の関心と理解を深めるための啓発活動、相談及び紛争防止等のための体制整備、障害者差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークである「障害者差別解消支援地域協議会」の運営などを推進する必要があります。

障害者差別解消支援地域協議会では、関係者が障害者差別に関する相談等についての情報を共有することで、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことが期待されます。

市町村において、障害者差別解消支援地域協議会は必置ではありませんが、自立支援協議会など既存の会議を活用することも有効です。

また、障害者と接する機会の多い飲食業、旅館業、不動産業などの従業員の方を対象とした説明会等を行うことも必要です。

#### ■ 県の主な取組・支援

移動・施設利用のためのバリアフリー	
埼玉県福祉のまちづくり条例や埼玉県建築物バリアフリー条例により、誰もが円滑に利用できる生活関連施設 <sup>19</sup> の整備を図ります。	福祉政策課 建築安全課 道路環境課 公園スタジアム課
鉄道駅にエレベーター、スロープ及び障害者対応型トイレ等を整備する市町村（鉄道事業者が行う事業に補助する場合を含む）に対し、補助金を交付します。	交通政策課
利用者の多い駅等における、ホームドア及び内方線付き点状ブロックの整備経費について補助金を交付します。	交通政策課
障害者や高齢者など誰もが快適に安心してバスを利用できるよう、ノンステップバスの導入を支援します。	交通政策課
身体能力が低下した高齢者の自立の促進と介護する家族等の負担の軽減を図るため、「介護すまいる館」において、福祉用具等の利用支援やユニバーサルデザインの普及等を行います。また、高齢者をはじめ、誰もが安心して快適に過ごせる生活環境づくりの支援を行います。	高齢者福祉課

<sup>19</sup> 生活関連施設：埼玉県福祉のまちづくり条例第2条に規定する病院、百貨店等不特定多数の者の利用に供する建築物や鉄道の駅、公園等

## 第4章 施策の展開

ユニバーサルデザインを推進し、利用しやすいように配慮した施設や建物づくり、製品の普及を促進します。	文化振興課
バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想を策定する市町村に対し技術的な支援を行います。	都市計画課
老朽化した県営住宅の建替えなどを行い、生活の安定と居住水準の向上（バリアフリー化）を図ります。	住宅課
こころのバリアフリーの推進・意識啓発など	
障害者用駐車場マナーアップキャンペーンや、ホームページなどを通じ、福祉のまちづくりの考え方を普及啓発します。	福祉政策課
内部障害や難病の方など外見から分からなくても援助や配慮が必要な方が援助を受けられやすいようヘルプマークをはじめ各障害者用マークの周知を進めます。	障害者福祉推進課
情報のバリアフリー化の推進	
手話は言語であるという認識の下、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣を行います。また、盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保、充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣を支援します。	障害者福祉推進課
視聴覚障害者などに対して、技能習得機会の提供、コミュニケーション手段の習得訓練及び情報の確保などの支援を行うことによって、視聴覚障害者が安心して自由に生活できる環境づくりを推進します。	障害者福祉推進課
パソコン要約筆記を含めた要約筆記者の養成に努めるとともに、市町村が行う要約筆記者及び要約筆記奉仕員の派遣を支援し、聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保及び充実を図ります。	障害者福祉推進課
IT（情報通信技術）の急速な進展に対応するため、IT講習会の開催やITサポート推進員などの活用などにより、障害者のIT技能の向上と情報格差の解消を図ります。	障害者福祉推進課
「外国人総合相談センター埼玉」において、日本語理解が十分ではない外国人を対象に多言語で相談対応や情報提供等を実施します。	国際課



障害者の地域生活の充実と社会参加の支援	
精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援や地域定着支援など、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。【再掲】	障害者福祉推進課
圏域ごとに保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置することによって、精神科医療機関、地域援助事業者、市町村などが情報を共有し、重層的な連携による支援体制を構築します。【再掲】	障害者福祉推進課
障害者の自立と社会参加を進めるため、障害や障害者について理解を促す啓発を行います。また、障害者の社会参加に必要な各種事業等を実施する市町村を支援します。【再掲】	障害者福祉推進課
県民に障害や障害者に対する正しい理解を普及するための啓発を行うとともに、手話の普及と手話を使いやすい環境の整備を進めることにより、障害のある人もない人も共に生きる共生社会の実現を図ります。【再掲】	障害者福祉推進課
障害者差別を解消する取組の推進	
障害者やその家族からの差別に関する相談に的確に対応するため、相談窓口を設置します。	障害者福祉推進課
障害者差別解消法、共生社会づくり条例及び埼玉県手話言語条例を普及するため、事業者向け説明会等の開催や普及啓発を行います。	障害者福祉推進課
不当な差別的取扱い及び合理的配慮の考え方をより明確にするため、国に引き続き具体的な判断基準を示すことを求めています。	障害者福祉推進課
障害者差別解消支援地域協議会の運営の推進	
障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会を開催します。	障害者福祉推進課

## コラム 障害者差別解消に向けた、障害への理解と行動変容のきっかけづくりの事例

### 障害者自身による障害平等研修（DET）開催事業～DET埼玉～

#### 1 障害平等研修（DET）とは

障害に対する正しい理解や障害者への合理的配慮について引き続き普及啓発を進める必要があり、その一つとして障害平等研修(Disability Equality Training:DET(ディーイーティー))が実施されています。これは障害者差別解消法を推進するための研修で、障害者の社会参加や多様性に基づいた共生社会を創ることを目的として、障害者自身がファシリテーターとなって進めるワークショップ型の研修です。

#### 2 障害平等研修（DET）の令和元年度開催概要

令和元年度、県の「豊かな地域福祉づくり推進事業」(埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金を活用した事業)の助成を受け5回開催し、市議会議員、行政職員、福祉従事者、障害者(肢体、精神、聴覚、視覚)、民生委員・児童委員、障害者の保護者、障害者支援団体、一般市民など延べ148名が参加しました。その一例を紹介します。

進行役を車椅子利用者や視覚障害者など6人が担い、約50名の参加者に、まず「障害」とは何かをそれぞれ書き出してもらいました。「生きづらさを感じる人の総称」「不自由」といった障害者に着目した言葉が目立ちました。

次に、買い物しようとする車椅子の女性のイラストについて「障害はどこにあると思いますか？」との投げかけがあり、参加者同士で意見を交わしながらふせんを貼っていくと、車椅子の前の段差、手の届かない棚に陳列された商品、サポート役が不在の空間など、そのほとんどが女性の「周りの環境」になりました。



©障害平等研修フォーラム

さらに、障害者と健常者の立場が逆転した「架空の世界」のビデオが上映され、健常者の主人公はタクシーやバスに乗車できず、カフェでも入店を拒まれ、公園では奇異の目を向けられ、訪問先で点字資料を渡されるが読めないという内容です。

最後に、改めて「障害とは何だと思いますか」との問いかけがなされ、参加者の多くは「健常者がつくり出した」「現在”障害がない”と言われている人の中にある」等、「障害は社会が生み出している」という考え方へと変化していました。

シラコバト基金の助成を受けて実施した研修実績と研修風景研修実績と風景等

回数	日付	主催者	開催場所	参加人数
1	7月14日	DET 埼玉	所沢市こどもと福祉の未来館	23名
2	9月18日	入間市障害者基幹相談支援センター	入間市中央公民館	21名
3	11月29日	戸田市身体障害者福祉会、上戸田地域交流センターあいパル、このゆびと〜まれ、DET 埼玉	戸田市あいパル	48名
4	12月8日	和光市社会福祉協議会、TOMOTOMOくらぶ、DET 埼玉	和光市総合福祉会館	48名
5	1月26日	DET 埼玉	所沢市こどもと福祉の未来館	8名
参加者合計				148名



12月8日のDETの様子



1月26日のDETの様子



## 4-6 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり

低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、必要な支援の充実を図ります。

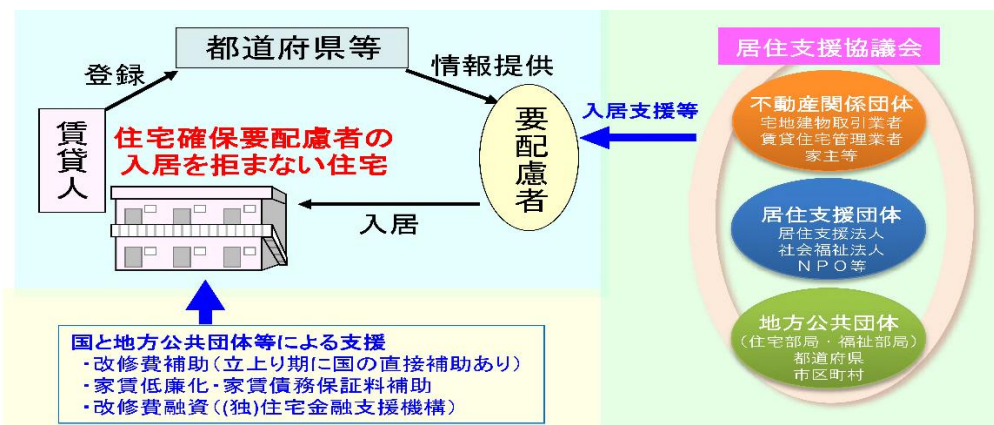
## ■背景

住宅は人生の大半を過ごす場所であり、安定した生活を送る上で欠くことができない、かけがえのない空間です。

しかし、低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者（以下、「住宅確保要配慮者<sup>20</sup>」という。）は、生活上のリスクがあることから、賃貸住宅の入居の制約を受ける傾向があります。収入等の入居要件を満たす方には公営住宅<sup>21</sup>が供給されていますが、応募倍率が高い状況です。一方、民間賃貸住宅は空き家、空き室が増加傾向にあるなどミスマッチが生じています。

そこで県では、県営住宅の供給を行うとともに、市町村や住宅関連事業者団体、居住支援団体とともに、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく居住支援協議会として「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」（以下、「安心ネット」という。）を設立し、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に取り組んでいるところです。また、市町村での居住支援協議会等の体制づくりを働きかけています。

## ■図47 新たな住宅セーフティネットのイメージ



<sup>20</sup> 住宅確保要配慮者：埼玉県賃貸住宅供給促進計画（平成31年3月）において住宅確保要配慮者の範囲を、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に定める者（低額所得者、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障害者（障害者基本法第2条第1号に規定する障害者）、子供（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している者）、省令に定める者（日本国籍を有しない者（外国人）、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者、北朝鮮拉致被害者等、犯罪被害者等、更生保護対象者、生活困窮者、東日本大震災等による被災者）、県が独自に本計画で規定する者（海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）、UIJターンによる転入者、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者）のいずれかに該当するものとしている。

<sup>21</sup> 公営住宅：県営住宅又は市町村営住宅

## ■市町村・地域での取組の方向性

**住宅確保要配慮者が安定的に住まいを確保できるための取組の強化**

住宅セーフティネットとして重要な役割を担っている公的賃貸住宅<sup>22</sup>について、引き続き適正な整備と維持管理を進めるとともに、民間賃貸住宅の賃貸人が安心して住宅確保要配慮者に住宅を貸すことのできる環境づくりを進め、増加傾向にある住宅確保要配慮者の住まいの安定的な確保に努めていく必要があります。

高齢者や障害者に住宅を貸した場合、急病や孤立死を心配する賃貸人も多いと思われれます。

そこで地域における見守り体制を引き続き整備するほか、市町村が「緊急通報機器の貸し出し」や「見守りのための配食サービス」を実施（支援）することで、高齢者や障害者が地域で安心して暮らすことが可能になるとともに、賃貸人の安心につながると期待されます。

さらに、高齢者等の見守り・生活支援サービスを提供する民間事業者との連携も必要です。民間事業者によるサービスは、見守り、安否確認、緊急対応など多様なタイプがあり、地域や居住者の特性に応じたサービスを提供することが期待されます。

住宅確保に配慮を要する生活保護受給者について、県では平成22年（2010年）9月から住宅ソーシャルワーカーを配置し、住宅支援を行っています。

また、様々な状況に対応するため、サービス付き高齢者向け住宅<sup>23</sup>やグループホームの整備も引き続き必要です。

住宅確保要配慮者の住宅セーフティネットを構築するには、市町村において居住支援協議会を設立するなど住宅施策と福祉施策とがこれまで以上に緊密に連携した取組や体制づくりを進める必要があります。

<sup>22</sup> 公的賃貸住宅：公営住宅（県営住宅又は市町村営住宅）、UR賃貸住宅、地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅、特定優良賃貸住宅の総称

<sup>23</sup> サービス付き高齢者向け住宅：ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスなどを提供するバリアフリー構造の高齢者専用住宅。事業者は県、政令市、中核市などから登録を受ける。

## ■ 県の主な取組・支援

民間事業者と協力して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、的確な情報提供を行います。	住宅課
住まいを含めた暮らしの相談を受け止める地域包括支援センターなどの職員に対し、安心ネットを通じて住宅に関する基本的な知識や支援制度などの情報提供を行います。	住宅課
住宅確保要配慮者に対する入居支援を強化するため、市町村、不動産団体及び居住支援団体による地域ごとの連携体制の構築を支援します。	住宅課
空き家を活用した新たな住宅セーフティネットを推進します。	住宅課
地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治体、ボランティア、ライフライン事業者が連携した要援護高齢者等支援ネットワークを充実させ、高齢者等の見守り体制の整備を支援します。	地域包括ケア課
地域の実情を踏まえながら、質の高いサービス付き高齢者向け住宅などの整備を促進します。	住宅課
無料低額宿泊所に入所している生活保護受給者に対して、民間アパートや養護老人ホーム、グループホーム等への入居支援を行います。	社会福祉課
市町村での居住支援協議会等の体制づくりを働きかけます。	住宅課

**コラム** 居住支援法人による、不動産業界等の関係機関を巻き込んだ高齢者の転居支援  
**公益社団法人埼玉県社会福祉士会 居住支援法人委員会による支援の事例**

**<事例> 住み慣れた地域で暮らし続けることを希望し (80代・一人暮らし・女性)**

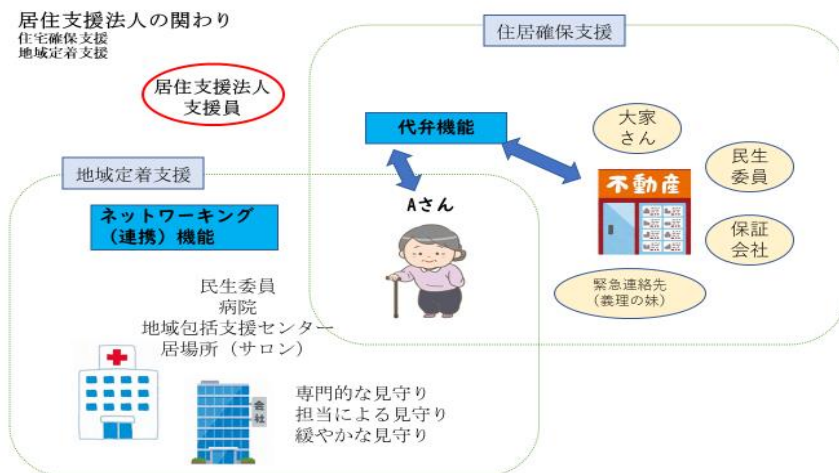
市役所に相談にきた Aさんは、市役所から公益社団法人埼玉県社会福祉士会 居住支援法人委員会(居住支援法人委員会)を紹介され、初回面談を受けました。

Aさんはアパートの取り壊しに伴い立ち退きを大家さんから迫られている。戸建ての賃貸で40年暮らしてきた。現在は年金と貯金を切り崩しながら生活している。貯金は300万円くらい。年金は1カ月14万円。引越の費用はあるが、転居後の生活が不安である。立ち退きが決まってから1人で数件の不動産屋に相談に行ったが、年齢を理由に断られてしまった。転居できずに、住むところがなくなってしまうことが不安でしかたない。8年前に夫を亡くし、子供はいない。親兄弟はすでに亡くなっている。住み慣れた今住んでいる地域での転居を希望している。食事は料理が好きで自分で作っている。昔は近所の高齢者に差し入れをしていたこともある。買い物は重いものを持って歩けないので、少量ずつ買ってきている。趣味はなく、テレビをみることくらい。近所に住む友人がたまに訪ねてくれて、話すことが楽しみ。足、腰が痛い。もう何年も病院には行っていない。電話は固定電話があるが、電話の詐欺が怖いので、出ないようにしている。携帯電話は持っていない。認知機能の低下は見られず、介護保険等のサービスは利用していない。以前、買い物を手伝ってもらえると聞き、市役所の高齢介護課に行ったことがあるが、よく分からず帰ってきてしまった。

居住支援法人委員会の支援員は、関係機関にAさんの思いを代弁し、住宅確保のための支援(住宅確保支援)とAさんが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにネットワーク(連携)を形成する支援(地域定着支援)を行いました。

**住宅確保支援**は不動産会社・大家さん・民生委員・緊急連絡先・保証会社等の関係機関との面談同行、物件内覧、連絡調整等や手続き支援を行いました。

**地域定着支援**は地域包括支援センター・病院・民生委員・サロン・民間の見守り支援をおこなう会社等の調整・ネットワーク形成支援を行いました。





## 柱5 市町村の支援と計画の推進

### 5-1 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援

市町村が地域福祉計画の策定及び改定が適切に行うための支援をします。

#### ■背景

市町村が策定する地域福祉計画は、住民に身近な地域において分野ごとの施策を横につなげ、地域にあるボランティアなどの人材、様々な施設や関係機関などのネットワークを構築し、多様な社会資源を活用した総合的な対応を図ることを目指すところに意義があるものです。

地域福祉計画の策定意義への理解が進んだ結果、県内で地域福祉計画を策定している市町村は、令和2年（2020年）4月1日現在62市町村（県内市町村数63）となっています。

平成29年改正社会福祉法により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務となり、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載するいわゆる上位計画として位置付けられることとなりました（※）。

※ 平成29年改正社会福祉法により追加された記載事項については、施行日である平成30年（2018年）4月1日から記載されるべきものです。しかし、それが難しい場合は、直近の計画の見直しの時点で記載事項を追加して差し支えないとされています。（最長で施行後3年程度以内を想定）

出典：平成29年（2017年）12月12日厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知）」を基に作成



## ■市町村・地域での取組の方向性

### 社会福祉法一部改正を反映した市町村地域福祉計画の策定・改定

市町村地域福祉計画は平成29年改正社会福祉法に基づき、福祉分野における共通的な事項を定めることとなりました。

また令和2年改正社会福祉法に基づき、重層的支援体制整備事業に取り組む市町村は、計画を定めることとされており、地域福祉計画の改定時などに当該事業について盛り込むこととされました。

さらに、市町村介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など福祉関係計画との連動や、市町村社会福祉協議会との連携により地域福祉活動計画との策定を一体的に行うことも地域の実情を反映する効果的な方法です。

そのため、計画の策定に当たっては、関係各課と連携することが今まで以上に必要です。地域住民、専門職、関係団体等の積極的な参加を促し、検討を進めていくとともに、小地域（小・中学校区域）で意見を聞く機会を設けるなど、きめ細かく行う必要があります。

## ■ 県の主な取組・支援

市町村及び市町村社会福祉協議会の職員を対象に、地域福祉に関する先進事例を紹介するなど研修会や意見交換会を行うことにより、地域福祉計画の策定・改定を支援します。また、重層的支援体制整備事業に取り組む市町村における計画策定を支援します。

福祉政策課

**【福祉の各分野における共通的な事項の例】**

- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- ② 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- ⑤ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬ 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉分野以外の分野の圏域との関係の整理
- ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯ 全庁的な体制整備

〔出典：平成29年（2017年）12月12日厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉のについて（通知）」を基に作成〕

**【計画策定に当たっての留意点】**

- ・ 狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
- ・ 他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる一体的に策定するなどの方法が考えられる。
- ・ 成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

〔出典：平成29年（2017年）9月12日 地域力強化検討会最終とりまとめを参考に作成〕

## 5-2 計画の進捗管理

市町村が地域福祉計画の進捗管理を適切に行うための支援をします。

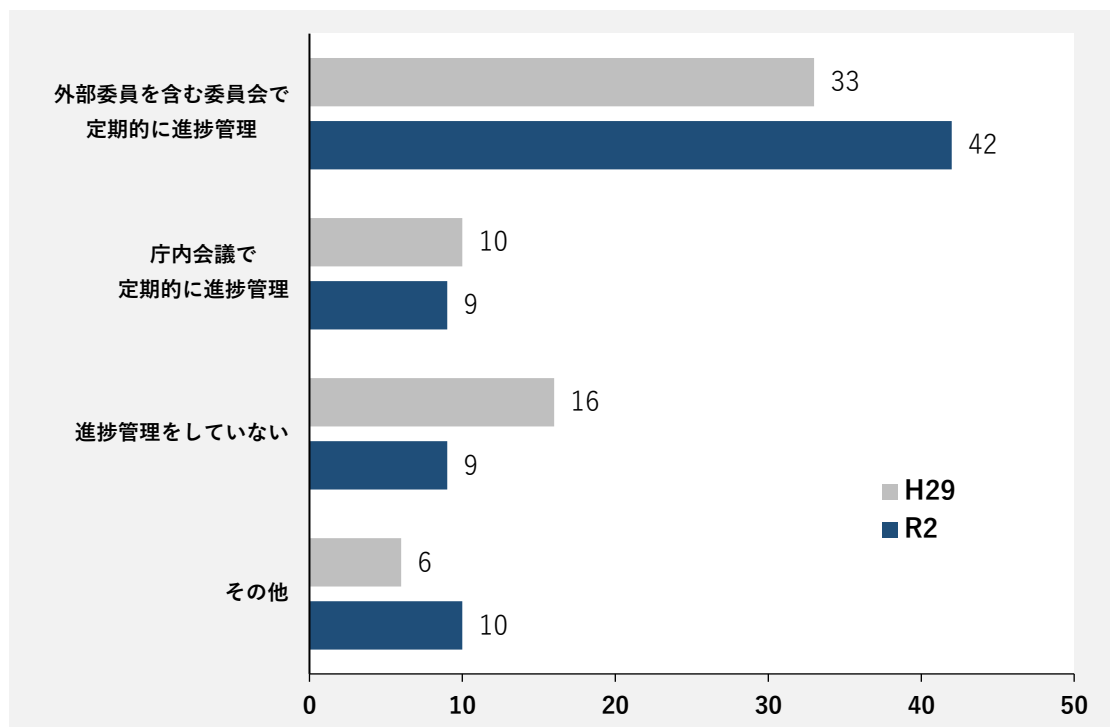
## ■背景

平成29年改正社会福祉法により、市町村は策定した地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めることとされました。

地域福祉計画策定後の進捗管理については、42市町村が有識者等外部委員を含めた委員会等を設置し、定期的に計画の進捗管理を行っています。また、庁内会議を設置し、定期的な計画の進捗管理を行っているのは9市町村となっています。

一方、9市町村が計画の進捗管理をしていない状況となっています。（以上、複数回答あり）

図48 本県市町村における地域福祉計画の進捗管理の状況（市町村：複数回答）



[福祉政策課調べ（令和2年(2020年)6月実施）]

## ■市町村・地域での取組の方向性

地域福祉計画は策定して終わりではなく、計画期間が終了するまで、継続的に進捗管理を行うことが重要です。

また、必要に応じて見直しを行うことも大切です。

地域福祉計画を実効性のある計画とするためには、計画に記載されている施策・事業の進捗管理を実施し、その結果を公表することにより、PDCAサイクルによる着実な実行が必要です。

このためには、計画を評価する委員会等を設置し、定期的な進捗状況の管理や新たな課題に対する検討が必要です。

## ■県の主な取組・支援

県地域福祉支援計画の進捗状況や市町村地域福祉計画の策定・改定状況などについて公表するとともに、埼玉県地域福祉推進委員会により定期的な進捗状況の管理や新たな課題に対する検討などを行います。

福祉政策課



埼玉県地域福祉推進委員会の開催の様子

**コラム** 地域福祉計画の進捗管理の事例

埼玉県本庄市 ふくしの杜ほんじょうプラン21（第2期本庄市地域福祉計画・第2期本庄市地域福祉活動計画）の進捗管理について

1 計画進行管理体制の確立

本庄市では、平成31(2019)年4月に「ふくしの杜ほんじょうプラン21(第2期本庄市地域福祉計画・第2期本庄市地域福祉活動計画)」を本庄市社会福祉協議会と共同で策定しました。計画を取り組むに当たり、実効性を更に高めていきたいと考え、進捗状況の確認等を行う庁内組織を立ち上げました。また、地域福祉審議会の所掌事務を改正し、市と社協だけでなく、市民、関係機関・団体が一堂に会して進捗状況の点検・評価等を行う体制を整えました(下図1参照)。

2 進捗管理シートの作成

庁内検討会議や審議会において計画の進捗状況を審議するに当たり、その共通様式として、年度中の取組の内容や今後の方針等を記載した進捗管理シートを作成しています(下図2参照)。

この進捗管理シートは、庁内の検討会議において進捗状況を協議・共有し、地域福祉審議会の審議を経て、市のホームページ等で情報を公開しています。

3 進行管理の意義

現計画から進捗管理体制を整備しましたが、以前と比べて、計画に基づいた取組を進めていくという庁内の意識が高まり、組織間の連携や情報共有をより効率的に図れるようになっていきます。また、定期的に審議会へ諮ることにより、市民等の目線を取り入れながら施策の検討を行うことが可能となっています。今後も徹底した進行管理に努めながら、地域共生社会の実現に向けた取組を進めて参りたいと考えています。

図1

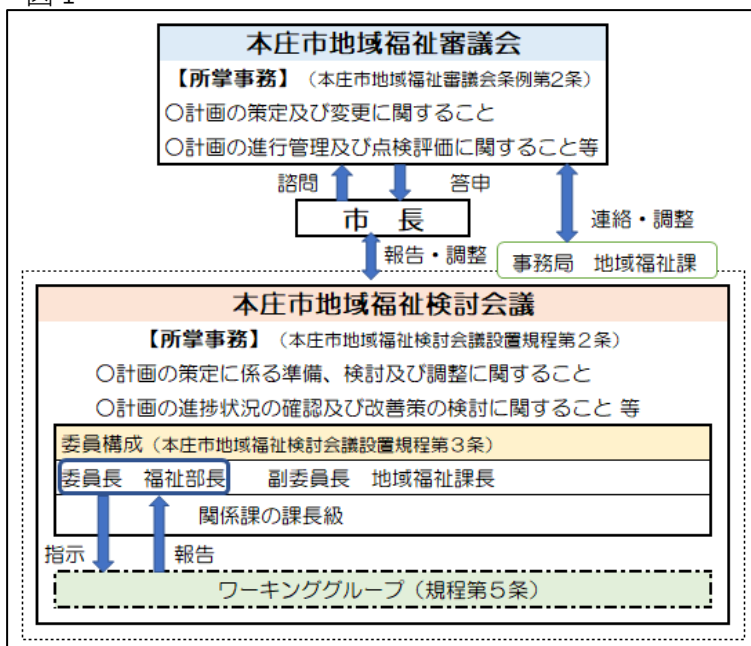


図2

	実行済	地域福祉課
基本戦略	市民の生活を支える仕組みづくり	
実施項目(1)	相談支援の仕組みづくり	
重点施策①	包括的な相談支援体制の構築	
重点事項・重点的取組	1. 庁内相談・政策管理機能部室の設置 2. 市内相談支援・調整機能の設置 3. 市民生活センター等における「ふくしの杜ほんじょうプラン21」の推進 4. 関係機関・団体との連携強化	
年度	令和元年度	令和2年度
年度計画(予定)	調査研究 設置準備	設置
指標目標	ワーキンググループでの調査研究	ワーキンググループでの調査研究
自己評価	A	



參考資料

# 1 埼玉県地域福祉支援計画数値目標一覧

## 柱1 基盤づくり（重層的な支援体制の構築に向けた基盤づくり）

項目	令和2年度 【基準年】	【目標年】	目標の根拠
ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数	26市町村 (R2.4.1)	全市町村 (R6.4.1)	包括的な相談支援の体制の構築を促進するため
【新規】 成年後見制度の市町村計画を策定した市町村数	24市町村 (R2年度)	全市町村 (R5年度末)	認知症や知的・精神障害などで判断能力の十分でない人が不利益を被ることなく安心して地域で暮らせるよう支援するため

## 柱2 地域づくり（地域住民による支え合い・見守りの仕組みづくり）

【新規】 福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数	49市町村 (R1年度末)	全市町村 (R5年度末)	高齢者や障害者が安心して暮らせる地域づくりを進めるため
【新規】 子ども食堂など子供の居場所数	388か所 (R2.2)	710か所 (R5年度) ※R6年度 800か所	子供の貧困の連鎖を解消するために、家庭でもない、学校でもない第3の居場所である「子供の居場所」づくりを進めるため

## 柱3 担い手づくり（専門職から住民一人ひとりまで地域福祉を支える担い手づくり）

【新規】 「チームオレンジ」を整備している市町村数	0市町村 (R2年度)	32市町村 (R5年度末)	認知症の人とその家族を、地域の支援へつなぐ仕組みの整備を進めるため
------------------------------	----------------	------------------	-----------------------------------

## 柱4 環境づくり（福祉やサービスへつなぐ環境づくり）

【新規】 ケアラー支援を担う人材育成数	— (R2年度)	3,000人 (R3~5年度の累計)	ケアラーへの支援を図るため
生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率	44.0% (R1年度)	60.0% (R5年度)	貧困の連鎖を断ち切るため

※「全市町村」は県内63市町村を指す。



## 2 埼玉県地域福祉支援計画策定の経緯

### 2-1 これまでの計画

平成 16 年 3 月	第 1 期埼玉県地域福祉支援計画（平成 16 年度～平成 20 年度）
平成 21 年 3 月	第 2 期埼玉県地域福祉支援計画（平成 21 年度～平成 23 年度）
平成 24 年 3 月	第 3 期埼玉県地域福祉支援計画（平成 24 年度～平成 26 年度）
平成 27 年 3 月	第 4 期埼玉県地域福祉支援計画（平成 27 年度～平成 29 年度）
平成 30 年 3 月	第 5 期埼玉県地域福祉支援計画（平成 30 年度～令和 2 年度）

### 2-2 本計画の策定に向けて

令和 2 年 1 月 17 日	第 1 回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会
令和 2 年 2 月 12 日	令和元年度第 2 回埼玉県地域福祉推進委員会
令和 2 年 6 月 3 日	市町村へ地域福祉に関する基礎調査実施
令和 2 年 7 月 17 日	第 2 回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会
令和 2 年 8 月 18 日	令和 2 年度第 1 回埼玉県地域福祉推進委員会
令和 2 年 8 月 28 日	第 3 回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会
令和 2 年 10 月 12 日	第 4 回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会
令和 2 年 10 月 16 日	令和 2 年度第 2 回埼玉県地域福祉推進委員会
令和 2 年 12 月 23 日	埼玉県社会福祉審議会
令和 3 年 1 月 11 日	市町村へ素案に対する意見照会
令和 3 年 2 月 19 日	令和 2 年度第 3 回埼玉県地域福祉推進委員会

### 2-3 県民コメントの実施

令和 3 年 1 月 5 日～令和 3 年 2 月 4 日の間、「埼玉県県民コメント制度」により、本計画への意見募集を行った。

### 3 埼玉県地域福祉推進委員会設置要綱及び委員名簿

#### 埼玉県地域福祉推進委員会設置要綱

##### (趣旨)

第1条 埼玉県地域福祉支援計画の推進を目的として、埼玉県地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

##### (構成)

第2条 推進委員会は、委員20人程度をもって組織する。

2 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

##### (委員)

第3条 推進委員会の委員は、福祉に関する学識経験者、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を営業者、民間企業者、商店街関係者、市町村職員、社会福祉協議会職員及び公募による県民等のうちから福祉部長が選任する。

##### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。

##### (会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

##### (部会)

第6条 推進委員会には、部会を置くことができる。

2 部会に関して必要な事項は、別に要綱で定める。

##### (事務局)

第7条 推進委員会に事務局を置き、その事務は福祉部福祉政策課において処理する。

##### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

埼玉県地域福祉推進委員会委員名簿

任期（H31年4月1日～R3年3月31日）

分野	氏名	役職名
学識経験者 (2)	◎中島 修	文京学院大学人間学部人間福祉学科 教授
	菱沼 幹男	日本社会事業大学福祉計画学科 准教授
社会福祉協議会	○上木 雄二	埼玉県社会福祉協議会 副会長
社会福祉活動 (4)	吉田 豊子	埼玉県民生委員・児童委員協議会 理事
	西川 正	NPO法人ハンズオン 常務理事
	長谷部 朋子	春日部市第6地域包括支援センター長
	坂本 純子	NPO法人新座子育てネットワーク 代表理事
商店街関係	宮嶋 弘	所沢和ヶ原商店街振興組合理事長
社会福祉事業 (2)	高木 輝久	一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会
	田中 一	特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会 代表理事
民間企業	栗原 操	東京ガス株式会社埼玉支社 副支社長
一般公募	吉田 紀子	深谷市在住
市町村行政	五十嵐 世志雄	本庄市福祉部地域福祉課長

※社会福祉協議会は令和2年3月31日まで 石川 稔 委員

(選任区分別50音順、敬称略)

◎委員長 ○副委員長

## 4 埼玉県地域福祉推進委員会作業部会設置要綱及び作業部会員名簿

### 埼玉県地域福祉推進委員会作業部会設置要綱

#### (趣旨)

第1条 埼玉県地域福祉推進委員会設置要綱第6条に基づき、埼玉県地域福祉推進委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 第6期埼玉県地域福祉支援計画の策定に関する検討
- (2) その他目的達成に必要な事項

#### (構成)

第3条 作業部会は、福祉部長が選任する者で構成する。

- 2 作業部会に部会長を置き、作業部会員の中から福祉部長が選任する。

#### (任期)

第4条 部会員の任期は、選任の日から令和3年3月31日までとする。

#### (報告)

第5条 部会長は、委員会委員長に対して検討結果を報告する。

- 2 推進委員会委員長は、必要に応じて、部会長に対し、推進委員会への検討結果の報告を求めることができる。

#### (庶務)

第6条 作業部会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるほか、作業部会の運営について必要な事項は部会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和元年12月13日から施行する。

埼玉県地域福祉推進委員会作業部会員名簿

任期（令和2年1月1日～令和3年3月31日）

分野	氏名	役職
学識経験者	◎菱沼 幹男	日本社会事業大学 福祉計画学科 准教授
福祉相談機関 (地域包括支援 センター)	黒川 愛	社会福祉法人シナプス さいたま市中央区北部圏域地域包括支援センター ナーシングヴィラ与野 管理者
保健師 (市町村保健師)	藤田 恭子	上尾市 生活支援課 副主幹
福祉活動実践者	土屋 匠宇三	一般社団法人 彩の国 子ども・若者支援ネットワーク 代表理事
社会福祉協議会	中島 亜樹	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 地域福祉部地域連携課 課長
市町村行政	中村 生	ふじみ野市 福祉総合支援チーム 主査
権利擁護・ 生活困窮者支援機関	中村 裕治	公益社団法人 埼玉県社会福祉士会 会員

※社会福祉協議会は令和2年3月31日まで 塚原 雅代 部会員

※権利擁護・生活困窮者支援機関は令和2年3月31日まで 山村 吾郎 部会員

(敬称略)

◎部会長

## 5 埼玉県地域福祉支援計画取組の県担当課一覧

施策	頁	担当課
柱1 基盤づくり ～重層的な支援体制の構築に向けた基盤づくり～		
1-1 市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援	48	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、地域包括ケア課、疾病対策課、雇用労働課
1-2 社会とのつながりの回復や社会参加に向けた支援	63	福祉政策課、社会福祉課、疾病対策課、雇用労働課
1-3 権利擁護体制の充実	66	福祉政策課、障害者福祉推進課、障害者支援課、地域包括ケア課、こども安全課、健康長寿課
1-4 成年後見制度の利用促進	71	障害者支援課、地域包括ケア課、こども安全課
柱2 地域づくり ～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～		
2-1 地域福祉の場・拠点づくりの促進	76	福祉政策課、障害者福祉推進課、地域包括ケア課、少子政策課
2-2 地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充	81	社会福祉課、地域包括ケア課、共助社会づくり課、消費生活課
2-3 災害時に備えた支援の取組の充実	85	社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課、共助社会づくり課、危機管理課、災害対策課、疾病対策課
2-4 地域の子育て力の充実	90	少子政策課、こども安全課、健康長寿課、生涯学習推進課
2-5 子供の貧困に対する取組の強化	94	社会福祉課、少子政策課、住宅課、生涯学習推進課
2-6 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり	99	地域包括ケア課、疾病対策課、生涯学習推進課
柱3 担い手づくり ～専門職から住民一人ひとりまで地域福祉を支える担い手づくり～		
3-1 介護、保育等サービス人材の確保等	104	社会福祉課、障害者支援課、高齢者福祉課、少子政策課、産業人材育成課
3-2 住民が地域福祉の課題を学び、考える機会（福祉教育・学習）の充実	108	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、広聴広報課、共助社会づくり課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課
3-3 地域福祉を担う住民の育成の拡充	112	社会福祉課、高齢者福祉課、少子政策課、共助社会づくり課、国際課、青少年課、消費生活課
3-4 NPO・ボランティア団体、自治会等の地域活動への支援	115	福祉政策課、少子政策課、共助社会づくり課、防犯・交通安全課
3-5 社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化	118	福祉政策課、社会福祉課、地域包括ケア課、少子政策課、保健医療政策課
柱4 環境づくり ～制度やサービスへつなぐ環境づくり～		
4-1 ケアラーへの支援の推進	122	福祉政策課、障害者支援課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、雇用労働課
4-2 生活困窮者対策の推進	124	社会福祉課
4-3 孤立や配慮が必要な人への支援	129	社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、地域包括ケア課、少子政策課、男女共同参画課、人権推進課、国際課、防犯・交通安全課、疾病対策課、雇用労働課
4-4 苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実	138	社会福祉課、福祉監査課、こども安全課
4-5 障害者への理解の促進と誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり	142	福祉政策課、障害者福祉推進課、高齢者福祉課、交通政策課、文化振興課、国際課、都市計画課、建築安全課、道路環境課、公園スタジアム課、住宅課
4-6 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり	149	社会福祉課、地域包括ケア課、住宅課
柱5 市町村の支援と計画の推進		
5-1 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援	154	福祉政策課
5-2 計画の進捗管理	157	福祉政策課

## 6 社会福祉法（昭和26年法律第45号）〈抄〉

※ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）による改正後【令和3年4月1日施行】

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環

境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の实情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
  - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱え



る地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第 22 条第 2 項に規定する母

子健康包括支援センター、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

- 4 市町村は、第 2 項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (重層的支援体制整備事業実施計画)

第 106 条の 5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106 条の 3 第 2 項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### (支援会議)

第 106 条の 6 市町村は、支援関係機関、第 106 条の 4 第 4 項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第 3 項及び第 4 項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(市町村の支弁)

第 106 条の 7 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は、市町村の支弁とする。

(市町村に対する交付金の交付)

第 106 条の 8 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

(略)

第 106 条の 9 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

(略)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
  - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
  - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
  - 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。



埼玉県福祉部福祉政策課政策企画担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL: 048-830-3223

FAX: 048-830-4801

E-mail: [a3380-10@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3380-10@pref.saitama.lg.jp)

